### 土地行政 オーラル・ヒストリー

2008年7月

### 国土交通省 国土交通政策研究所

Policy Research Institute for Land, Infrastructure, Transport and Tourism Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

### 一地行政 オーラル・ヒストリー 刊行にあたって

話等を明らかにしようとするものです。 れた方々へのインタビュー を行うことにより、 国土交通行政オーラル・ヒストリーは、これまでの国土交通行政を振り返り、主に戦後の重要な政策の決定過程に携わっておら 既存の資料からは把握しがたい政策の背景や意図、 意志決定の過程、 制度化の苦労

のです。 う生きた言葉の行政資料として編纂し、今後の国土交通行政に係る政策の企画・立案の際の貴重な資料として活用しようとするも で記載しています。このような口述記録の方法により、その当時の政策担当者の思いや考えを今まで存在した文献資料とはまた違 このオーラル・ヒストリーは、発言者の意図をストレートにお伝えするため、インタビューで伺った内容を原則そのまま口語:

ラル・ヒストリーに係る専門的なノウハウも蓄積され、第三者的な観点からも過去の政策を把握・分析することが可能となり、主旨を踏まえこのような貴重な資料を収集・編纂、保存することとしています。当研究所が一連の編纂に関わることにより、オ の総合的な政策形成や政策の客観的な評価・分析に寄与することができると考えております。 な資料を所管部局内に留めてしまうことなく国土交通省全体のみならず広く一般に周知することが可能となり、今後の国土交通省 在直面している人口減少社会における新たな政策の企画・立案のための基礎資料を提供することが可能となります。 国土交通政策研究所は、国土交通省のシンクタンクとして政策の基礎的な調査研究を行う機関ですが、オーラル・ヒストリーの さらに、 貴重 オー

策等を行った背景、当時の状況、政策判断等についてお伺いいたしました。 たな段階に入りつつあると考えられる土地行政を振り返り、過去の政策決定に深く関わった方々にインタビュー を行い、当時の施 今回は、住宅・建築行政に引き続き、少子高齢化に伴う人口減少社会を迎え、土地に対する価値観の変化や都市の縮退など、

に関心をお持ちの方々にとっても何がしかの参考になれば幸いと考えております。 て編纂を行うこととしております。 本書が土地行政に携わる方々にとって参考となり、今後の土地行政の企画・立案、 今後も現在作業を進めている国際海事行政につ 事業実施の一助になることに加え、 広く行政

水資源局の方々に心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。 末筆ながら、お忙しいところインタビューを受けていただいた方々をはじめ、 本書の編纂にあたり色々とご協力を頂いた土地

国土交通政策研究所長 渡辺直行

## オー ラル・ヒストリー

# 地行政

### (土地行政オーラル・ヒストリー刊行にあたって]・・・・

3

【本編】 河野正三氏 (元国土庁国土事務次官)・・・・・・・・ 7

昭和四十年代の大都市集中と土地政策/地価対策閣僚協議会 宅地並み課税/ 地価公示/ 土地と都市計画 国土利用計画法の制定/ 土地譲渡税/

佐竹五六氏 ( 元国土庁土地利用調整課長 )・・・ 29

当時の土地利用調整課/ 地取引規制 国土利用計画法制定とその背景/ 国土利用計画法と地価対策ノ 国土利用計画法の施行/ 土

佐藤和男氏 ( 元国土庁土地政策課長)・・・・ 55

離課税/ 土地問題懇談会/ ブルと土地政策 価格審査と地価公示/ 土地税制と都市計画法/ 地価税と土地税制 譲渡所得の分 バ

> 城野好樹氏 ( 元国土庁土地局地価調査課主任鑑定官 )・・ 75

審査の手法/損失補償公的土地評価の一元化/ 不動産鑑定評価手法/ 損失補償基準と不動産の鑑定評価に関する法 新都市基盤整備法の制定 不良債権担保不動産の評価 価格

片桐久雄氏 ( 元国土庁土地局長)・・・・・・ 97

と地価 土地対策要綱/ 昭和六十年当時の地価 土地基本法/ / 監視区域制度と規制区域 当時の土地局ノ 土地利用

藤原良一氏 ( 元国土庁国土事務次官)・・ 125

金融の状況/土地基本法の制定/戦後期・昭和六十年代の地価高騰/ の動きの変わり目と金融/ 学者の論調今昔 当時の土地局ノ 監視区域、 規制区 \_ 域 / 地価

### 土地行政 オーラルヒストリー

### 河野正三

S40.9~42.9 建設省宅地政策課長

\$46.6~48.8 建設省宅地部長

\$49.6~51.6 国土庁土地局長

S54.7~56.6 国土庁国土事務次官

\*

インタビュー日時: 平成 20 年 2 月 18 日

[インタビュアー] (肩書きはインタビューの時点)

土地·水資源局 総務課長 赤川 淳哉

土地・水資源局 総務課長補佐 平瀬 敏郎

土地・水資源局 土地政策課長補佐 矢吹 周平

(財)土地総合研究所 理事 古倉 宗治

いできればと思います。しゃっていただけるようなことがあればと思いまして、よろしくお願両方を通じまして土地政策に携わってこられて、後輩の私どもにおっ有識者として土地政策審議会などでご活躍いただいた時期の話、あと赤川 きょうは、現役ご在任中のお話、それから現役を退かれてから、

からお伺いしたいと思います。 それでは、早速でございますけれども、まず、ご在職の期間のこと

事をされております。地部長として用地買収の関係でもご活躍になったり、いろいろなお仕いころから土地区画整理法の制定、あるいは近畿地方整備局で初代用度等の整備に携わられまして、土地行政の分野におきましても、お若河野さんは、現在の国土交通省の行政を支える広範囲にわたる法制

政策に関しては、何か印象深いようなことはございますか。 を流行の整備などがされておりますが、昭和四十年ころの土地・宅地に別の高度成長の時代で、各地に日本住宅公団による団地の建設など年九月に宅地部の宅地政策課長に就かれています。このころはまさに年設の基本構想の策定、あるいは新産・工特の指定などに計画局の総理設の基本構想の策定、あるいは新産・工特の指定などに計画局の総の第に関しては、何か印象深いようなことはございますか。

あるんですが、お読みになったことある? ない?波から四十六年に出ている華山謙さんと新沢嘉芽統さんの書いた本がったわけだけど、改めて勉強しなきゃいかんと思いましてね。まず岩問題というのは非常に重い問題だから、総合計画課長からこっちへ移河野 宅地政策課長というのに四十年九月になったわけですね。土地

平瀬 いや、ないです。

いいますか、先鞭を切られたということを聞いております。古倉「地価と土地政策」という本が、当時は一番土地理論の先頭と

思い出があるわけなんです。河野でそうですね。それを読みましてね。非常に勉強になったという

んに言ったわけですよ。のころに華山さんは、地価の分析というものが大事だということを盛問題というようなことは、まだあまり言われなかったと思います。そとつとして、大都市問題というのが非常に言われたわけですね。地価とのとして、大都市問題というのが非常に言われたわけですね。地価大都市問題 当時までは、昭和四十年になるまでの三十年代とい

代形成理論とその応用に関する報告」というものが出たのです。が、科学技術庁の資源調査会というところから「大都市圏の地価・地このころに、建設省として私は先を越された、とまず思ったのです

赤川 それは昭和四十年ころでございますか。

やっていた問題なんです。河野の四十三年に発表になったのね。だけど、その前からずっと実は

張しておられるわけですよ。出た本と論理的には全く同根の主張を、この資源調査会のほうでは主まれにも華山さんなんかが参加していましてね。それで、岩波から

ですか。
赤川 そのとき、三十年代の大都市問題というのは、過密という問題

- 『『こうのうにようのことのでする。 『『こうのうでする、過密じゃない。何というか、集中だね。大都市へ河野 そうですね、過密じゃない。何というか、集中だね。大都市へ

実は、その中に他人のところの資料で、我が役所の中の勉強家を発

設省入省) って知っているかな。見するというようなことがあったわけです。伊豆宏君 (昭和三十年建

赤川お名前は。

平瀬
不動産研究所に行かれた伊豆先生ですよね

河野 そうね。

のでしょうか。 赤川 伊豆さんは、そちらのほうに何かお書きになっていらっしゃる

られるところが多かったということで。後書きか何かにも書いておられますがね。伊豆宏さんの論文には教え表しておられてね。それが、華山謙さんなんかは非常に参考になった。河野 関係していたんですね。それで、しかも、非常にいい理論を発

にある程度働いていただいたり、いろいろなことがありました。て、お子さんが弁護士になられたりして、住宅金融公庫の事件その他せてもらったりしましたけれどもね。その後もずっとつき合いがあっ人もいるんだなというのがわかりまして、それからいろいろと勉強さそれで、これはいかんと。自分の後輩だけど、大いに勉強している

さんは言っているわけですよ。考えるためには地価の分析ということが欠かせないということを華山地価問題なんていうのはあまり言われなかったんだが、大都市問題をあ、いずれにせよ、大都市問題というものが非常にうるさくて、

期に言っておられるんですね。土地神話問題というのが出てきますね。しかし、これが意外に早い時、それから次には、土地神話の打破ということが重要だ。後のほうで

ているんですか。赤川(すみません。「土地神話」という言葉も華山さんがお使いになった。

クラークさんなんかも言っておられるんですけどね。とを盛んに言っておられますね。同じことは、上智大学のグレゴリー・ゃなくて、本来から言えば、保有税にまず着目すべきであるというこすね。需要のあることに対して供給。それから取引規制という問題じ河野 使っているんですね。それから、土地の需給論、つまり供給で

河野 そうそう。

河野 仲よくやったこともあるわけで。けんかもやったし。非常に厳しい関係がずっと続いていましたものですから。後は結構、税制改正なんかで、こちらは要望側で、向こうは守る側。赤川 ある意味、古きよき時代だなと思うところもございます。その

時の勉強の第一歩として印象に深く残った問題ですね。 そういうようなことを華山さんが言っているわけですね。これが当

日本でもいうことだったのか...。かを見れば、保有税は重いと、そういうようなことをごらんになって、赤川 すみません。 華山さんは、 ヨーロッパの土地に関する税制なん

ックスという、課税の単一課税論というのがあって、そのための学派河野(ヨーロッパのことはあまり...。むしろ、シングル・ランド・タ

ったんだけどね。があったわけですね。僕は当時盛んにそれを担いで、方々にもしゃべ

論の一部は、シングル・ランド・タックス論だったですね。(しかし、その後の日米協議なんかでも、アメリカが盛んに言った議

赤川 すみません、中断して。

河野 それで、ちょうど昭和 これは宅地政策課長というのは四十

赤川はい、そうですね。

二年ですか。

光さんだけだけど。相当大きく出たりしてね。設省入省)とかね。何というか顔写真は出なかった。顔写真は井上義地政策課長は河野正三とかね。開発課長が山岡一男(昭和二十四年建というのでね。初代宅地部長、井上義光(昭和十八年内務省入省)。宅河野 あのときは新聞にも出たんだよな。建設省が隠し子をつくった

亦川 マスコミで?

い時代が来るけどね。というのは。今はだめだけどね。あまり言わないからな。またうるさというのは。今はだめだけどね。あまり言わないからな。またうるさ河野(そう。だから、時代の花形になりつつあったんだな、土地問題

代になったときにどうなるかというのがあると思いますが。赤川(そうですね。それはお話の最後にでも、こういう人口減少の時

僚協議会というのを、昭和四十年だったっけ。河野をれで、そうやっている間に、だから、第一回の地価対策閣

半瀬 そうです。八月。

問題というのがうるさくなってきた。そのころ、ちょうど田中角栄さ地価対策になるんだけどね。ちょうど皮切りになる。だんだんと土地河野(八月ね。それで、経済対策協議会というのがあって、それから、

したころですね。議に日本ではね。それで、困ったこっちゃという気持ちが方々に出だってくれりゃいいのにと思うんだけれども、土地になるんだな、不思んの列島改造論とか。金融が超緩慢なものだから、金(きん)でも買

ろなことがありました。 な性格を持った商品であるというような言い直しをされたり、いろいいという人もいるけれども、私は商品の一種だと思う。しかし、特別れから、ほかの大蔵委員会とかでは、福田さんだったかな、商品でな戸山さんが、有名な「土地は、地球の一殻にして、商品にあらず」。そそれで、地価対策閣僚協議会も開かなきゃいけない。それから、瀬

赤川一今のは福田赳夫さんですか。

河野 そうそう。今の福田さんじゃないですがね。

二月))というものもあるんだけどね。あんまり知らないかな。(「田中君よ、聞いてくれ/インタビュー福田赳夫」(昭和四十八年十福田赳夫さんのインタビュー作品には、「文藝春秋」の土地国有論

赤川 それは初めてお聞きしました。

河野 ああ、そう。なかなか深く考える人でしたね。

赤川 四十年代にお書きになっていらっしゃるんですか。

河野 そうですね。これは、やっぱり四十年も 四十五年は過ぎて

いたはずですね。少なくともね。

赤川(そうすると、まさに地価が高騰している時期...

.野 高騰している時期...しかかった時期というか。

河野 ああ、そうだね。あれも僕は非常に感慨深いんだ。計画局総務平瀬 四十五年というと、第一回の地価公示が行われた年ですね。

課長だった。

赤川 そうですね。

うのが突然死んだんだよね、出張中に。河野(ところが、大河内(正久)君(昭和二十五年建設省入省)とい

赤川 そのころでしたか。

古倉 そのころは宅地部は二階に?に座って仕事をやるというようなことも毎日のようにやりましたね。って、それから後二階におりていって、宅地部の宅地政策課長のいす出ないようにはしたんだけれども、六時ぐらいまで総務課の仕事をや出という命令を受けて、それで、地価公示とか、そういう.....。表に河野 それだものだから、土地問題のほうも兼務のようなつもりでや

局も三階だし。河野の当時は二階だったね。計画局総務課は三階だったからね。計画

というのがあってね。四十七年十二月だな。四十八年に近かった。地あさりというのが大きくなるんだ。そのひとつに、NHK跡地問題題にあまり言及がないものだから、北は北海道から南は九州まで、土うするとか、名前が出てくるんだな、どんどん。それでいて、土地問きな工業基地をどこにつくるとかというような話とか、高速道路をど河野 ちょうどこのころに列島改造論があり、これは非常に日本の大

ようなことで、非常に問題になりましたね。コミはけしからんと。高く売って、地価が波及するじゃないかといういんだと言われる幹部の方もいたんですけれども、新聞各紙は、マス特殊法人NHKとしては財産処分をなるべく高く売ることが何が悪

届け出とそれの価格審査とそれに基づく勧告制度というのを柱とするとつ法律を用意しなきゃいかんというので、大規模な土地についてのこれは何とかしなきゃいかんというので、まあ、建設省としてもひ

出さなかったんだけど。ものの、原案をつくったんだよね。これは新聞には出なかったと思う。

の理事さん方がいいじゃないかと、こういうことで、それを入れたわ 強くなったものですから、建設省としては、経済企画庁の開発局に、 問題に対する切り込みがないじゃないかと。それなのに、そんな法律 中に、いろいろな改正原案があったんだけれども、 けですね。 設省が企画庁に知恵を授けた、その原案を四党の中の自民党、 正、これが国会で四党の理事会でさんざん議論されまして、その後建 規制法をくっつけたらどうかという積極的な申し入れがあったんだね。 ているし、何とかしなきゃいかんという気持ちで、用意している土地 下河辺(淳)さん(昭和二十二年戦災復興院技術研究所入所)も行っ おかしいよと。ただ単に列島改造論を持ち上げるというような法律は 合点がいかないということで、各党が反対しましてね。それが非常に そうだ、そうだということになりまして、国土総合開発法の全部改 そういうようなこともあったわけです。 そういうことのひとつとし 国土総合開発法の大改正というのを経済企画庁が考えた。 国会各党は、

きたわけですね。
そのために、国会の中は、スムーズに通って、日の目を見ることがでの指定をすると、それが許可制度になるという法律になったわけです。区域制度というのを持っていまして、許可制度なんですね。規制区域のができたわけです。しかし、あの法律はそれだけじゃなくて、規制のができたわけです。しかし、あの法律はそれだけじゃなくて、規制のができたわけです。しかし、あの法律はそれだけじゃなくて、規制のができたわけですね。

5川(今のところは非常に興味深いところなんですけれども、最初に

ないんじゃないかという批判は、与党、自民党からもそういう声が...経企庁が出された国土総合開発法の改正案には、土地のことが書いて

河野 そうですね。

亦川 じゃ、もう与野党一致して.....。

河野 それはもうね。

ょうか。 地売却の問題というのがかなり大きな引き金になったということでし 赤川 届出勧告制という制度のアイデアが出てきたのは、NHKの土

うことが大きかったでしょうね。わたる土地の買い占めと例の列島改造論、これにどう対処するかとい河野(まあ、建設省としてはね。しかし、経済企画庁としては全国に

きつい感じですね。 赤川 規制区域で許可制にしたらというのは、どの辺の.....。非常に

本気になって考える人たちだったですね。どうかということを心配していたのは、むしろ土地のプロというか、と思う人のほうが多かったですね。だから、少しこれはうまくいくか河野(その辺は、きつい法律だと今は思うでしょうが、当時は当然だ

な、そういうご認識がうかがわれるところもありますね。どうすればいいのかというようなことが、すぐ問題になるというよう赤川(河野さんのご本の中でも、特に許可制の場合、許可する基準は

しね。どうやって決めるんだろうと。日や読売だというようなことで、新聞社が争っているころでもあったったら、どうやるんだという.....。ちょうど築地のあたりの土地を朝河野 そうなんですね。プライスメカニズムというものをなくしちゃ

にずるよって言っちゃえばどうなんだと、こう来るわけだ。 とれで、そういうことで法律は通ったわけだ。それで、今度は施行とれて、そういうことで法律は通ったわけだ。そこで、今度は施行とれて、そういうことで法律は通ったわけだ。そこで、今度は施行をれて、そういうことで法律は通ったわけだ。そこで、今度は施行をれて、そういうことで法律は通ったわけだ。そこで、今度は施行をおいて、

平瀬 西村大臣ですね。

弁護士さんでもある。しかも、今、知事をやっていると。党の実力者で、こういう土地問題やなんかについては非常に詳しいと。それで、聞くところによると、やはり畑(和)さんというのは社会

になって、いろいろ僕が話すと、君の言っているとおりじゃないかと、 りまして、それで、畑先生と会いたいということで、お会いしたわけ こう来るわけだな。一杯飲もうというわけで、飲んじゃってね 畑さんが浦和から出てきて、平河町の料亭で飲もうということ だから、畑さんと話をすればわかるじゃないかという意見があ 埼玉県知事(在任昭和四十七年七月~平成四年七月)ですね。

の 朝、 なかなか偉い人ですよ。 後で考えようとか何とか言って、飲んでね。 にみんな賛成だということになるかねってまた考えるんだな。しかし、 だ、それで、どういうふうに議論を持っていったら、おまえさんの話 の埼玉県」というんじゃないですか、知事さんと言ったら、そうなん 僕は毎週朝ラジオで全庁の職員にいろいろ訓話をするんだ。あした 河野君、これをやるからなと、こういうわけなんだ。「緑と清流 愉快な人だったですね。

野党系ですけどね

やったわけだ。 その席上におまえさんとおれとがパネラーで中心になってやる。 もう るかねというから、それは行きますよということで、それで、それを 人ぐらいだれか学識経験者が来られるかもしれない。 出てきてくれ 結局、電話がかかってきて、県民大会をやることに決めたと。

すごかったね。知事といろいろな議論をするわけです。それから、み 話しているうちにだんだんと自分が負けるような形でね んなからも質問が出るわけだ。そこがまた、知事さんはうまいんだね。 県庁の隣の県民会館というのか、 鈴なりになっちゃってね。 いや、

ううん、畑さんが。 自分がというのは河野さんがですか。 偉いものだよ。それで、やっぱり君の言う

とおりだなと、こう最後は落ち着くわけだ。

くれてね。政令ですか、 他の党の政審会長は、みんな社会党が賛成したといって賛成に回って そういう一幕があって、あとは社会党本部へ畑さんが言ってくれて、 政令が通ったわけです。

赤川 の人の前で話をするという構図というのは、今でもなかなか考えにく 県で行われる集会へ中央官庁の役所の局長が出ていっ ζ

いですし、当時は.....。

河 野 ... ですよね。 考えにくいさ。

赤川

っせって大臣室に行って大臣に言ったら、おまえなら何をやったって 河野 で行ったわけですけどね いいんだよ、信用しているんだから。やってこいというわけだ。 ... にくいけど、しようがないよ。引き受けちゃったから行きま

赤川 ちなみに、聴衆は一般の人ですか

河野 ようにして、それでやったわけですけどね。 がないから外へ向けてマイクをあれしてね。 けの人間が鈴なりでね。立錐の余地もないんだから。 一般の人。だから、埼玉県というのは不思議な県だね。 中の議論も外へ聞こえる それで、 あれだ しよう

赤川 め尽くすというのはすごいですね スポーツの試合ならともかく、そういう政策論で人が外まで埋 だから、それだけ新しいまちが次から次へとできて、 東京都民

けしからんというような気持ちも、特殊だったんでしょうね かんという知事さんの思いも、 が流入もしましたし、それで、緑多き清流、緑と清流を守らなきゃい 県民のやっぱりこういった土地問題は

少し戻って恐縮でございますけれども、国会で厳しい質問が出

ようにということですね。ていれ、その内容というのは、先ほどの規制区域を積極的に広く使う

きゃいけないという…。河野(気持ちでね。それから、その基準価格が固定資産税評価額でな

赤川
そうですね。なるほど。

河野(しかも、ガクンと下げなきゃいけないという主張が野党にはあ

りましたものですから。

っと低い値段に規制してしまおうという、そういうことですね。赤川(まさに規制区域の制度を使って、地価そのものを現実よりもぐ

とです。河野、そうだ。それをお話ししなきゃわからなかったね。そういうこ

いたしました。してきておりますので、今とは状況が違うなということを改めて認識してきておりますので、今とは状況が違うなということを改めて認識赤川(今は公示地価の、固定資産税でも七割評価というので大分徹底

河野 正常価格の理解が、まず、土地収用の場合の近傍類似の価格と古倉 正常価格をどういう理屈でわかっていただいたんですか。

のに土地が要るでしょう。方々で苦労しているものだから、それは知いうことから入っていったね。県庁としても、いろいろな事業をやる

事さんとしては、やっぱりぴんと来るわけだよ。

古倉 自ら必要な用地の買収価格と国土法の正常価格のバランスの問

題ですね。

ゃいかんですね。用地買収をしなきゃいけない。河野(そうそう。いくら緑と清流だって、やっぱり道路はつくらなき

場でないと、ほんとうにこれは理解できないですね。河野(そうなんです。起業者でもあるんですから。起業者でもある立

**百倉 そういう意味では畑知事といういい方を見つけられましたね。** 

河野 ほんとうだね。

ございますけれども.....。

野さんのお名前の文書を随分たくさん今も私ども拝見しているわけで角栄さんは思われたんですね。そういうことからだったと思いますよ。角栄さんは思われたんですね。そういうことからだったと思いますよ。第についても総合調整して進めていく機構が必要だというふうに田中河野 国土利用計画法やなんかを国会で議論しているときに、国土政いつごろから出てきたかというのはご記憶ございますでしょうか。

すね。も、当時はどうしようかというのは、局長としては非常に悩む問題でも、当時はどうしようかというのは、局長としては非常に悩む問題で河野(まあ、後になって見ると、大したことじゃないと思うんだけど)

べてごらん。一面トップに載っているよ。というのは、一面トップだったんだよ。縮刷版かなんか、当時の、調土地譲渡税の話をしようと思うんだけど、「建設省土地譲渡税案なる」しかし、マスコミがずっと非常に味方をしてくれましたね。今から

赤川 それはいつでしたか。

新聞朝刊) 昭和四十七年ぐらいじゃないかな。(昭和四十七年九月五日朝日) 河野 昭和四十七年ののいじゃないかな。(昭和四十七年九月五日朝日)

赤川 今のお話は非常に興味があるところで。

河野 みんな何というか、味方なんだね。何とかしなきゃいけないと

いう気持ちだったんでしょうね。省の連中が言いよるというので、それを自分たちも勉強して、担ぐと名案がない。何かそこで保有課税とか、譲渡課税とかいうことを建設いうのを、新聞記者諸君はみんな思っているわけなんだよ。だけど、

わからないだろう。斜陽族というの、わかる?とがありますね。いろいろと我々も勉強をさせられましたが、こういいでキャピタルゲインに課税するというのは斜陽課税なんだよね。斜とがありますね。いろいろと我々も勉強をさせられましたが、こういいら。それで、土地ではもうけられないということにしなきゃいかん長短区分という 短期重課、長期軽課というのが建設省の主張です河野 分けなきゃいけないというのも建設省の主張なんですけどね。

平瀬 衰退していく.....。

な現象なんだよね。自分は貧乏人ですよ。だけど、世の中で、そういきたわけだ。だから、僕らからすると、斜陽族というのは非常に身近かわいそうなことにね。そのときも斜陽族というのがそのころからでて、大金持ちが財産税を取られたりなんかして衰退していくわけだよ。河野 そうそう。戦後、貴族階級やなんかが、みんな資格を剥奪され

う気の毒な人たちがいるという思いがあったからね。

河野(そう、斜陽族いじめになるでしょう。だって、物4赤川(斜陽族に課税することになる.....。

けない。 儀なくされている段階で税金を取るというのはよほど慎重でなきゃい 斜陽課税だというふうに当時は非常に言われたわけよ。資産処分を余 のに課税が重くなってくるということはいじめることになるんですよ。 れば、借金が返せないとか。ほかに収入がないから、売りたいという 河野 そう、斜陽族いじめになるでしょう。だって、物を処分しなけ

赤川 よ ね。 だからいいんじゃないかとこう言ったって、そうはいかんと。 いかんのだというのが主税局のレスポンスだったですね。 そうはおっしゃるけれども、 非常に強くなって、 アメリカにいるけども、戦後、 でも起きた現象なんだね。昔は、もっと金持ちがいたわけだよ。 ただかないと、国民が納得しないとかいうような話をすると、 ところが、 だから、大蔵省と当時こういう話で土地譲渡税を少し上げて 慎重だったんですね これは何も日本だけじゃなくて、 斜陽族はいじめられる歴史がずっと起きるわけだ 斜陽課税になるから、これは考えなきゃ 大衆の立場で物を考えるということが ヨーロッパでもどの国 金が入るん させ

河野 案外ね。

ど。いかというふうに、役所のほうは動いたように記憶しているんですけいかというふうに、役所のほうは動いたように記憶しているんですけて、当時既に譲渡益重課が実現しておりましたので、しかも地価がち五十年代の半ばごろでしたので、そのころには建設省、国土庁を含め赤川(今の譲渡所得課税ですけれども、建設省に私が入りましたのは

ハ、イルスラードハール、クートーロ。゚ 河野 不動産協会からもさんざん言われたしね。 工夫しなきゃいけな

いと思っていましたね。

出ないことだけどね。段階的に税を重くするから、 たわけだね。これは後にもう一回税調で議論が出ているんだけど、こ 二年区切りで五%ずつ上げていくと。 段階比例税率というものを言っ 分離して、 動いているわけですよ。非常に効果があったということだね。 て。だけど、二度と使えなくなっちゃった。一回やったからね。明ら のときのことがあるから、なかなか踏み切れなかったんですね。 課にした。しかも、芸が細かいことには、長期保有のものについては 五年で切ったんだね。五年未満と五年超に分けて、分離重課と分離軽 いう姿が必要だということをさんざん主張していたんだが、 かにこのときの段階比例税率で土地の移動というものを調べてみると、 ほうがいいよという議論はいつも出てくるんだよ。 やったらどうかっ まあ、建設省としては、分離ということが大事だと。 長期保有のものは軽課する。短期保有のものは重課。 今のうちに売った ただ、 結果的に 所得と そう

働いたのではないかという感じがいたしますが。 たので、その点も逆に税負担を重くするというのは難しい方向へ力が一番土地を持っていて、譲渡益も享受することになるということだっれども、四十年代後半は、持っているのは都市近郊の農家の人たちが赤川 当初、四十年ぐらいまでは斜陽族課税だったかもしれませんけ

台市の郊外に住んでいるんですね、関兵馬。河野、関さんの談話というのが新聞に出たんだよね、関兵馬さん。仙

亦川 土地を売られた方ですね。

近い発言があってね。我々は、大いにこれでもうかったと。ばかなこ河野(そうなんだ。それが国はばかだとは言わなかったけど、それに

ったんだね。 馬さんもその一人であるわけなんですが。それで、関さんの発言になというか。毎年毎年土地を処分した人がトップに出るわけだよ。関兵関兵馬さん。それが毎年六月ごろに発表になるでしょう。高額納税者とを言ってくれたなと思ったんだけど、新聞がそれに飛びついてね、

すると。これは大きかったですな。あと四十八年の税制改正で、法人所得と別計算で欠損法人にも課税

赤川 赤字でもかかっちゃうんですから。

河野 かかっちゃう。

赤川 二十%、別に、ですね。

河野 これは非常にいいことでしたね。

大問題の農地の宅地並み課税問題。これはね、一番苦労したところでここで休みましょう。ここからいよいよ大問題の保有税の中の一番

す ね。

を課そうとしても払えない。 現しますので、持っているだけの段階で土地が上がっても、そこに税収しようとしますと、難しいのは、譲渡益というのは売ったときに実たわけですが、これを土地の有利をなくす、つまり、譲渡益を公に吸ことができるというのは土地の有利性を高めているということになっ赤川 先ほどの譲渡益ですけれども、譲渡益を土地所有者が手にする

それはやっぱり失敗だったですよ。河野(それをやったのがイタリーだね。やったことがあるんだけど、

平瀬。含み益課税ですね。

河野なかなか難しいね、そういうのはね。

古倉 当時の批判は、企業が短期で売買して、売買益を得ることと、

もうけることがだめだということだったでしょうか。めだということだったんでしょうか。それとも、特に短期で売買して先祖代々持っていた土地持ちの方が売って土地成り金になる。両方だ

河野 そうですね。

古倉やっぱり後者のほうが。

だよ。からとして、うんと莫大なもうけだったら、やっぱり国民は怒るわけからとして、うんと莫大なもうけだったら、やっぱり国民は怒るわけ河野(そうです。だけど、長い間持っている先祖伝来の土地を売った)

り両方だめだということですね。 古倉 ということは、そういうのにも、うらやましがられて、やっぱ

河野(そうね。そうなんだ。やっかみというかね。

近くに道路ができるとか..。赤川(それは土地の地価の上昇がどうやってもたらされるかというと、

る作用があるとかね。難しいですね。も言われる。それから、一般的に言えば、売買冷却というかね、抑え結局、需要がうんと強いときは価格に転嫁されるし.....、ということおっしゃるような欠点もあるわけでね。だから、土地の譲渡益課税も、河野 自分じゃないからね。まあ、土地の問題というのは、やっぱり

だから、保有課税のほうが本来なんですね。

河野 さて。

とって、だんだんに少しずつ価格が上がるという形をとったわけだ。はあまりかわいそうだというので、税金は、激変緩和措置というのを価の六・三七倍に一挙に上がったわけだね、新評価が。だけど、それ河野 昭和三十九年に固定資産税の新評価というのが行われて、旧評赤川 固定資産税の、宅地並み課税のところからお願いいたします。

これは日本だけじゃなくて、どの国もそうなんだよ。

しいんでしょうか。 三年ごとですから、三年間で六・三七倍というふうに理解すればよろ赤川(やはりそこは同じようなものなんですね。固定資産税の評価は、

明確にしようということになったわけだね。ものだから、都市計画法の改正で市街化区域と市街化調整区域の別を地域内は上げてもしょうがないかもしれんねという議論になってきた地域内は上げてもしょうがないかもしれんねという議論になってきたのは特に急激にこの辺で上がったのかな。所得倍増計画の後だからね。河野 三十九年の新評価というのが旧評価の六・三七倍と言っている

赤川 理屈の展開はそういう感じだったわけですか

河野 そう。

ミクスというのはもう一つ......。ているものですから、なぜそうしたのかというあたりは、そのダイナ赤川 我々からしますと、それは当たり前のことみたいになっちゃっ

解できないかもしれないね。 河野 このころの郊外の地価の急激な上昇というのは、今になると理

赤川 そうですね。

大臣が 保利大臣だったっけ。では、宅地並み課税をすることはおかしいんじゃないかという議論に、いかもしれないけど、そうでない限りは、市街化区域だと決めただけ市街地としての客観的条件が整うんだから、宅地並み課税をしてもい河野 国会ではこれが大問題になりまして、都市施設が整備されれば、

四十二年十一月~四十三年十一月)。赤川 保利茂先生ですね。四十二年から三年ぐらいですね(在任昭和

は通ったわけですよ。そのために、都市局は非常に農地の宅地並み課河野(そのとおりだというような答えがあって、それで新都市計画法

税について神経質になりましたね。その後も。

平瀬 神経質になった…?

河野 怖いというかね。

平瀬 いじったらいけないみたいな

**河野 農地族にやられるというかね。** 

を繰り延べしたわけだ。 それで、二回、農地の据え置きをやったわけだね。新評価への課税

赤川 三十九年、四十二年がそれに当たりますね。

1。ものは二百倍近くになっているというふうな状態が出てきたわけですはどういう具合になっているかというと、まあ、十倍、百倍、ひどい河野 そう。そのために、実際の固定資産税の新評価と比べて、農地

ような話も.....。 赤川 これはたしか四十七年からといっていたのが一年おくらされた

赤川 敵もなかなか手ごわいですね、農地関係。ましたね。あまりいいことじゃないけど、役人がごたごたやるのはね。それで、建設省の人はいたたまれなくなりまして、猛烈な運動をやりらやめてしまえという動議が出て、そういうふうになりかかったから、河野 おくらされた。おくれるだけならいいんだけど、面倒くさいか

河野(そうなんだね。農地関係だって、あれだけロビー活動をやるん

だからね。我々だってと、こういう.....

平瀬 対抗して.....。

大変ですよね。 赤川 税をまけるほうではなくて、税を上げるほうですから、やはり

う大演説をやったんだ。そうしたら、へえーというようなものだよ。 うのはえらいところですと。世田谷区役所ってご存じですか、諸先生。 どのくらい大きいものだっていうのを説明したんです。 とみずほ銀行か、 農協がここにある。それで、農協というのは、諸先生、ご存じかどう 地部というのがあるんですよ。 農地部のほうが大きいですよ。 そうい か知らんけれども、 あるよ。私は、きょうは地図を持ってきました。 行ったことがありますか。都市部へ行ったことがありますか。 い、小さなものだと。ところが、農協の本部というのは、何坪あって、 ね。世田谷の烏山というところに住んでいる。私の家はここですと。 大変なんですね。 烏山地区では唯一の大金融機関ですよ。三和銀行 あるんだけれども、とても農協さんには及ばな 僕は、 自民党の部会で大演説をぶったことが 地図をパッと出して 農協さんとい 隣に農

赤川(それは建設部会の先生方ですね。(笑)

河野 そう。

平成三年までで廃止)というので十年以上継続して農業を営む途も設う。この際、長営制度、長期営農継続農地制度(昭和五十七年に創設、農地の宅地並み課税というのに踏み切ろうということになったでしょ変だから、農地は強い。後のことになるが、このときの話で、やっと河野 しかし、いくらそういうところで大演説をぶってもなかなか大赤川 でも、同じ先生方が農林部会にもいらっしゃったりして。(笑)

た。いや、驚いたね。そししての長期営農制度の登録認定の申請率は八十三・五%にのぼっけたが、これにそれぞれの公共団体が補助金を出すことになったんだ。

平瀬
政策の効果を殺すようなものですね。

当たり前というような顔をしている農家がいっぱいあったんだよ。サージ機を買ったころに、この近所でマッサージ機を持っているのがだね。都市近郊の農地だって、そうだよ。おれのところがやっとマッ河野(そう。だけど、それはおそらく農地族の勢力がそれだけ強いん

と思ったら、やはりマッサージ機だった。当時は高かったんだ。たわよ。だけど、二台目よ」とか何とか。何の話をしているんだろうくると、お茶を飲む場所があってね。話を聞いていると、「うちも買っ区の農協の人たちが来ていたわけだ。そこへたまたま世田谷区の烏山地ていこうと思って、行ったわけだ。そこへたまたま世田谷区の烏山地ある年、僕は、女房が病気がちなものだから、当時は、温泉に連れ

赤川 今でもそこそこ高いですよ。

河野 それで、すげぇなと思ったんだ。農家というのはね

平瀬都市近郊の農家。

く持っています。 散歩に行ってみたら、でかいんだ。家が今でもありますよ。農地を広から、おれのところじゃないか。のちにどういう人だろうと思って、河野 農家。それで、話を聞いていると、上祖師谷の二丁目だという

赤川。今でも結構広い農地をお持ちなんですか。

河野 持っている。まあね、相続税がかかるようになったでしょう。

5:1 とう聞、 豊也を売せあれは十年か。

赤川 その間、農地を続ければ、免除される.....。

河野 そうそう。長期営農農地ね。長営制度。

ふうなお考えだったんでしょうか。 古倉 農地の固定資産税の宅地並み課税は、農水省なんかはどういう

ゃない。たけれどもね。今、虎ノ門から行ったところに何とか会館ってあるじろいろな農協から出ているいろいろな人たちとも友達になっていまし河野、農水省も賛成ですね、しまいにはね。僕は、練馬農協とか、い

赤川 パストラルですか。

よ。それもやっているし、農協の世話にならなかったらお墓にも行けないもそうやって持っているし、葬祭だな。葬祭というのは、お葬式ね。があるわけだ。全国農協の。農協さんは大変なものですよ。金融部門河野 あれは農協の建物だからね。あそこに今もそうですが、事務局

合わせてくれたということですか。古倉 農協さんは大反対で、農水省さんは、建設省に最後には歩調を

河野 そうね。

効率だということで賛成してくれたと?対だったのが、最後のほうは都市近郊で農業をやるのは、かえって不古倉(よくお話を聞きますと、市街化区域、調整区域の線引きも大反

たでしょう。し、その次長は農水省に戻って次官もやっているしね。二、三代続いり、その次長は農水省に戻って次官もやっているときは次長が来ていた河野(だって、国土庁の土地局長をやっているときは次長が来ていた

平瀬 松本次長ですね。

河野 松本作衛。去年亡くなったそうだね。

平瀬 ちょうど河野先輩が官房長に上がられたときに、松本作衛さん

が局長になったんですね。昭和五十一年六月ですか。

河野 そうですね。

部の公共団体でも農業の継続に対しては補助金を出していたというこ赤川(公共団体ですね、結局、補助金を出すのは。東京のような都市

とですから、やはり河野さんのおっしゃるとおり.....。

すけどね。 河野 世田谷区が出していたかどうかは、ちょっと正確じゃないんで

赤川 一般的には多くのところで出していたというふうに聞いており

河野 そうです。

ますね。

おりまして......。 遍そこに住んでしまうとそういうふうになる傾向はあるやにも聞いて隣の人もそこが住宅になってしまうよりは農地のままのがいいと。一赤川 農地があると土埃の問題があるかもしれませんけど、実は、近

河野 そうですね。

ないという……。いても、地元は公共団体も地元の住民も、農家以外もそうは考えていべきというのは、実は国やら、そこに住んでいない人間はそう考えて赤川(なかなか市街化区域内農地は、昔で言えばすべからく宅地化す

河野 そこはありますね。

赤川 政治的にはうまく対応しないとなかなかできない、難しい話だ

ったのかなと思いますが。

よくなったことでしょうね。河野のまあ、国土庁ができてひとついいことは、農林省と仲が非常に

赤川 逆に、私が入ったときには、都市局でしたけれども、都市局は

そのときはいらっしゃいましたけど、手ごわい人たちだなというふう農水省とがっぷり四つに組んでやらなくちゃいけなくて、古倉さんも都市計画法なんかは間に国土庁がおられるわけじゃないものですから、

に思った記憶がありますね。

構模索していたような気がいたしますけれども。 全にこっちのテリトリーだという感じのすみ分けの仕方というのを結すか、どの辺で折り合いをつけても、あとは譲ったから、こっちは完どん都市が広がってくるわけですから、守るのに精いっぱいといいましたね。どの辺で折り合いをつけるかというか、彼らとすると、どん古倉 ただ、結局、そのときもすみ分けをものすごく模索はしていま

売するところで。 売するところで。 売するところで。 売ができる、その開発を許可していいじゃないか、農地から農地以外にができる、その開発を許可していいじゃないか、農地から農地以外のものにして構わないじゃないかという政治勢力がわっと強くなる。のものには、国道のバイパスができれば、バイパスの周りにずっと商政治的には、国道のバイパスができれば、バイパスの周りにずっと商政治的には、国道のバイパスができれば、バイパスの周りにずっと商政治的には、国道のバイパスができれば、バイパスの周りにずっと商がのものにとってありがたいんだね。農掘地域というのをつ

いかと思うぐらいヒットしていると思います。 赤川 そうですね。近年あんなにヒットした道路政策はないんじゃな

元でという方式でできたんですね。平瀬 駐車場の部分だけ道路のお金でつくって、あと後ろの施設は地

河野 全国にいいことをやられたですね。

このところが道路だと言わなかったところがよかったんだと思うんで赤川(あれはうまいこと、そういう需要をつかんだと思いますね。そ

すけど。

いう……。

おなみに、さっきの宅地並み課税ですけれども、地価をそのまま反いう……。

おなみに、さっきの宅地並み課税ですけれども、地価をそのまま反いう……。

河野 都市局は伝統的に農地も宅地と.....。

はそう言っていただけなかったと思いますけど。赤川(我々は思っていましたけど、なかなかそうは.....。反対する方々

おもしろかったね。いわゆるあめ法だね。これは一晩で僕が言われてつくった法律だけど、河野(特定市街化農地の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法、

整理とか、公庫の融資の特例とか集めて書かれた法律なので、知恵と赤川(まさにアメの措置というのは、何といいますか、特定土地区画

いいましょうか。

一回頭に浮かべながら技術的な読み替え規定を置かないといけないのえ規定ですね。読み替え規定で、よくあれだけの、完成の条文をもうごく長くて(笑)、一言でぱっと言えないですね。もう一つは、読み替古倉 当時、あの法律を見まして、びっくりしましたのは、題名がす

なという感じがしましたね。い名前でびっくりしましたし、条文的にもほんとうによくつくられたで、一晩でよくつくられたなって、感心しましたね。名前もすごい長

かな?河野のあれは渡辺美智雄さんとのなれそめなんだけど、その話はした

の中で出てきたんですね。赤川(まちづくりのほうで拝見はしましたけども。美智雄先生との話

わけだよ。そうかね、あいつも案外知恵があるねとか。ミッチーがこう言っているとか、ああ言っているとか、言ってあげたうわけよ。だから、間をとりもつようにして、総理に説明したときに、河野(そう。美智雄さんは、総理に会わせてくれ、会わせてくれとい

ところに行かれてもよさそうなものなんですが、そこは.....。赤川 ミッチーは、政治家でいらっしゃるわけですから、直接総理の

河野 なかなか総理に会うということは大変なんだよ。

赤川 そのころは、まだまだだったということでしょうか。

河野 長営制度はいいでしょう。結局、相続税の重要問題が、一番彼

らの体に響くわけだよね。

んですけど……。赤川 長期営農農地は、たしか市町村の認定かなんかが要ったと思う

河野 そう、認定です。

赤川 それが予想では半分ぐらいとかというふうに言われていたのが

河野 だまされたね。

赤川 八割以上になったとか。

河野(あれはほんとうに、半分いくかなとか何とかね。信用している、

て、そんなに行くとは思ってなかった......。赤川 向こうの方々も、八割もいくとは、別にだますつもりではなくう、認定率が。いや、驚いたね。あれには驚きましたよ、ほんとうに。とかが。ほんとうにそう思っていたのよ。そうしたら八十何%でしょつき合っている連中が言うわけよ。農地代表の、練馬農協の某とか何

ますよ。人間というのは相当ずるいね、みんな。河野、よく言えばね。しかし、わかっていたんじゃないかな...と思い

うのはよく勉強したね。四十八年一月)の話に飛ぶわけですが、これはしかし、田中総理とい河野(それで、今度はいよいよ後藤田マシン(昭和四十七年十一月~赤川)相手にして仕事をしなくちゃいけないのは我々なんですが。

しかし、毎週二回だからね。しかも、朝八時から十時までだよ。官だったんだけど、総理に言われて、これが長をやっていたわけです。長会議だよね。まあ、実際実力者とおぼしき連中は全部集められたわק野がめは九省庁事務次官会議と言っていたけれども、実際は、局赤川、これは役所の局長、部長さんクラスを集めた会議ですね。

河野 そう。

平瀬

八時から十時まで、毎週二回も。毎週毎週

のですよ。だから、みんな局長クラスも、名指しされた人は出ざるをて、田中総理自身も、二回に一回ぐらいは出てくるんだよ。えらいもラでやるとかということをやったんだけど、朝八時から十時までやっ出てくるわけよ。あの当時、官邸の小食堂でやるとか、ホテルオーク河野 追いつかないよ。大変ですよ。それで、いっぱい新しいことが赤川 資料を用意することも、なかなか追いつかないですね。

得ないからね。よくみんな勉強しましたね。

平瀬 当時宅地部長でいらしたんですね。

はと、こう言うから、わかりましたと言って出たんだよ。 はと、こう言うから、わかりましたと言って出たんだよ。 はと、こう言うから、わかりましたと言って出たんだよ。 はと、こう言うから、わかりましたと言って出たんだよ。それ がというんだな。意外だというような顔をしてね。そうすると、おれ がというんだな。 というのが総理大臣官房にい と、こう言うから、わかりましたと言って出たんだよ。 は思うわけだよ。けれ

だな。うわけだよ。そんなこと、したくないんだけども、やむを得ないわけ言うことが多いからね。だから、答えるわけですよ。局長は浮いちゃ後藤田さんの質問だとか、総理の質問なんかも、おれの方を向いて

ったけどね。 いたが、違うじゃないか。よくできているなってね。それが第一声だいたが、違うじゃないか。よくできているなってね。それが第一声だ理の意見で直したところがあるんですけれども。一言で言えばお褒めて、説明したわけだけれども、総理、非常に喜ばれてね。二、三、総に書いてあるが、付録のほうにね。資料の。こいつを総理の前で開いるれで、例の、あなたがさっき持っていた本(「実践的土地政策」)

途中で質問しないでくださいねと、こう言ったわけだ、おれは総理

っちゃうじゃない。うん、わかった。やれというから、ずっと説明し た。そうしたら、聞き終わったときの第一声がこれだったですね。 ようやっているな、ようできていると。 すぐあの人、口を挟むからね。(笑)そうすると、説明できなくな

ない。 赤川 今どき部長クラスで総理にご説明というのはちょっと考えられ 局長でもなかなかない

いや、僕だって総理は怖いですよ。 だけど、 聞いてもらわなき

ちというのは、 赤川 設省宅地部 の仕事そのものであって、ほかの省庁から来られている局長さんた あの資料を拝見していますと、ほんとうに何といいますか、 それはそれでほかの省庁からもいろいろある.....。 まあ、住宅局も入っているかもしれませんけれども 税 建

っていくか。 それはあなた、 例えば大学を出て入った人がどういうふうにな

制とか農地とか。

赤川 なるほど。

なりますけれども..... り各省が集まって、みんなの助けがあったからできたんでしょう。 しくずっとフォローしてくれてね。参加してくれたんですよ。やっぱ そうしますと、集めるリーダーシップがすごいなということに そこら辺は労働省の大坪君(昭和二十四年労働省入省) が、 詳

坪君は国会議員にもなりましたからね んかでね。 そうですね。その大坪君だって、 だから、 どこで総理が見つけたか知らないけども、 労働省の官房、 会計課長かな 後に大

つまり、 よりすぐられた人たちが個人的な資質で集められたと

けない。

いうような感じだったんですね。 それは後藤田さんが.....。

河野 ったですね。ちょっとあれだけのあれを見ない ったね。みんなをまとめて、ある方向に持っていくというのはうまか 後藤田さんの助言が大きかったですね。 後藤田さんは実に鋭か

短い、 赤川 この後藤田マシン、実際に活動された期間というのは、 集中的なものだったですね 非常に

河野 そうですね。

赤川 まして、なるほどと。 短いなと思っていたんですけれども、 週二回二時間とお聞きし

くても、そういうものは全部読んでおかなきゃだめだよ。そうでない の人が書いているものでも、国土庁の人が雑誌かなんかでしゃべって ことですね。 るんだから。 いることでも、読んでない人が多いですよ。 いう話もしたでしょう。そういうこともあるけど、ほんとうに建設省 味では、さっき部内のよく勉強した人を発見することが遅かったとか かなかすぐれているやつだなと思ったんですよ。 務署の雑誌で読んで、そして、鑑定評価の問題にも触れているし、 いうのも、彼が川口の税務署長時代なんだよ。 なきゃだめね。僕は、 と人の評価ということもできないし、人が、おのれを知られたという は、みんなうれしいんだから。だから、その人を尊敬するようにな しかし、自分の範囲を決めないで広くいろいろなものを読んで そういう意味では広く常に門戸を広げて勉強するという 平瀬君もそうだよ。課長補佐時代から勉強してなきゃい 例えば亘理室長が河野、 暇があったら 彼の書いたものを、 河野と言ってくれると だから、そういう意 暇がな な

平瀬はい。

銀行の大倉真隆(昭和二十年大蔵省入省)という……。っと建設省のOBが行くわけだ。行っていたのが、そうしたら、横浜も、昭和六十二年のころに経済審議会の臨時委員というのに、大体ずって、そういうようなことでだんだんと終わりに近づくんだけれど河野 君なんか、これから大いにそういう心がけで勉強しないと。

**赤川 大蔵次官ですね。** 

んとうにどうも地価が怪しいという感じがしてきた。ほんとうにどうも地価が怪しいという感じがしてきた。気をつけてみたら、ほ言ったけれども、税制でちょっと土地開発、あるいは供給サイドの喜生懸命やってきて、昨今、上がらないから安心して、さっき平瀬君がと、こう言うんだよ、六十二年に。それで、ああ、そうですか。おれえ、で言をやった人が、おれに、河野君、地価がまた動き出したよ河野 次官をやった人が、おれに、河野君、地価がまた動き出したよ

赤川、六十一、二年ごろですね。

ら、ずっとよくなるんじゃないかというふうに思いましてね、賛成しそうすれば、法律になれば、国民の立場としては守らなきゃいかんかろと言ってきたことが、法律の形で成果を上げることができるのかと。置きながら、土地基本法を議論したわけです。いよいよずっといろい長官)が中心になって、僕の国土利用計画法の解説書なんかもそばにような議論が出てきたりしてね。それで、林修三さん(元内閣法制局たし、そこでも土地基本法をつくらなきゃいかんのじゃないかという河野 そう。それで、臨時行革審もあって、これも僕は委員で出てい河野 そう。それで、臨時行革審もあって、これも僕は委員で出てい

赤川 このときの懇談会も比較的短期間でまとまっていますね

れども、それは今や建設省の所管だしね。とかね、それから、大都市基盤整備法の話とか、いろいろあるんだけが、今後、緩和して、抜けてならない、関連公共の話とか、五省協定河野(そうです。短期間でしたね。そういうことであれしたわけです

赤川 そうですね、今は、国土交通省の.....。

げておいたほうがいいんじゃないかと思うんだね。こともあるんだけど、重要なことは二点あるから、二点だけは申し上Bとかいう連中からなじられたりなんかして、むっとしてみたりした議会やなんかに出ていって、他の省庁の人や学識経験者や新聞記者0河野 きょうはいいだろうと思うんだけどね。そこで、いろいろな審

...。や君も課長さんも、なれちゃっているから、そんなこと言ったって...や君も課長さんも、なれちゃっているから、そんなこと言ったって... 一点は、国有化論とか、土地の国有化、そういう考え方ですよ。今

赤川 まあ、そうですね。

が省内にもいっぱいいたんだよ。河野(それは無理だよと思うでしょう。しかし、そう思わない人が我

れども、偉い人でもみんなそうなんだよ、偉い人ほど。ほんとうに、も何か事があると、そういう意見が出がちであるということですよ。も何か事があると、そういう意見が出がちであるということですよ。いからだと。何をもさもさと、正常価格だとか何とか、何を言っていいからだと。何をもさもさと、正常価格だとか何とか、何を言っていいがらだと。何やっているんだ、宅地部の連中は。憲法を改正してで赤川 そうですね。昔のほうが多いと思います。

これは、こういうことがあったんだ。田中総理が、 僕なんかがこれだけのことをやってきても、 があるんだよ。 好きなんだ。あの人、ほんとうなんだよ。 一級建築士だという気持ち 言ったんだ。そうか。それなら一番いいんだ。おれは図面を見るのが 気持ちがあったんだね。だから、総理には図面で一度お見せしますと 設省というところは、 ていたところで、諸外国を見て回っても、土地問題はないと。 てなもんだよ。そういうことを変えなきゃいけないということです。 ますよ。そういう気持ちの人たちから見ると。なぜ国有化しなかった んだとか。プライスメカニズムなんて、生意気なことを言いやがって、 もう一つの問題は、こういうことなんだよ。 しかし、あえて申し上げるが、 都市計画をしっかりやってないんじゃないか。 絶対に国有化は反対ですから。 評価をされてないと思い 都市計画がしっかりし やっぱりそういう 大体建

が川 そうですね。

のですよ。「これだけ?」というから、我が国の都市計画というのは 熱心なものですよ、あの人は。学歴はないけども、向学心は大変なも 辺の図面を持って、六百分の一の図面を持って、総理のところに行っ 時あったんだけど、今はないけど 入ったところを選んでくれ。そうしたら、世田谷区の農業試験場が当 これでも非常によく入ったほうなのです。そしたら、そんなばかがあ 眼鏡をかけてね、 うん。 それで、 こんなもの、 全然ないじゃないか、線が。一平方キロに一本ぐらいはあるん 冗談じゃないと。それは都市計画じゃない 都市計画じゃないよと。 街路を一本一本ずっと見ていくんだよ。 建設省へ帰って、都市計画の中で線がいっぱ のあたりだというわけだ。 おれの目白の家の周りだ それは その

いるかどうか。

と図面を見るなんていうことはやってないよ。河野(だめだね。だから、事務屋が田中総理みたいな気持ちで、じっ古倉(現実の実施部隊といいますか、実施の場面は弱いですね。

るというのはなかなかないですね。れるというのはなかなか......。そこから問題意識を逆に引き出してく体例を調べて出したりはしますけど、普通の都市計画図を満遍なく見古倉 確かに一番問題の部分だけは断片的に取り上げて、いろいろ具

書を開いていたって、だめなんだよ。河野(そうだよ。都市計画図ぐらい毎日じっと眺めてなきゃ。六法全

という話にはなっているみたいです。度をどうするかとか。今まで前提だったものをそこから考えましょうとで、勉強会をしているというのは聞いているんですけど。線引き制次の国会ぐらいに何かもうちょっと大局的に制度を考えようというこ矢吹 今都市計画課では、都市計画の抜本見直しだというので、次の

り、僕は区画整理法をやっていたでしょう。だから、区画整理のこと河野(大変おれもショックを受けたことなんだ。総理の前でね。つま

の か。 うふうに使うかというレベルになりますと、なかなか決められない。 それから、宅地の利用のほうは大分今細かくなっていますけれども、 赤川 画整理をやれば、街路だって、小公園だってできるわけですよ。 がわかっているから、区画整理は都市計画の母だと言われるわけ。 役所がどこまで決められるかという問題は一方であるかと思いますけ 細分化しましたけれども、基本的には消極的禁止方式なので、どうい そうでないやつはやっていませんから、非常に粗いわけでありますし、 るので、補助金が入る場合は都市計画決定をやっていますけれども、 いうのは、ほんとうに何のことはない。母がいないから、子がいない いう意識があるんだけれども、区画整理をやらない場合の都市計画と ご案内のとおり、道路のような公共施設は、 つまり、区画整理に頼り切り過ぎているということです。 都市計画事業でや そう X

でできないのと言ったの。工事費がついてないと言うんだよね。 と建てかえのときに区役所に言われて、一メートルほど引っ込んだわ 路を買ったときに、ようやくにして四メートルの幅員の公道に接する 切るだけじゃないか。 はただであげるから、 らって結構だからと、こう言ったわけよ。できませんと言うんだ。 の家が引っ込むといったら、延長してずっとおれの家の前も削っても て、区役所に電話をかけたんだよ。土地はただであげるんだから、 けだね。それで、相済まないなと、おれも引っ込めるわと、こう思っ おんぶし過ぎていると思うよ。区画整理もそうだ。 ことができたわけだ。それで、隣の家が建てかえるというので、 建築基準法の相隣関係を基本とした規定とか、 ほんとうに四メートルのところを隣に合わせて 何だったらおれが金を出したっていいんだよ。 僕は、 そういうものに 家の前の通 ずっ 用地 何

気に食わないことはいっぱいあるんだよ。住民がみんな、こんな狭い道路でいいはずがないと思わなきゃいかん。都市計画をやっている人たちにないのよ。何とかしなきゃいけない。へっちゃくれ言うから、君、いいよと言って電話を切っちゃった言うたんだけど、それが予算が今は年度途中でどうのこうのでできな言うたんだけど、それが予算が今は年度途中でどうのこうのでできな

なものを勧告されて、それで自分の会社の名前まで出されたら、 じですよ。 ど、土地局長のときにずっと各県を歩いたことがあるんだよ。 きつくなきゃいけないと思いますね。 はあなた、同じですよ、許可と。そういう意味では、 域でもって許可制にする。それをしないで、届け出制にしたって、 そうだろうと思うんだよ。規制論で、さっき言ったけれども、 会長さんや社長さんがぺこぺこ頭を下げに来て、言うんだよ。 に会って話を聞くと、みんな喜んじゃってね。県庁に入って以来、 んというのが、土地対策課長というのが各県にできたわけ。 いうものの尊重というか、人たちのことを考えるということはもっと んなおもしろい仕事をやるのは初めてですと言うんだ。 大きな会社の 僕は、さっき国有化論とか、土地規制論とか、 届け出制でやっても、それは民間の企業にとっては、 いろいろあれしたけ やっぱり民間と 課長さん そりゃ 規制区 同

みんな......。で頭を下げてきますよ。必要ならば。そういうものなんです。それをたって、三井不動産の江戸英雄さんにしたって、県庁の課長さんにまほんとうに土地の問題については、三菱地所の渡辺武次郎さんにし

経験しないと、人はわからんな。 これは変な話だが、ダムをつくるときの用地買収なんていうものを

赤川 近畿地建の用地部長、初代でいらっしゃいましたね。

河野 ああいうものは東大出なんかだめだよ。

平瀬 私も用地第一課長しか務まりませんでした、東北の。

河野(だめだね。そんなものは課長に入らんよ。用地の一課長よりは

まだ二課長がいい。

平瀬三課長。

平瀬(やっぱり高卒で優秀な方は東北も多かったです。ないんだよ、大学出の変な事務官は。変なと言ったら失礼だけどね。で団体交渉なんかやっていても、かわいいんだけれども、それを使え河野(三課長。悲しいかな。僕は悲しいと思うんだけどね。用地買収

られている。しかし、処遇の話というか、優秀な人がいるということでしょう。人事課長になる人よりは用地課長になる人のほうが下に見やなんかになる人がいるでしょう。片一方で用地課長になる人がいる河野、そういう人のほうがいいね。ところが、彼らの中でも人事課長

題から離れちゃったけどね。の事務官の使い方の、養成の仕方の問題でもある。だんだんと土地問できるかもしれないよ。だから、地建の一つの弊害でもある。建設省だよ、ほんとうは。見ないんだよ。人事なんていうものはだれだって

にいたときも。が用地買収から何から自分の責任だと思ってやってきたという……県河野 総理に会ったときに、平気で話ができた理由の一つは、僕自身たので、その話もほんとうはお伺いしなければいけなかったんです。赤川 すみません。今、土地局に公共用地室が、去年七月から来まし

の用地部長もそうですね。だから、そういう意識があるから、総理が県にいたときも、人が見てないこともやったしね。それから、地建

ちだって、でたらめなことで今日まで来てないですよという気持ちがいくら一級建築士だと威張っても、そうですか、結構な話だな。こっ

あるでしょう。

平瀬 ばかにするんじゃないぞと。

思わせないこともできるわけだと思うんだ。なんかろくでもないとみんな思っているけれども、このごろは。そうらいたいと思うんだよな。そうすれば、政治家でなきゃ霞が関の連中ないから。しかし、怖くはないわけですよ。そういうふうに育っても河野(ね。だから、向こうも気分が悪いかもしれないけどね。おだて

以上で終わりにしましょう。

卯川 はい。ありがとうございました。

平瀬 どうもありがとうございました。

(終わり)

### 土地行政 オーラルヒストリー

### 佐 竹 五 六

(S49.6~51.11 国土庁土地利用調整課長) \* インタビュー日時: 平成 19 年 3 月 14 日

[インタビュアー](肩書きはインタビューの時点) 土地・水資源局 土地利用調整課長 馬場 一洋 土地・水資源局 土地利用調整課長補佐 磯貝 敬智 (財)土地総合研究所 理事 古倉 宗治

研究所と共同して行うこととなりました。その当時の話を直接お伺いして記録に残すという作業を国土交通政策て、かつて土地行政の重要な場面で政策立案に参画なさった方々に、地・水資源局におきましては土地行政オーラルヒストリーと言いまし馬場 土地問題は今も昔と変わることのない重要な問題です。わが土

す。よろしくお願い申し上げます。で、今日はご無理をお願いして、当時のお話をお伺いしたいと思いまた当時の初代の国土庁土地局土地利用調整課長でいらっしゃいますの――佐竹さんは一九七四年(昭和四十九年)、国土利用計画法が制定され

戦が半年遅れたら、おそらく戦争に巻き込まれていたという世代です。○年、昭和一桁の真ん中世代です。もう少し早いと、戦争ですね。終善最初に少し私のキャリアを申し上げますと、私は、生まれは一九三

ます。 した。おかげさまで、よその省庁の方とは今も親しくさせて頂いていした。おかげさまで、よその省庁の方とは今も親しくさせて頂いていんです。ただ、その代わり、通産省の化学肥料部という組織があり、霞ヶ関で過ごしたんです。県庁を経験出来ませんで、大変残念だった一九五五年に農林省に入りました。私の経歴の特徴の一つは、ずっと

仕組まれていました。 っていましたから、水源施設から末端施設まで一貫した計画に基づき、 業では、 じて公団のトップマネイジメントを果たしているようなところがあり は非常に自律性が弱く、農林省の公団監理官室が、主として予算を通 三部を歩いたと言うんですね。当時、管理部、計画部、 約四年おりました。ここでは、珍しいキャリアなんですが、 私は農林経済局、農政課という所に入ったんです。それから農地局に 行するという、 公団が事業主体として公団の調達した資金によって短期間に事業を施 ました。 良くなり、 ては非常に珍しい経験です。そこで、土木や計画畑の方とも非常に仲 公団事業を経験しました。 土地改良を実態の方から見る、 まけに、 たんです。その三つを歩いたという、非常に珍しいケースでした。 もう一つの特色は、土地と水に関する行政経験は比較的長い 愛知用水の公団監理官室という組織がありまして、 畑地灌漑が農業用水利用において非常に大きなウエイトを持 制度の建前と実態が大きく乖離していたのです。 いろいろ教えていただきました。私の印象では、 実態的に上工水道と同様な内容の事業を実施するよう 一般に、 農業水利事業の主体をなしていた水田 建設部とあ 愛知用水事 法律屋とし 当時公団 農地局 愛知用水 んです。 お

9 1

<sup>74~1977)、</sup>国土事務次官 (1977~1979) 経済企画庁総合開発局長 (1972~1974)、国土庁調整・計画局長 (1

国土事務次官(1979~1981)』 国土庁土地局長(1974~1976)、国土庁主地局長(1974~1976)、国土庁官房長(1976~1979)、

<sup>3</sup> 土地局土地利用調整課長

水質保全局長

学ぶことができました。す。その結果、従来気がつかなかった土地改良制度の様々な問題点を期間に一貫した計画に基づき特定地域に投入した経験はなかったので的改良が事業の主体となっていましたから、この様な巨額の投資を短の灌漑排水事業では、古くは徳川時代に出来上がった水利施設の部分

川法が立案される直前でした。来たわけで、河川局の考え方を学ぶことが出来ました。ちょうど新河水の「総合的利用」ということを具体的ケースについて学ぶことが出水の利用を巡って建設省河川局の方々とも間接的な接触がありました。それから、計画は上工水道から発電を含んだ総合開発でしたから、

フラ整備、その維持管理の法制的側面を担当します。は二度目の勤務となるわけです。 管理課は、農業生産基盤であるイン、さらに一九六九年から農地局管理課長を約四年務めました。農地局

その影響を受けて農地価格も趨勢的に上昇しました。問題が激化すると共に、全国的に農村の都市化が進みました。また、きく変化した時期に当たります。太平洋ベルト地帯の都市部では都市この四年間は高度経済成長期の末期に当たり、日本の経済社会が大

公害問題が全国的にクローズアップされたのもこの時期です

で農地課を中心に進められました。農用地区域の囲い込みは「農業のみました。農地局内ではこれらの作業は、農地法の転用規制との関連て農林省でも急遽農振法§を制定し、農用地区域を線引きして囲い込制定し、市街化区域と調整区域の線引きを進めました。これに対応し建設省は、この様な都市化の進行を整序化するため新都市計画法を

由は、一つは歴史的経験によるものです。 区域には一切投資しないという考え方には疑問を持ちました。その理具体的に言えば農林省の土地改良投資は農用地区域に限定し、市街化地利用に係わる行政を役所の所管に従って属地的に峻別する考え方、領土宣言」と、対外的に説明されていましたが、僕は、そのような土

ている面があったのです。

東京の二十三区内の西南部、世田谷・目黒・大田の優良住宅地とい東京の二十三区内の西南部、世田谷・目黒・大田の優良住宅地といったのです。
東京の二十三区内の西南部、世田谷・目黒・大田の優良住宅地とい

が十全に目的を達成できないような状況が急速に進んだのです。を打ち出す時代になっていたのです。つまり、戦前から一九五五年頃を打ち出す時代になっていたのです。つまり、戦前から一九五五年頃には、豊林・建設両省が協力して事業を進めなければ、それぞれ急激な都市化が地価の高騰によってスプロール状に進んだ六十~七十急激な都市化が地価の高騰によってスプロール状に進んだ六十~七十急激な都市化が地価の高騰によってスプロール状に進んだ六十~七十急激な都市化が地価の高騰によってスプロール状に進んだ六十~七十急激な都市化が地価の高騰によってスプロール状に進んだ六十~七十急激な都市化が地価の高騰によってスプロール状に進んだ六十~七十急激な都市化が地価の高騰によってより、戦前から、総合治水主義」にある。本語のです。

方とは微妙な食違いがありました。一言で言えば、当時奔流のようにきな改正をやりましたが、当時、農林省の主流であった農振法の考え、七二年には、この様な事態に対応するため、土地改良法のかなり大

<sup>5</sup> 農業振興地域の整備に関する法律

化・秩序化を狙っていました。 進んでいた土地と水の農業外への流出を必然と受け止め、その合理

国土庁や環境庁が誕生する必然性があったと言えます。気・水質等の環境における公害の噴出等はその典型的な事例であり、様々な側面に現出していたのです。土地利用の混乱や地価の高騰、大められた各省の守備範囲と権限では対応できない状況が経済社会の以上のように七〇年代になると、五十年代の日本の状況を前提に定

代の流れのようなものが伝わってきますね。馬場「ありがとうございました。これだけ伺っただけでも何となく時

ます。 ない。 ない。 でいる制定の経緯などは結構ですので、インタビューの冒頭に、この 今や昭和四十年代を知らない世代も増えてきております。記録に残っ 員提案され、間もなく可決されます。漠然としたお尋ねで恐縮ですが、 関にあたる昭和四十年代の後半、土地の投機的取引や国土の乱開発の さて、本題に入らせていただきますが、いわゆる高度成長時代の末

立の過程が述べられています。府提案である国土総合開発法案から国会修正を経て国土利用計画法成立に深く関わった下河辺さんの著書『戦後国土計画への証言』に、政佐竹 国土利用計画法の成立の背景を理解するためには、国土法の成

内容については、七三年八月に都道府県担当者の全国会議が開かれ、土総合開発法と地方自治」を特集しています。その他政府提案法案の学者、有識者等の批判として『自治研究』第四十九巻第七号が「新国また、それを補足するものとして政府提案法案と立案担当者の解説、

担当責任者であった下河辺局長を初め担当官が説明をしています。

策について講演されています。就任直前に建設省宅地部長として全国収用委員会連絡協議会で土地対詳細な解説書『があります。なお、河野さんは七四年四月の土地局長それから、国土法については国土庁初代土地局長の河野正三さんの

いと思います。 これらを材料として、法成立の背景について私見を交えてお話し

た

います。。
『戦後国土計画への証言』では、政府提案にいたる背景、すなわち『戦後国土計画への証言』では、政府提案にいたる背景、すなわち』では、政府出入の検討のに対して検討の経理がある。
『戦後国土計画への証言』では、政府提案にいたる背景、すなわち』では、政府出入の検討の経理が受け、において被告、企業と国の敗訴の理由として工場立地の瑕疵が挙げらいたこと、田中内閣の成立。直後に下された「四日市喘息訴訟判決」に翌七三年三月に国土総合開発法案が新全総、の総点検のための作業として検討されて国土総合開発法案が新全総、の総点検のための作業として検討されて国土総合開発法案が新全総、の総点検のための作業として検討されて国土総合開発法案が新全総、の総点検のための作業として検討されて国土総合開発法案が新全総、の総点検のための作業として検討されて国土総合開発法案が新全総、の総点検のに対する。

用計画法として七四年五月二十七日に成立しました。従って、内容的により、政府提案を廃案として、換骨奪胎して議員提案による国土利として受け止められ』、国会で店晒しされ、総理と下河辺局長の協議この法案は野党側から田中内閣の表看板である列島改造論の実施法

6

河野正三 『国土利用計画法』 第一法規

全国総合開発計画 (1969年5月閣議決定)

<sup>8 1972</sup>年7月7日

<sup>10</sup> 下河辺淳『戦後国土計画への証言』 p119~1209 下河辺淳『戦後国土計画への証言』 p106,p129

難しいという判断が、多少なりとも行政経験のある者の一致した見解もかく、一般的な地価対策としては行政技術的にその発動の可能性は対策の目玉とされたわけです。野党とすれば田中内閣の表看板の実施提案法に承継されたわけです。野党とすれば田中内閣の表看板の実施提案法に承継されたわけです。野党とすれば田中内閣の表看板の実施に見れば廃案となった政府提案のうち国総法改正に関わる部分が削除に

制区域の発動が問題になることはなかったのです。クとして法施行時には、地価はすっかり沈静化していましたから、規イドの受け止め方には大きなギャップがありましたが、七三年をピーこのように、政治、野党のアピールと、法の施行に取り組む行政サ

ることは難しくなっていたのです。河野さんは対外的には国会筋への党の関係部会の了承が得られない限り、政府の官僚が政策を押し進め幹部官僚の間ではほぼ一致した認識であったと言ってよいでしょう。これを押さえ込むことが難しいという判断については、省庁を越えては整インフレ政策の結果、カネ余りの現象であり、法規制によっては調整インフレ政策の結果、カネ余りの現象であり、法規制によっては

には、 ックとそれに続く狂乱物価、それに先行する地価や木材価格の高騰な 従って、七〇年のニクソンショック、ドルの金兌換停止に対する本来 省の守備範囲と権限を云々する以前に、高度経済成長の結果、 とができなかったのです。一九五〇年代の日本の状況を前提にした各 どは、このような為替金融政策と深く関わっており、これに対して既 府部内の検討のテーブルにも乗りませんでした。 模様ですが、「円切り上げ反対」という産業界あげての反対の下では政 きかが問われる段階になっていたと思うのです。 しかし、当時の官僚 において、そもそも政府の役割は如何にあるべきか、官僚は何をすべ 済が飛躍的に発展し、経済的に国際的位置づけが大きく変化した段階 往の各省の守備範囲と権限の範囲内では対症療法的な措置しかとるこ 的な対応策、つまり円の切り上げは、大蔵省内では密かに検討され 配慮もあって、このように明確に発言されていませんが・・・。 幹部を含めて、一般的にこの様な認識はなかったのです。 七三年のオイルショ 日本経

がり、到底一省だけではどうにもならないのです。これは省庁の再編各省庁の政策目的がそれぞれの省庁に与えられた権限、すなわち法律各省庁の政策目的がそれぞれの省庁に与えられた権限、すなわち法律を当けの政策目的がそれぞれの省庁に与えられた権限、すなわち法律の側面に対する対症療法的対応に追われていた、というのが、六〇八十代後半から七〇年代、八〇年代の官僚の姿でした。この頃になるとがり、到底一省だけではどうにもならないのです。これは省庁の再編を対策がある。

画

玉

への証言。p124,130) 下河辺氏は、田中総理自身はそう考えていなかったとしている(『戦後国土計

土利用計画法の施行をめぐって」 2 自治研究 第50巻第12号 p5,6 座談会「これからの国土利用

後、 ないかと考えるようになりました。 各省の守備範囲の問題というよりも地方分権にかかわる問題では

環境庁や国土庁が誕生し、 つあったのです。 として考えなければないようないような情勢が、 は各省とともに政策の手詰まりを感じるようになってきたはずです。 権限も責任もなければ、役人としては誰が悪い訳でもない、と? このような意味で、多少でも現実を注意深く観察している官僚 縦割りになっている訳だから、問題が起きても自分のところに 地方分権を各省の政策遂行上も具体的課題 客観的に形成されつ

調 13 そのような流れは佐橋企業局長の下、 った天谷直弘氏は『時代は我々に何を求めているか があったと思います。しかし、一般的には幹部官僚を含めてそのよう 斂されてゆきます。 り制度等が漸次廃止されてゆくだけに危機感が強かったのでしょう。 れました。 通産省ではそれまで業界コントロールの手段であった外割 としてその内容を敷衍し『産業政策の反省と展開のために』を発表さ 官僚の新しい課題』という大論文、また、六九年には、 な意識は希薄でしたが、その中にあって通産省官房総務課長補佐であ ですから、六〇年代末から七〇年代にかけて、中央省庁の組織・機 権限すべてにわたり再検討されるべきだったんですね。 の開催は、時期尚早の感はありますが、そのような意味で必然性 特定産業振興臨時措置法案に収 通産政策と通産 官房企画室長 第一次臨

を根本的に改めるとして、村上考太郎主計局長は、 問題意識はやや異なりますが、高度経済成長下の予算編成のあり方 昭和四十三年度予

> って銀行行政の理念転換「金融効率化」が打ち出されます 算編成に際して「総合予算主義」に基づく、 ンを開始されました。 ほぼ同じ頃、 銀行行政では澄田銀行局長によ 財政硬直化打破キャ

I

予兆であったと考えてよいでしょう。 のですが、いわゆる官僚主導の最盛期においてその後の大きな変化の 前提としたものであり、また、その成果を収めることもできなかった これらの動きはいずれもそれぞれの行政について既往の守備範囲 を

I ゆる問題が、政治的解決を要請されるようになる。 意識ではとてもこれに対応できなくなり、国際的にも国内的にもあら 国際情勢の急変に対応できない極めて硬直的な、 決定過程における官僚の地位低下を指摘されました。 せば増すほど、政治的色彩を強めることになる」1 を問題にせざるを得ないのである。(中略)そのうえ時代の変化のスピ ドが激しく、 これについて毎日新聞論説委員山本正雄氏は、日本の官僚の最近 各方面の危機感が強まると、従来の官僚的システムと 遅れた姿とその意識 問題の重要性が増 として、 政策意思

の指摘の正しさを認めざるをえないのではないでしょうか その後約半世紀を経過した今日、政党の果たした役割を除き山 本氏

林官僚のあり方」が問われたことはもとより、市場経済下におけるそ 基本法「自立経営」の創設路線が設定されて以来、「農政の可能性と農 創設維持の可能性すら議論されたことがなかったのです。 僕自身の経験に即していえば、農林省では小倉武一氏によって農業

14 972年 山本正雄編 (『経済官僚の実態

背景となったことは間違いないでしょう。

このような官僚の意識と対応の遅れが、

九〇年以降の混乱と停滞

の

13

は国土法の適切な運用は覚束ないが、一方で協力も必要でしょう。たときに、政策目的の異なる他省庁の言うことを一々聞いていたのでそのためには個別法所管の各省庁との調整が必要となります。そうし政省令を制定したり、通達を発したりしなければならないわけですね。かしていくにはその細目を定めたり、考え方を周知したりするため、馬場(国土法は一九七四年六月に制定されましたが、実際に法令を動

されたのでしょうか。て、新たに他省庁との関係を築いていく上で、どのようなことに腐心なカウンターパートであったと思いますが、国土法という法律ができ、特に都市計画法所管の建設省、農地法、農振法所管の農林省が重要

という論文は した。 れぞれ、 加藤先生は結論として、 所管した農林省構造改善局農地課、 定法として具体化していました。 んです。 土計画論』があります。これに対して後者は、 治庁で、その考え方を体系的に示したものとして、宮澤弘 エ さんの『 二つの流れがありました。 自作農創設維持法や農地調整法は、 の現実に対する敗北の歴史なんですよ。 当時、 時間的には、農地改革以来ですから農林省のほうが経験が長い 率直に言って農地改革後の農地法の歴史は、 農地法と都市計画法の運用で散々苦労した経験を持ってい 土地利用に関して深い関心を持っていた官庁の発想には があります。 農地改革による「創設自作地」について、 理念派官庁と実務派官庁。 詳細は同論文を参照していただくとして、 加藤一郎先生に『農地法の基本原理 建設省都市局都市計画課です。 現在の土地基本法の理念を実 農地法成立以前の農地法 農地法、 農地改革の「 前者の代表は自 都市計画法を 理 そ 玉 ま

> 馬場 結しませんが、戦時中と異なり戦後の農地法制はこれを欠いてい 展を期待したんです。 押さえ込むことによって効率的な農地の地用、つまり農業生産力の 得の根拠」としての側面がありますが、農林官僚は、 地 れを所有権と呼べるだろうかと述べています。 して、「耕作命令」が制度的に用意されなければ制度的にこの思想は完 ·所有権の法的機能には、「利用の根拠」 としての側面と 「 資産価値 土地基本法より、 論理的には、 もっと強そうな感じがしますね(笑)。 低利用の創設自作地所有農民に 17 ご承知のように土 後者を徹底的 対

計画法に対応して農振法で打ってでたわけです。 がら五〇年代の初めという時点においてすら、統制経済から市場経済が移行してゆくにつれて、このような法制は様々な面でから、それはもう、はるかに強いのです。その反面、一九四〇年代末佐竹 強いですよ。小作料、農地価格、取引が規制されているのです

村の現状から見て都市計画から独立した農村計画が独立して機能すべう主張もありましたが、組織法令上の問題があり、そもそも日本の農農林省の関係者の間では都市計画法に対して「農村計画法」を、といる区域、農用地区域を囲い込むという目的から、新都市計画法に触発農振法は、実質的に農地転用規制を合理化するために転用を規制す

16 15

国家学会雑誌

1

950年

治省官房長(1966)、消防庁長官(1972)、自治事務次官(1973)

特集「新憲法下の諸制度の基本原理

ぎないのだ、とも言えるだろう」(同論文p286)ときに政府から買取価格という形で一定の金額をもらうところの耕作権に過いとさえ思われるくらいである。機能的に見れば、この所有権は自作をやめる有権を呼ぶことは、いたずらに小農の所有欲を満足させるための手段に過ぎな「それを所有権と呼ぶに相応しくないほど、強い管理を受けている。それを所

佐竹五六 『農政・土地・水 その展開方法と課題 』 p136~138

をえないのです。また、農民の心情にも反していました。

「農林省の領土宣言」といった感覚から農振法の立法化と農用地区域で農業基盤投資は農用地区域に限るという、いわゆるメリット通達がの日本では、農村地帯のインフラ整備の相当部分を農業基盤投資は農用地区域に限るという、いわゆるメリット通達がの場引きが急がれたのです。そして農用地区域の線引きへの誘因として農業基盤投資は農用地区域に限るという、いわゆるメリット通達がの場別きが急がれたのです。そして農用地区域の線引きへの誘因として農業基盤投資は農用地区域に限るという、いわゆるメリット通達がの場別をが急がれたのです。また、農民の心情にも反していました。

を意味します。

お市計画法、農振法の狙いに反してスプロールが止まらなかったことにその可否を判断し地区除外の手続きをとって転用を認めることにないるような状況が出現しているんです。都市計画法についても同様ならざるを得ず、土地利用計画としての農用地区域の意義に疑問がもたですから、農用地区域内においても、転用の申請があれば一件ごとですから、農用地区域内においても、転用の申請があれば一件ごと

可能性について大変懐疑的でした。
地価が趨勢的に上昇していた日本の現状においては、適正な線引きの地所有の現状と、経済の急激な発展を反映して土地利用の変化が早く、それが提唱されている現状を見ると複雑な心境にならざるを得ません。市づくり、それこそ新都市計画法の狙いではなかったかと思いますが、このように、それから四半世紀経過した現在、再びコンパクトな都

佐竹 そうしましょう。 馬場 だいぶ時間も経ちましたので、この辺で休憩したいと思います。

M 憩

左竹(そうです。両省の関系者こは、ある種の线友意哉があった訳でているから実務派であるということですね。務派官庁と理念派官庁とあって、農林省と建設省はやはり現場を持っ馬場(休憩前に引き続き、他省庁との関係についてお願いします。実

ると、 佐 竹 っていうから。 林省に通われたらしいですね。農地課に来て、一日中座り込んでいた はウンとは言わないんじゃないか」、ということで、それで、 仲がよかったですね。農地法の転用規制の取り扱いが国会提案の最大 う」と言って、昼飯を挟んで議論していたんですよ。それで、 和仁さんが、多分新都市計画法の折衝がきっかけだったと思いますが 城県知事をやられていた竹内藤男さん、あの方と農地局長だった中野 もうちょっと頻繁だったかな、三ヶ月に一ぺんぐらいだったかな。 かったですね の問題点だったと松本さんが回顧されています。「おそらく、 す。これはね、僕は管理課長をやっていた頃にね、半年に一ぺん・・・ お互いに角を突き合わせていても仕方ないから、 お互いに仲良くなるんです。そんな事があって、 そうです。両省の関係者には、ある種の戦友意識があった訳で 農地課のコピーなんかを手伝ったとか (笑)。 時々やりましょ 非常に仲がよ そうす 毎日農 非常に 農林省

う風にはいかないよね」と言って、座談会なんかでは、「宮澤対下河辺」その典型が、宮澤さんの国土計画論なんです。下河辺さんは、「こうい権者と接触することがないせいか、議論が綺麗事でしたね。理念とか。土地行政には、リアリズムを欠いた。どうも自治省の人達は、直接地ところが自治官僚は、戦前の内務官僚とは違うんです。少なくとも

という場が随分あるんですよ。

感じです。 官僚なんかは農林省なんかよりよっぽど現場に敏感だった。そういうー方で、戦前の内務省というのはすごいと思ったのはね、特に警察

りリアリストです。それから、係長にいたんですけど、小川忠男さん 戦後の自治省は随分感じが違うなと思います。 ぱり現場感覚がすごいんですよね。そういうリアリズムから言うと、 られて、小平権一さんと一緒に経済更生運動をやられましたが、やっ 後々役立ったと話しておられました。 あの方は、その後農林大臣もや が後藤先生のお相手をする事になって、同じ車に乗りました。 た松下一弘さん、この人は農地課で鍛えられた人なんですが、やっぱ 想主義的だったですね。私がリアリストで、土地利用の調整を担当し なっちゃうんだなという感じがしました。 て来られてるんだけれど、ワンクッション土木部や農林部が入るため 人力車に乗って管内視察をおやりになって、 読んで貰えればわかるんですが、神奈川県の勧業課長をなさった時に、 出したんです。たまたま地元の政治家など色々な関係で、 時に、愛知用水の通水式だったかな、後藤文夫さんが来られていたん でいただければと思いますが『、これは私が大臣秘書官をやっていた 自治庁からきた清水さん、建設省河川局からきた荒木さんが非常に理 拙稿の『 議論が観念的なんです。土地利用に関しても議論が理想主義的に 農林大臣もやられた大先輩ですから、愛知県に頼んで車を一台 内務省の大先輩に教えられた事』というのがあるので読 我が土地利用調整課では その経験が勉強になり、 県の部長や課長をやっ 秘書官の私 これは h

はリアリストだったね。だけど、皆仲がよかったですね。

ったですよ。それと、地方に非常に広い情報網を持ってた。 な。 ランナーとして、やっぱり、たいしたもんだと思いました。 事を指摘されるんですよ。 楽しかったってね。地方に行っておいしいお酒を飲んで、うまいもの 律のコンサルタントだったらしいですよ。だから、 り合うんですよ。荒田 (建) さんは、あの方はどうなっちゃったの かなり自信を持っていたんだけど、法律論を始めると、 ね を食っては県庁のベテランから話を聞いてきた、と書いておられます 『戦後国土計画への証言』に書いておられるけどね。 いしたものですよ。法律論だって、河野さんは制度論に強かったから 特に下河辺さんは、理念を持ったリアリスト官僚でした。 だから、林野でも農業についても、農林省の我々がドキッとする 建設のキャリアの法学士だけどね。荒田さんが、下河辺さんの法 随分レベルが高か 課長時代が一番 結構互角に渡 本人も、 これはプ 本当にた

20。 とにかく、非常に教えられる事の多い人でしたね域をつくっている。とにかく、非常に教えられる事の多い人でしたねいが紹かいんですよね。僕も地図を見せて貰ったけれど、バーンと神みが細かいんですよね。僕も地図を見せて貰ったけれど、バーンと神をのでで、中のですよね。当時、横浜市の線引きというのは、非常に原めらざるを得ないし、そのレベルも高かったんです。特に、法政大に頼らざるを得ないし、そのレベルも高かったんです。特に、法政大に頼らざるを得ないし、そのレベルも高かったんです。特に、法政大に頼らざるを得ないし、そのレベルも高かったんです。特に、法政大に頼らざるを得ないし、そのレベルも高かったんです。特に、法政大に頼らざるを得ないし、

先見性のある自治体のトップや幹部職員は、各省の事業を自治体の

我々はどういう時代に生きているか』(H18.12)に収録)゜(佐竹五六 『内務省の大先輩から教えられたこと』(人事院公務員研修所 『今

手続き上の要件さえ充足しているならば、 当面の課題解決の見地から評価して、上手に利用している印象があり ころにあったとしても、利用されるのもやむをえないと考えていまし ました。 各省の守備範囲や権限が一九五〇年代の日本の状況を前提に 現実の要請に正面が応じることが難しい場合に、 地方側の真の狙いが別のと 最小限の

ら立ち上げられたのでしょうが、ほとんど実行をあげることがきませ は様々な利害関係ががんじがらめにまとわりついて、組織や予算の再 編成は到底期待できなかったんです。第一次臨調も同じような認識か 織や予算を根本から見直すべきだったのでしょうが、 んでした。 本来であれば、 六○年代末から七○年代にかけての時点で各省の組 既にこの時点で

果たした役割が大きかったんです。 ました。農業県のインフラ整備には農林公共予算をはじめ農林予算の 使って先見性のある知事さんの農村地域の道路舗装等に大いに協力し 例と言ってよいでしょう。僕も農地局管理課長時代に三・五%資金を のバックアップでそれが完成した経緯を紹介していますユ なった山古志村のトンネルについては朝日の早野透さんが田中角栄氏 どもその好例です。 現代版青の洞門とも言うべき、 司馬遼太郎さんが『街道を行く』で取り上げた亀田郷土地改良区な 中越地震で有名に が、 同様の

の要望に即した事業の運用が、行政的見地からも数々の別の問題を誘 わっていたことは否定できない事実でしょう。 その反面、これらが後年厳しく批判された利益誘導型政治と深く関 また、 このような現地

発したことは先にも述べたとおりです。

などの混乱、 ではないでしょうか。 せんでした。その挫折がその後の国土庁の運命を決めたとも言えるの 正面から制度的にも解決しようという狙いを持っていたことが相沢氏 国土庁の発足は、高度経済成長によって生じた制度と実態の乖離 や下河辺氏 🛭 によって明らかにされていますが、 田中首相の早期退陣などによってその意図は実現されま オイルショック

22

馬 場 土地改良区のリーダーなどにも、ビジョンを持ち、 る方々がいた、ということですね 地方自治体の土地行政担当者にも意識の高い方がおられ、また、 制度も熟知してい

だったと言えるでしょう。 国土法の施行と同時に国土庁が発足しましたが (昭和四十九年六月二 けですが、同じ総理府外局でも経済企画庁にはプロパー職員がいまし 蔵 足当初から、各省からの出向者で構成されていたと承知しています。 たから、そうした意味では出向者ばかりで成り立っている唯一の官庁 十六日)、そもそも国土庁がいわゆる寄合世帯で、建設、農林の他、 さて、次に各省庁との関係といえば、土地利用調整課自体もその発 通産、 運輸、自治など、さまざまな省庁から人材を集めていたわ

者もいたようです。 団の職員で成り立っていますが、 現在の土地利用調整課は採用元でいえば国土交通、 以前には通産、 総務庁等からの出向 農水、 水資源 公

違いますから、さまざまな部下のやる気を引き出しながら全体をうま 役所が違えば知識・経験はもちろん、 思考行動様式も大なり小なり

21

早野透

<sup>23 22</sup> 下河辺淳 『一日生涯 戦後国土計画への証言』 角さんと酌み交わした男の真実』 p176 178 p 1 1 8 } 1 2 0

よ。そんな事で、非常に楽しくやりました。 とか言って。畏れ多かったですね。だって、主計局でね。「ご苦労さん」とか言って。畏れ多かったですね。だって、主計局でね。だから、非常に楽しかったですよ。特に、土地利用調整課は国予算課系統だから、橋口さん28とまた合うんですよ。当時前主計局長来られて、この方はちょっと礼儀正しいんだけれど、松本作衛さんは、小林さん24、いいコンビでしたよ。松本作衛25さんが土地局次長で戦友意識があるという事。それからやっぱり、人柄ですね。河野さん、戦友意識があるという事。それからやっぱり、人柄ですね。河野さん、大まとめていくことが必要だったと思われますが、いかがでしたか。くまとめていくことが必要だったと思われますが、いかがでしたか。

な。どうだったかな。とにかく、活きのいい連中でした。記憶では、すべてのセクトを網羅していましたよ。特に白が多かった集まると、ヘルメットに何かぶってたのとやってましたね(笑)。私の係長クラスは団塊の世代という事ですが、全共闘世代なんですよ。

うかと思ったら、ちゃんと都市計画の色々な本を読んでた。感心したのは、自分で勉強する事ですね。林野から来た人なんてど

て、秋田クラブか何かで楽しくお酒を飲んだ(笑)。高山英華先生は、一番厳しい所に行かなきゃいけないというので、二月に八郎潟に行っで、浦良一さん、石田頼房さん、大親分は高山先生。一番激しい時に、すが。新農村建設だから、都市工学や建築の先生方が当然いて、そこ僕は、若い頃八郎潟の新農村建設計画に参画したんですよ。一年で

とか、干拓地をずっと回ったり。岡山とかね。ぐらいの頃だったから、色々な事を随分教えて貰いましたよ。有明海んとは一緒に出張をしたりしました。まだ助教授になるかならないかた人は、そういう人が結構いるんです。そんな事で、特に石田頼房さそもそも卒論が漁村の計画なんですね。あの時代に工学部の建築を出

あったしね(笑)。来てもそう違和感はなかった。大変よかったですね。庁費もたくさんら、彼らに色々な文献を教えてもらいました。そんな事で、国土庁に土地利用調整課では、岡本さんは建築で、小林君は都市工だったか

橋口さんが烈火のごとく憤ってね。会計課長は、建設省から来られた、 そうだよね、元主計局長が国土庁に来たのに、よそとバランスの悪い 橋口さんが怒って、「こんな内示表を大臣に見せられるか」と。 のポケットで収まらなくて、次長間で付け替えをやったと聞きました。 次官が陣頭指揮をとられて巻き返したのです。 その結果主計官・次長 ンスがとれない。国土庁だけへこんでたらしいんです。そうしたら、 前年を割り込んだようなんです。よその省庁と比べると、 をやったのかと思うんだけど、橋口次官に根回ししないで、 利用調整課に降ってきた。 かな・・・。微妙な所があるのかもしれない。内示額が国土庁だけ対 府原案を内示しちゃったことがあったんです。どうしてああなったの れないことでしょうね ね、元主計局長だから、どこにどれくらい財源があるかわかるからね。 人のいい方でしたが、次官が陣頭指揮なんですよ。 そりゃそうですよ 話は変わるけど、一つ思い出すのは、大蔵省は、どうしてあんな事 無理はないですよ。 有り難くいただきました。現在では考えら その予算が全部土地局、 主として土地 非常にバラ 予算の政 そりゃ

26 25 24

土地局担当審議官 (1974~1976)

後の農林水産事務次官

当時の国土庁事務次官

しまいました (笑)。 馬場 そうですか。今どきはそういうおいしいことは全くなくなって

たのでしょうか。 世のでしょうか。 は、 戦後二回目の大きな地価上昇というある意味で異常な社会 ところで、次に、法律施行上の問題点について伺いたいと思います。 ところで、次に、法律施行上の問題点について伺いたいと思います。 ところで、次に、法律施行上の問題点について伺いたいと思います。

設立に係わる立法措置と三本立てで七三年三月政府提案により国会提 国総法の改正という形で纏め上げられ、国土開発庁の新設、 田中内閣の誕生と共に全国的な土地利用計画の策定、さらには地価抑 間をかけて経済企画庁総合開発局で検討されていた内容に、 たのです。 の先生方からは「できがよくない」と、かなり厳しい批判を受けてい な事項を一般化したため、 案されたという経緯があるわけです。従って、 制対策、さらには地価の暴騰対策まで急遽付け加えられ一本の法律 国土利用計画法は前に申し上げたとおり、 一つの法律として落ち着きが悪く、 政府提案の内容は異質 国総法改正として時 七二年夏 同公団の 法律学

ンフレの進行、これを反映した党内情勢の変動、インフレ抑制のため造論の実現手法として野党に受止められたため、経済環境の悪化、イーさらに国会提案後は、同法案が田中内閣の政権構想であった列島改

加え、国土利用計画法が成立したわけです。て議員提案、これに対応して組織改正関係の法案にも所要の手直しを提案から開発的色彩を持つ規定を削除した内容を国土利用計画法とししされ、与野党折衝の結果、政府提案の国総法改正法案の廃案、政府福田氏が蔵相に就任したのですが、これもあって法案は衆議院に店晒

です。 が、 府提案のそれをそのまま使っているのですから、当然なのですが。 たのです。土地利用にかかわる部分に関しては、 は建設省には行政的蓄積の殆どない分野ですし、 めによって鎮静化しており、規制区域の発動はもとより、 往の個別規制法の線引き」をそのまま使うとしたところにありました。 の説示のポイントは、法第九条の五地域区分について、「とりあえず既 指導方針28 た取引価格の審査にはマニュアルづくり等苦労があったかと思います 制効果が云々される状況ではありませんでした。 「とりあえず」としたのは一応理想主義派に敬意を表したまでのこと した事務方としてはそれ程難しい問題があったわけではありません。 そもそも土地利用計画にかかわる部分は、政府提案の国総法改正の 当時の解説書に「前途多難」とあったとのことですが、 第一、地価は法施行時には、 各省折衝や業界対策で苦労をすることは特にありませんでした。 を議員提案の国土利用計画法のそれとしてそのまま使っ 福田蔵相による急激な財政金融の引締 国土利用計画法は政 勿論、土地取引規制 地価調査課が担当し 法の地価抑 施行を担当

言う「土地利用基本計画」の上位計画性が確保されない、という声が理想主義的な発想からいえば、そのような現状追認的発想では法に

28

成田頼明 「国土総合開発法案の問題点」 『自治研究』 49巻7号 P

<sup>73</sup>年5月全国主管課長会議に於ける下河辺局長説示

ましたから、この様な方針はあっさり受入れられました。農地局、構造改善局系で土地問題の難しさを骨身に沁みて承知していす。しかし、新設の国土庁の主力は、国総法改正を所管していた経済体ないし建設省関係者以外にはそのような声がないでもなかったので等農地法の運用や新都市計画法の施行の苦労を間接にでも経験した農当然予想されるわけで、事実土地利用調整課の中でも、農地転用規制

いでしょう。 えられる人口の都市集中の激流に対処し、「計画なきところに開発無 農民によって裏切られた農林官僚の悲劇と全く同質だったといってよ のです。それはまさに悲劇であり、それに先立って農地改革の理想が 向を反映した政治という現実の前に理想は裏切られざるをえなかった かし、趨勢的な地価の上昇と零細な資産所有者としての農民とその意 新都市計画法の立法過程に参画された方々が、民族の大移動になぞら 況の中で農地法の建前を維持することは著しく困難でした。 建設省で 念に反し耕作者としての側面を圧倒してしまいました。 このような状 細自作農の資産所有者としての側面を限りなく膨張させ、 高度経済成長過程を通じる趨勢的な地価の上昇は、 内で転用規制を含め農地法の運用の苦労をつぶさに観察していました。 し」という理念の下に理想的な新都市計画制度を構想されました。 既に国総法国会提案時に、政府部内では調整済みだったのです。 直接その調整過程に参加したわけではなかったのですが、同じ局 改革による創設零 農地法の理 僕

政策課長の回想録を挙げておきます。いますが、当時同じ土地局で国土法の施行にご協力頂いた松本弘土地新都市計画法については、関係者によって多くの著作が公にされて

は国土庁として全く問題なくすんなりきまったのです。以上の如き事情をよく御承知でしたからこのような国土法の運用方針建設省計画局宅地部長)等新設国土庁の幹部になった方々の多くは、下河辺計画調整局長(前経済企画庁総合開発局長)、河野土地局長(元

下河辺局長はこれについて次のように言っておられます。

して、これから縦割りの五つの法律が全部調整上の問題になるところがということをやるような事務が実際上発生しておるということを今次を守る法律が次の土地利用の調整者でもあるというようなことを今状を守る法律が次の土地利用の調整者でもあるでしょうけれども、はたしてゴルフ場が適切かどうか、ゴルフ場をづしておるというようなことを今度の法律は認めたものというふうに理解できるじゃないかと思うので度の法律は認めたものというふうに理解できるじゃないかと思うのでまる。許可要件の中で、すべての地域を通じて共通に公害の防止とか自治を議論するときには、森林の都合もあるでしょうけれども、はたし場を議論するとさに、実は農業を議にですから農地法の所管者が農転を議論するときに、実は農業を議にですから農地法の所管者が農転を議論するときに、実は農業を議

だろうと思ったりしているわけです。」29

T。 することによって <sup>33</sup> 整合的に説明できるように法律構成されていまの妥当性を正面から取上げ、国土法に土地利用基本計画の観念を導入わる僕の疑問、農林省による転用目的の優劣に係る判断の組織法令上この下河辺氏の発言は、先に述べたような農地法の転用規制にかか

でしょ。 でいい。 では、現実に国土法は、都道府県段階ではこのようには では、、小林重敬教授の『地方分権時代 では、その後、現実に国土法は、都道府県段階ではこのようには でいい。 でいい。 では、現実に国土法は、都道府県段階ではこのようには でいい。

'痛烈な批判を加えています。3'能性について次の如き疑問を提示して\「土地利用計画」神話に対しさらに、下河辺さんは制度化された現行の各種「土地利用計画」の

「土地問題の逃げ口を土地利用計画に求めるのです。」

けているという悪口さえ言いたいですね」 「それは土地利用計画が出来ないから、安心してそこに問題点を預

す。 片付くという信抑にも似た考え方を「土地利用計画」神話と名付けまらいらに合理的な「土地利用計画」が出来れば土地問題はすべて

す」33とも。のを平気で抽象的にはやるべきだという人が無責任だと思っていまいうのを住民参加の下で出来るわけがないじゃないですか。そういうまた、「選挙をやっている市町村長が、人の土地に色を染めるなんて

社会的・経済的現実に即して考えるならば、まさに下河辺さんが次の同様示唆するところが大きいのではないでしょうか。それはまた政治経済システムの相違を超えて、用計画規制行政のあり方、さらにその運用のあり方を示唆されている自然的、歴史的、社会的、経済的背景を異にする日本における土地利日が立んの面目躍如たるところです。さらに、土地行政の方法論と下河辺さんの面目躍如たるところです。さらに、土地行政の方法論とまさにリアリスト官僚、理念を持ったリアリスト官僚 ¾ としての、

31 30 29

P132~135

<sup>『</sup>自治研究』座談会 「新国土総合開発法と地方自治」 p19

国土法第9条第3項、第10条

p 1 1 3

<sup>3</sup> 別53 下河辺淳 『戦後国土計画への証言』

<sup>34 33 32</sup> 佐竹五六 京初辺淳

佐竹五六 『体験的官僚論』 P370,3

思っているわけです。」35 になっていて、現状を肯定した物を変ように言われているとおりだと思います。「そこでは現状を肯定するとように言われているとおりだと思います。「そこでは現状を肯定すると

県の方が中央省庁の先輩であったわけです。 この意味では、都道府府県の裁量の余地を大幅に認めていたのです。この意味では、都道府で山林原野などの未規制地帯をねらった業者の土地投機・乱開発に対し、各都道府県が自主的にとった防衛措置の経験を、極力、国土法の正規の表別ではでした。法律そのものの内容が、中央集運用に反映させるように努めました。法律そのものの内容が、中央集工が、会に述べたような経済・金融情勢、カネ余り、の下で、主としまの施行の話に戻りますと、六○年代後半から七○年代の初めにか法の施行の話に戻りますと、六○年代後半から七○年代の初めにか

参考にしながら施行方針をきめて行きました。れぞれ都道府県のうちから希望者を募って研究会を組織しその議論を具体的に言うと、取引規制、遊休地それぞれの運用については、そ

しました。これらの作業は相当な事務量でありましたが、地方と中央してもらい、土地利用調整課のヒアリングを全都道府県について実施の前提としての各省協議が必要となりますので、各省の担当官に参加また、土地利用基本計画については、いずれ国土庁長官の同意とそ

省庁間にも一体感・戦友意識がうまれたのです。常に有益だったと思います。中央と地方の担当者間はもとより、関係の担当者相互、さらには関係省庁担当者相互の理解を深める上で、非

届出で価格審査も行われていた訳ですが・・・。との関係はどうだったんでしょう。当時は今と違って土地取引は事前る問題で、非常に関心が高かったと思われますが、国土法と地価対策二度目の地価高騰を経験した直後でもあり、国民生活に密接に関連す馬場 ところで、ちょっと気になるのは、地価との関係ですね。戦後

頭の、後のバブルの崩壊と全く同じですね。 この辺の動向は九〇年代初四十九年当初には、既に沈静化していた。この辺の動向は九〇年代初好が必要だったということですね。現に福田さんが大蔵大臣になってであることは明らかでしたから。しかし、政治的に何か手を打った格で誰も考えていませんでした。財政金融政策の失敗による地価の急騰佐竹 国土庁の幹部も含めて、国土法は地価対策として役に立つなん

に面白いので、『土地と水』に引用したんです。った、北海道の山林の現状有姿分譲ですよ。それの広告文章があまりいまでも強く印象に残っているのは、ゴルフダイジェストか何かに載あの当時、僕の書いた『土地と水』に引用しておいたんだけど※、

ちに、価格がどんどん上がって行くという広告です。 佐竹 そうそう。あれが、本州と北海道を行ったり来たりしているうしを勧めるみたいな、あそこまで露骨に書くんですかねえ (笑)。馬場 拝見しました。洞爺湖畔の土地ってやつでしょう。土地ころが

<sup>36</sup> p201,209\210

あれはゴルフダイジェストだったんですか。

バブルの時は締め方がちょっと知恵がなさ過ぎると言って問題を起こ 資をぎゅーっと絞ったからなんですよ。銀行局の局長通達か何かでね。 しましたが、元を絞れば片付くんですよね。だから、 が、国土利用計画法の中には活かされていないと思うんです。だから、 市場圏の広がりが大体わかる。そういう蓄積、 あそこだけで対応しろと言っても、 んですよね。今でも、こんなに入って来るけど、あれを見ていると、 に配られているかというのも、市場の広がりを見るのに非常に面白い (届出対象を)面積で切ってもあまり意味があるとも思えないですね。 地価対策としての実効性には極めて疑問があって、 そういう事で、市場と言えば、 無理なんですよ。 不動産の折込広告が、 地価形成のメカニズム 元を絞らないで あれは銀行が融 どの範囲

取引の動きを行政庁が感知することのできる一種のセンサーですよね。 に届出が必要なの?となるという事だと思うんです。 不要論が生ずるのは必定、という事です。放っとけば何でこんなもの ではないかなと思います。 及のメカニズムや不動産市場の構造をもう少し勉強する必要があるの センサーとしては、もう少し工夫の余地があるかもしれない。 従って、積極的に土地利用調整について活用しなければ、 あれは生の土地 国土法の 地価波

すからね 法律に基づいて取引価格を把握することのできる唯一の方法で

産業界からの反発は相当あったんじゃないでしょうか も力があると思いますが、 その土地取引規制の関係なんですが、 土地取引に新たに規制がかかる点で、 不動産業界、 政治的に 不動

業界の反発問題だけどね、狂乱物価の下では、企業性悪説が横

佐竹

させ、

制定当時はこの制度の発動もありうるとお考えでしたか

絶対に動かないと確信していました。

徹底的にやられたんですね 行していました。官僚バッシングの前は、 の一九七三年前後は、とにかく企業性悪説ですよ。新聞の社会面で、 企業バッシングなんですね。

あ

す。 がいました。 立場から、足で集めた情報を報道するという、いい仕事をしていた人 られた方がいるんです。そういう方もいるけど、表立ったのはなかっ るような仕事をしているのか、と、業界の内部議論に疑問を投げかけ を取ろうじゃないかという事で (笑)、真の意味での付加価値を付け ありました。要するに、立派な街づくりをやって付加価値を付けると たですね。ジャーナリストのなかでも、 のか、ということですね。だから、うまく政治と付き合って早く情報 いうより、不動産の値上がり益ばかり狙うようなことをしていてい 不動産業者もね、業界の中にも反省の声が少数ですがあったようで あの当時「日本のディベロッパーはこれでいいのか」という声が 丹念に現場を廻って中立的な

馬場 『まちづくり研究』ですね。

馬場 す。 佐竹 二十~三十%の上昇)にも結局発動されることはなかった訳ですが わゆるバブル経済の時代(多くの地域で地価が公示価格ベースで年率 この規制区域制度については伝家の宝刀と言われながら、 制については事前届出制と規制区域制度の二本柱でスタートしました。 れた方ですが、いい本ですよ。僕なんかも取材をされた事があるんで 蓑原 (敬) さんなんかと、対談をやっているんですが 引き続き土地の取引規制の関係でお伺いしますが、 ああ、『まちづくり研究』、三井さんでしたね。 共同通信におら その後のい 土地取引規

<sup>13</sup>場 市場メカニズムの否定につながる話ですからね。

佐竹 そうそう。

リアリストでした。
それから、法律施行に当たり苦労した点なんですが、大体座談会をもついった。法律施行に当たり苦労した点なんですが、大体座談会をでいから、法律施行に当たり苦労した点なんですが、大体座談会をでれから、法律施行に当たり苦労した点なんですが、大体座談会をでれから、法律施行に当たり苦労した点なんですが、大体座談会をでした。法律施行に当たり苦労した点なんですが、大体座談会をそれから、法律施行に当たり苦労した点なんですが、大体座談会をのアリストでした。

式がそうなんですよ。これは野呂田(芳成)さんが課長で行かれた頃 れを使われたんですが、 印象に残っています。新都市計画法に対する評価といった意味があっ 特許権を主張するつもりはないんだけれど。 使った手法なんです。そうじゃなくても、誰でも考え付く話だから、 設換地というのは、我々(農林省)も一九七二年の土地改良法改正で たけれどね。 たかもしれません。松本土地政策課長のことは高く評価されていまし だけで考えた制度では実際には動かないんだよ」言われたのが未だに 「こんなアイディアどうですか?」なんて持って行くと、「佐竹君、 河野さんの偉いと思った所は、 新都市基盤整備法で懲りたらしいですよ。 やや頭倒れになったようです。 当時僕はまだ課長で若かったから、 新都市基盤整備法でもそ あの法律の創 茨城の六四方 頭

ゃうんですよ。これは、買戻し約款付きなんだよね。 かがなものか、とやったわけです。37 まず、譲渡担保が引っかかっちきない話なんです。社会部の記者に耳触りのよい話ばかりするのはいうことは、土地が担保として重要な役割を果たしている以上絶対にで学者に厭味を言ったんです。利用目的のない取引を認めないなどとい値行で苦労したのは、投機目的の判断ですね。土地法学会で、法律

設定である(一)所有権、地上権、賃借権といった土地に関する権利の移転又は動の範囲は何か、という問題があります。これは要件が三つあり、とおっしゃる意味は、まず国土法で土地取引規制の対象となる権利移で、ここで確認をさせて頂きますが、その「譲渡担保が引っかかる」馬場「ちょっとすみません。いきなり民法の難しい話になりましたの

- (二)対価の授受を伴う
- (三)契約により行われる

ということになっています。

政令で、投機にあたらず許可ができる場合として、「通常の経済活動と規制の対象に含めることがどうなのか?という問題があって、だから、比すない訳ですよね。債権の担保なんですよね。こうしたものを取引れば、これってその土地を何かに利用しようと思って取引しているんたせる、という形態のものですので、この三要件のいずれにも該当し、房はAにその土地を売却する。BがAに売買代金を返せば土地を取り譲渡担保というのは、例えばAがBに対し土地を担保に融資する。

<sup>37</sup> 日本土地法学会 『土地の所有と利用』 p115~126

たんですね。の経済活動として行われる債務の弁済によるものである場合」と定めして行われる債権の担保若しくは債務の弁済のためのもの、又は通常

というものは、人間というものは両面があるんだ。 旨味なんていうととんでもない、と言うかもしれないけれど、世の中 佐竹 そういうことですね。従って、届出の土地の利用目的は、 森林をさ、そのまま売って・・・。 しておかないと駄目ですよと。それをガリガリに絞っちゃたら、せっ と制度が動かなくなると。今でもはっきり覚えてます。若い先生方は、 け手側に多少のメリットがあるように取引価格を設定しておかない いうのは、多少旨味を残しておかないといけない。 しゃっています。私法学会雑誌の譲渡担保特集 꽤 ですが、価格水準と 分あるじゃないですか」と言うと、我妻(栄)先生が面白い事をおっ ということになります。「利用目的無しだと、 かく譲渡担保という制度を作っても、動かなくなっちゃうわけだから あと、困ったのは、 現状有姿分譲というのをどうするかという事。 投機になる可能性が十 おいしい部分も残 譲渡担保の引き受 無し

るに宅地開発を見込んだ投機的取引ですね。い主は林業経営でも何でもなくて、面積的にも数百㎡と小さい。要すおります。山林を山林のまま売買される取引ですが、実態をみると買馬場(はい。それにつきましては、『土地と水』30の中で紹介されて

ても何もいじらないから、誰にも害は与えないので県としても手が出佐竹(そうそう。県も頭を痛めているところが多かったねえ。取引し

くらい使ったかわかりませんが。 (笑)。だって、森林施業からやっちまえ、勧告だからいいだろう、と(笑)。だって、森林施業からやっちまえ、勧告だからいいだろう、と(笑)。だって、森林施業からやっちまえ、勧告だからいいだろう、と(笑)。だって、森林施業しにくいわけだ。どうするかと相談に来られたんだよ。僕は構わない

ままですが、勧告してもいい場合の例として。磯貝(現状有姿分譲については通達が出ています。利用目的は現状の

だよね、そこに人が住めば公共施設に負担がかかるだけだからね。だ使うべきであるというルールが社会的に成立していない。そりゃそう泣き所ですが、日本の土地利用というのは詳細計画がないでしょう?それから、遊休地ですね、困ったのは。遊休地というのは、ここが

<sup>『</sup>日本私法学会 私法34号シンポジウム 『不動産担保制度に関する当面の』

p 2 0 1

画技術を駆使すればあると思うんですよ。そういう図面を作れば。度を見て、この土地は老人ホームとしては最適であるというのは、計種の施設について、例えば県内の老人の分布状況を見て、交通の混雑んなものがあってはどうしても困る、とか、或いは、どうしてもあるけど、この辺も勉強の仕方によってはあると思うんですよ。ここにこ

世の中を知ると・・・(笑)。 う広場のようなところがなくなっちゃうと駄目なんだよね。広場でも うのは、広場がいくらでもあったんです。僕は生まれが目黒で、 駄目なんだ、人工的な施設じゃなくて、野原がいいんですね。 も、世の中っていうのは厳しいものだという事を。小学校に行くと否 いう環境で子どもは世の中を知る訳だよ。家に帰ればおぼっちゃまで 親分がいて、おぼっちゃんどもが取り巻きをやっているわけです。そ 行く訳だよね。そうするとガキ大将がいて、父親は工員さんでも強い 場がなくなった跡だから。空き地がいくらでもあるから、皆で遊びに 公共空間を作る。我々の時代は、いじめなんてなかったですよ。 という発想がある訳です。それは何かと言うと、子供の交流のための 応なしに教えられるんだけどね。それで鍛えられるんだよね。そうい 例えば、都市計画でやっているんですよね、いじめのない都市計画 相撲をとったり、投げ飛ばされたりしてね。それで子供なりに とい 競馬

て、あんな所で子育てすると、どういう事になるんだろうか、と思う。超高層マンション、あれが安くなってきて、サラリーマンが住みだしうやって社会というものを覚える訳ですよ。これは冗談話じゃなくて、いけないなという事です。いつも家に帰って「お父さーん」なんてや依竹(そうそう。そういう、喧嘩が強い奴とはうまく付き合わなきゃ

感じだよね。 恐るべき、立体スプロールだと言う人がいるけれど、まさにそういう

思うんだけどね。あまり関心がない人も多いんですよね。 とういう使い方というのは、遊休地についてもあると思うんですよ。 そういう使い方というのは、遊休地についてもあると思うんですよ。 そういう使い方というのは、遊休地についてもあると思うんですよ。 そういう使い方というのは、遊休地についてもあると思うんですよ。 そういう使い方というのは、遊休地についてもあると思うんですよ。 とういう使い方というなかったけどね。そういう蓄積を、代々の土地利用調整課長には、やってくれた人もいるはずなんだよ。下( 社の土地利用調整課長には、やってくれた人もいるはずなんだよ。 下( 社の土地利用調整課長には、やってくれた人もいるはずなんだよ。 下( 社の土地利用調整課長には、やってくれた人もいるはずなんだよ。 下( 社の土地利用調整課長には、やってくれた人もいるはずなんだよ。 下( 社の土地利用調整課長には、やってくれた人もいるはずなんだよ。 下( 社の土地利用調整課長には、やってくれた人もいるはずなんだよ。 下( 社の土地利用調整課長には、おるべきでは、おんがでする。 そういう使い方というのは、遊休地についてもあると思うんですよ。

馬場 耳の痛い話でございます。

いかがでしたか。

いかがでしたか。

いかがでしたか。

さて、次に、地方公共団体との関係について伺ってまいります。当さて、次に、地方公共団体との関係について伺ってまいります。当さて、次に、地方公共団体との関係について同ってまいります。当

れました。国土利用計画の内容より進んでいた県もあったようですが、佐竹(はい、そのとおりです。これはまさしく、好意的に受け止めら

ゃいけないような部分があった事は事実なんです。⁴に、せっかく県が条例や規制でやっていたやつを少し引っ込ませなき反発は感じられませんでした。これはね、結局、国土法を施行した為

それで、運輸、経済企画など四つぐらい役所を歩いておられるんです 事ですね。 りの課を作ったんです。だから「大怪我するぞ」と言われた、という で土地問題は手がつけられない状況になってしまった、という趣旨の 既成の法令を個々に機械的に適用するにとどまっていた、そうした中 ってやっておられるんですよ。他にもそういう方はいらっしゃると思 よ。それで最後は横浜市の企画調整局長。 工を出て・・・、いや、都市工を出て法学部に入ったのかな、東大の。 ことを書いておられます。そこで、土地対策をやろうと考えて、 をつくる』という著書の中で、土地利用や開発については、自治体は 事です。横浜市の企画調整局長を務められた田村明さんが、『都市横浜 行政は、地元に近い所でやらせるより仕方がないんじゃないかという だから、おそらく下河辺さんの発想だと思うんですが、本当の総合 地権者に揉まれながら鍛えた理論です。だから、 あの方は、変わったキャリアなんですよね。法学部と都市 自分で利用調整の渦に入っ 強い。 泥をかぶ 横割

といった点で制定当時から地方分権の考え方を織り込んでいた法律、ら、土地利用基本計画を県が定めてそれを土地取引審査の基準にする、ではないかと思いますが、この国土法はそれ以前に制定されていながいう言葉が一般に広く語られるようになったのは昭和五十年代から馬場 次に、地方分権についてお伺いしたいと思います。地方分権と

ねる、という考え方だと思いますが、これについては何か議論はあり用調整の内容については実態を承知している地方自治体の判断に委ということが言えるのではないでしょうか。個別具体性の強い土地利

ましたか。

馬場(それでは次に、現在の国土法の具体的な制度の話に移りたいと治体の姿勢について、業界から懸念はあったようです。ており、そうしたところでは、宅地開発要綱や公害規制についての自す。ただ、あの当時、革新自治体といって、革新系の首長が出はじめ佐竹(まさにそのとおりです。下河辺さんの発想で、卓見だと思いま

国土法はその後、大きな改正としては昭和六十二年に監視区域制度、思います。

平成十年に注視区域制度を創設し現在に至ります。

います。 別計画の後追いになっているという問題点もかねてから指摘されて断で休止できないか、という意見もあります。土地利用基本計画が個た中で地価下落が続いている一部の県からは事後届出制を知事の判事後届出制に基づく勧告、公表の実績はほとんどありません。こうし定は東京都小笠原村のみ、注視区域制度は指定の実績がありません。いわゆるバブル崩壊後長期にわたる地価低迷の中で監視区域の指

位性を保ちながら運用されています。本計画も県によっては調整方針を明確化するなど、他の計画に対し上ましたし、助言は年間二百~三百件と活用されています。土地利用基いた土地取引について勧告を行い、結果的にこれを阻止した例があり一方で、事後届出制については平成十一年には地元で問題になって

こうした現在の国土法の運用の実態についてどのように評価してお

41

水口俊典 『土地利用計画とまちづくり』 p72~75,p82~97

られますか。

それは中心市街地問題への対応や国土庁の国交省への吸収が端的に 物語っていると思います。 用行政の総合化、 個々の制度の評価は別として、国土庁発足当時の熱気、 縦割り打破の熱気は完全に失われたと思いますね。 土地利

ぁ 少なくとも国土法の九条三項はもう少し使われるべきではないかな

なっちゃった、それはこの辺じゃないかなと思うんですよね。 事項」というところが、まだまだ使いようがあるんじゃないかと・・・。 さんは非常に残念がっているんじゃないかな。 にもいたわけだけれども、片一方が環境省になったのに片一方がなく とどうせ使うならうまく使えばいい・・・。僕は、 について定める」とある訳ですね。この「土地利用の調整等に関する げる地域 ( いわゆる五地域 ) のほか、土地利用の調整等に関する事項 汗を流して泥をかぶらないと、なかなか・・・。 そうそう。あれから三十年経っているのだからね。 国土法の九条三項には、「土地利用基本計画は、 国土庁にも環境庁 だから、下河辺 前項各号に掲 もうちょっ やっぱ

った」という話で、「相沢君、君何か知恵はないか」と言うんですね。 けど、大変な人なんだ。この人が、 の旦那さんでした。僕らは農林省の主計をやっていたから付き合った 言わなかったんですが、相沢(英之)さん・・・相ちゃ はっきり書いてある。田中角栄さんが「俺、 大蔵次官をやって鳥取から衆議院議員になり、 回想録42を出しているんです。そ 総理になっちゃ 女優の司葉子 h

> ちょっと仲良くやって協力したら、いい仕事が出来るんじゃないかと。 ら、さぞかし現場は喜ぶだろうねと言って(笑)。 あれは勲章だと思っているんだ。佐竹君、こういう事をやってやった をやっていたからね。課長の頃、 Ιţ それで出した中に、 山口光秀さんなんかも、そういう感じだったよね。 公共事業関係省庁間の状況を、見るに見かねたんでしょ 国土庁の創設があったらしいんですよ。 僕は、山口さんに褒められたから、 彼は四係の主査 う 相沢さん

馬場 け、せ、 それは皮肉じゃなかったんですかねえ?(笑) 皮肉もあるかもしれない(笑)。でもね、

佐竹 さんに呼ばれて「俺も総理になっちゃったんだけど、相沢君何やれば ご自分でやってくれた。 とは仲良くつるんでよくやっていたんです。だから、 次官をやられましたね。彼が主査で、私は管理課長だった。 ったんです。 いです。国土庁はね、相沢さんに足は向けられないです(笑)。 事業創設に係る内示のご親筆の中に、たしか、農村整備課の創設があ いいかね」という御下問だったんですよ。 葵の御紋、 その時の公文主査(公共四係)、 大蔵省主計局主計官ご親筆があった。 非常に思い出深 農村総合整 後に国土庁 公文さん 裁きは 田

方 っている、という実情にあります。今後の国土法の適切な運用を考え に地方公共団体の役割に期待するところが大きいわけです。 馬場 引き続き現在の国土法の関係ですが、この法律はご指摘のよう た場合、 心市街地の活性化の問題、 県 地方公共団体に対し、 市町村ともに財政面でもマンパワーの面でも非常に苦しくな 地方公共団体の責任はえらく重たいですよね。 耕作放棄地の問題等多くの問題を抱える一 何かご注文はございますか 現 在、

佐竹

確かに、

分権推進法の時は、どうしたんだろう、

機

42

相沢英之 一日生涯 角さんと酌み交わした男の真実』 P1189120 進法なんかも出来たから。

関委任じゃなくなったでしょう。

自治事務になりました。

惧を抱いていたんです。自治省だけだったんだよね、 体が出来たから、当時は業界も中央省庁も、 はずっと蜷川さんだから。軒並み実現しちゃってね。 革新自治体だって、東京、横浜、大阪もやられたでしょう?京都 自治事務になりましたよね。法定委任ではないよね、 地方運営にはちょっと危 推進派は。 革新自治 時

が分権の旗を振るなど考えられなかったことですよ。 国土法の時も、まだ残っていましたよ、そういう雰囲気。 むしろ中央でコントロールが利くようにしていくという事ですね。 財界の首脳

ることの実態はどれだけ変わったかねえ。これはむしろ皆さんにお聞

地方自治体の役割は飛躍的に重くなっている訳だけれど、

やっ

てい

学校の先生の言う事は皆正しい、教科書に書いてある事は正しい、と 社会科だよね。社会科学じゃないんだよね。社会科世代というんだよ。 いろんな仕事をさせられる・・・。 きしたいぐらいですよ た。彼らは、大体我々と共通な所があるんだよ。僕らはメーデー世代 (笑)。団塊世代は違っていた。 懇親会にも出ず、そのまま帰っちゃう人もよくいまして・・・。 それでね、これは若い方には失礼なんですが、最近は高校まで **県も大変みたいですよ。金も減り、** 自分で勉強して批判精神を持ってい 地方でブロック会議なんか開いて 職員の人数も減る、 一人で

> っぱり、 ょっとそういう問題は残ると思うな わが県をよくする為、という人が随分多かったんですが4 受け手の方がね3 昔は適当に本省をちょろまかし ち

馬場 関する問題は常にあり、 うにお考えでしょうか。 利用地の問題、 農業地域と都市地域の境界における土地利用の問題、 たと・・・。 れておりますが、今後の土地利用の調整施策の方向性についてどのよ さて、今後の土地利用調整政策の方向性についてですが、 ま、「ちょろまかして」 はともかく、 多少悪知恵を出せばうまくいくことって多いですもんね。 オールドタウンの発生、 法制度の整備、 条例の制定等の措置が講じら 空き家の増加等、 優等生的な人がふえてき 緑の保全、 土地利用に 従来から 低未

佐竹 場に学び、望ましい動きというものを見つけ、その芽を育ててい ということじゃないか。それが一番大事なことだと思う。 うん。これは土地問題だけに限らないと思うんだけれども、 現

学ぶという姿勢がないといけないと思うんですが4。 そうなのだが、キャリア官僚は上司から「現場に行くな」と教育され ポ作家の著作をみて驚いたことがあります。「 これはどこの省庁でも 様だと思いますが、「現場」に学ぶという姿勢ですね。 出張に行かないんだから。 ている」とあるんです。45 これは土地問題に限らず、教育問題でも社会保障制度につい 酒を飲んじゃいけないというものだからね 考えられないことですね。もっと、 近頃は、 最近、 あるル ても同

て呼ばれていたけどね(笑)。

だからね。もっとも旧制の人達からは新制の学生は「ダスキン」なん

だから、あまり冗談が言えないんだよね、研修で。 だからや

近頃はいい子が増えちゃったんじゃな

<sup>44 43</sup> 下河辺淳 『戦後国土計画への証言』 p149~150

佐竹五六

山岡淳一郎 『マンション崩壊』 9 2

我々はどういう時代に生きているか』(H18・12)に収録)46 佐竹五六 『内務省の大先輩から教えられたこと』(人事院公務員研修所 今

### これは冗談だけどね。

もらってはいけないわけで・・・。
 たれが悪いということはないんですが、それで終わりと思っている人が多いんだよね。学生時代の癖が残ってるんだろうね。か読まないというのはね・・・。研修でも、見てるとノートばかりと欠けていると思う。テストのせいじゃないかと思うけれど、教科書し欠けているという事だから、現場に学ぶという姿勢、これが一番もらってはいけないわけで・・・。

聞きしたいと思います。したが、最後に、現在の政策立案者に対し、何を求めるかについておったが、最後に、現在の政策立案者に対し、何を求めるかについてきまって、国土法制定当時のお話から始まって、幅広くお伺いしてきま

という事です。という事です。という事です。という事です。まず、ファクトファインディングを行え、要するに事実を掴めングの欠如というのが色んな問題に共通して見られるよくない点で佐竹(うん。そうだね・・・。理念論の過剰、ファクトファインディ後にアドバイスをいただければと思いますが、いかがでしょうか。施策に関わる行政官に対してはご注文が色々お有りだと思います。最がなを含め、地方公共団体の担当者など、現在の土地利用に関する

点があっても、必ず歩留があります。これは僕の経験に基づく信念でからね。社会的な力の裏付けのある政策は、さまざまな制度上の問題切実な必要を感じている人達が良ければそれは社会的な力になりますはこうなってるんじゃないか、と。ずっと培った情報ネットワークをして、農林省も知らない事実を、彼は豊富に知っているんだよ。本当下河辺さんの強みは、事実を掴んでいる事ですよ。地方の実情に関

す。

した。 (終わり)馬場 本日は長時間、有り難うございました。 大変勉強させて頂きま

参考文献一覧(主なもの)

(座談会)『ジュリスト』No.581 p15~37 石原舜介、佐竹五六他 「 動き出した国土利用計画法とその課題」

•

休土地対策を中心として」(座談会)『法律時報』47巻7号、p遠藤博也、佐竹五六他 「 国土利用計画法の検討 取引規制と遊

27 4 7

号p63~157・ 荻野清士 「 国土総合開発法案の概要」『自治研究』第49巻第7

- 河野正三 『国土利用計画法』
- 法の施行をめぐって」『自治研究』第52巻第12号p3~54・ 小林與三次、河野正三他 「 これからの国土利用 国土利用計画
- 題(実務家の立場から法律学に期待するもの)』『土地の所有と利・ 佐竹五六「国土利用計画法取引規制における利用目的審査の諸問
- 5 8 1 p3 8 4

周

P112~126

佐竹五六「国土利用計画法の施行をめぐって」『ジュリスト』No

・ 佐竹五六『体験的官僚論』

- 佐竹五六『土地と水』 P166~221
- 司馬遼太郎 『街道をゆく』 p2 4~ 4 4
- 2 5 0 5 1 5 2 下河辺淳 ,p296~304,p349~350 『戦後国土計画の証言』 p123~138 , p242 р 1 4
- 田村明 都市横浜をつくる』 p98~101
- 林修三、下河辺淳他 7号 p158~180 成田賴明 「国土総合開発法案の問題点」『自治研究』 第49巻第

新国土総合開発法と地方自治」(座談会)

- 切上げ準備作業の記録」『金融~世紀を越えて』1974 林大造 「 アルファー ( 円切上げ ) 作業始末記 自治研究』第49巻第7号、 p15~59 実らなかった円 . 6 р
- 究 原田尚彦 第49巻第7号p181~191 「国総法案による土地利用基本計画と問題点」『 自治研

363 372

- 藤田宙靖 『西ドイツの土地法と日本の土地法』 p 5 7 5
- 水谷三公 官僚の風貌』 p 3 4 7
- 宮澤弘 新国土計画論 P108 125 р́135~14
- 渡辺俊 7 比較都市計画序説』 p2 3 ,2 5 2

### 土地行政 オーラルヒストリー

### 佐藤和男

\*

インタビュー日時: 平成 20 年 3 月 18 日

[インタビュアー](肩書きはインタビューの時点)

土地 · 水資源局 土地政策課土地市場企画室長 北村 知久

土地,水資源局 総務課長補佐 平瀬 敏郎

土地,水資源局 土地政策課長補佐 矢吹 周平

(財)土地総合研究所 理事 古倉 宗治

北村 きょうは本当にありがとうございます。

かせいただきたいと思います。 おのことだと存じております。まず、当時の土地問題といるいろあったわけでございますけれども、ご就任されたころ、四十二と思っております。地価対策ということで、昭和四十年くらいからい番初めは、計画局の宅地政策課時代のころのことからお話を伺いたいよろしければ早速お話をお伺いしたいなと思っております。まず一

発表)をつくったのがスタート。それまでは、どっちかといえば、 佐藤 った状況です。だから、四十年の地価対策閣僚協というのは、要する 初の公共用地補償基準をつくったのが昭和三十七年六月で、それまで 番のインタレストで、関連して、いわゆる収用関係の法律がいろいろ 四十年に地価対策閣僚協議会がスタートしていますが、ご案内のよう てはどっちかといえば無知であった土地税制という税制に、どういう に公共用地を円滑に取得する方策は何かというところじゃなかったん 整備されているし、例えば補償基準なんていうのも、 共用地の取得をどう円滑にやるのかなというところがまず建設省の に昭和三十年代の後半に旧建設省が宅地総合対策(昭和三十五年十月 意見を言うかというところが最大の課題だったと思っています。 昭和 話が出ますけれども、仕事の上での問題は、正直言うと、建設省とし 電源開発損失補償要綱ぐらいしかオフィシャルなペーパーはなか 私は、たしか昭和四十二年十二月の着任です。それで、 建設省として最 後から

それで、昭和四十三年の地価対策閣僚協というのは、どっちかとい

題懇談会をつくったことです。 題懇談会をつくったことです。 題懇談会をつくったことです。多分四十三年十一月というのは、 で、公共用地じゃない一般的な地価対策なり土地対策を構築するにこの閣僚協というのは、要するにここで提案したことの整理に過ぎない、だから、実質役所としてやったのは、私の記憶では、土地税制という。だから、実質役所としてやったのは、私の記憶では、土地税制というのは、では、ということです。多談なすってこういう閣僚協議会を設けてやるんだということです。多い。だから、実質役所としてやったのは、私の記憶では、土地税制というのは、要するにここで提案したことの整理に過ぎない。だから、実質役所としてやったのは、私の記憶では、土地税制というのは、要するにここで提案したことの整理に過ぎない。だから、実質役所としてやったのは、私の記憶では、土地税制とされて、公共用地じゃない一般的な地価対策なり土地対策を構築すべきれて、公共用地じゃない一般的な地価対策なり土地対策を構築すべきがいる。

もうお膳立てをそろえてからやったんじゃないかという感じですよね。十三年の十一月の地価対策閣僚協というのは、どっちかといえば大体予算をやって、地価公示制度とかなんかを表に出してというので、四佐藤 そうでしょう、それがスタートなんだよね。それで、それから古倉 そうですね、昭和四十三年一月三十日です。

古倉(七月二十六日だと。七月か。

その過程のほうが、重要で、もう一方で土地税制の答申が四十三年の

ないでしょうかね。 
予算要求の整理をして、その締めがこの四十三年十一月の閣僚協じゃをやりたいですねという話を世の中に出して、提言して、それで大体の懇談会の結論が、一応、建設省としては、例えば地価公示制度とか佐藤 一方で土地税制の答申が四十三年の七月に出て、それで多分今

1村 当時の議論としては、税制はまた詳しくお伺いするとして、税

制以外としては地価公示と、あとはどんなご議論が。

すか。 佐藤 というので、具体策として何を道具立てにするのかという試行錯誤の くわからない中、 が通らなかったんじゃないでしょうか。 感じがあって、多分その辺をやらないと、 だから、 地価公示制度を鑑定評価との関係でひねり出してきたという 地価公示の制度もほんとうに制度になるのかどうか全 鑑定評価制度か何かの答申にそういう言葉があっ 都市計画法が通るのがいつで 後で出てきます都市計画法 た

北村 四十三年六月です。

らないし、ちんぷんかんぷんでさ (笑)。だから、 設省としては、都市計画法を円滑に通すためにはいろいろな周辺の制 その前の保利大臣のところで私的諮問機関でやった、土地対策要綱の 張り出されたものだから、都市計画法なんて何をやっているのかわか しょうかね。だから、僕は、正直言って全然違うセクションから引っ 協で、その前段が今の保利大臣下の土地問題懇談会の結論じゃないで する必要があったものの、 度に対しても政策の目配りをしていますよということを対外的に宣言 都市再開発法ができ上がったのが結局一年ずれでしょう。 の援護射撃なのですね、 ほうが実質的な政策提言ですよね 六月。だから、要するにこれは、 都市計画法は非常に難航したから。 決着が昭和四十三年十一月の地価対策閣僚 我々が都市計画法を通すため 時系列的に言って、 だから、 それで、 建

ゃ

それで、ご存じのように、新都市計画法のある意味で最大の失敗は、 農地法の改正を議院修正で見送らされたことだよね。要するにあれは けれども、非常にシリアスな建設省と農林省の綱引きの結果だからね。 都市計画法は、これはどっちかといえば、 あまり今は言わないんだ

> ども、 ば農地法はおりると。要するに四条の転用はフリーにすると、 っている若林さんだよね。彼が農地課の補佐で。だから、 やったんだけれども、どうも振り返ってみると、ちょっとやはり出だ 緯から見ても。後で出てくる宅地並み課税なんていうのは、一生懸命 いう話が、多分この議院修正のきっかけでしょうからね、 論をずっとやって、結局農林省が、じゃあ建設省が線を引くのであれ 農林省サイドなのか建設省サイドが原因なのかは、ちょっとあまりみ き金になったわけですよ。まず一つは、議院修正が成立した理由が、 農地法をおりると言って事務折衝で片づいて、 それが線引きなんだな。それで農林省は、それなら建設省のほうで線 地を農地法の桎梏から外そうとして都市計画法を出したわけでしょう。 なるんじゃないのかなという感じがするね しの間違いが収拾されないから、今もって残る変な税制みたいな話に 本弘 (建設省昭和二十九年入省) さんで、農林省が今の農林大臣をや が正直言うと、その後の宅地並み課税や何かの大混乱を引き起こす引 を引いてよ、そうしたら農地法はおりるよと言ったのが線引きだから。 んな議論したがらないからさ(笑)。担当されたのは、多分こっちは松 まさに都市化している地域で、 なくするというんだな。 要するに農地というのを残せといって頑張ったんでしょう。 農業組合が結局断固として反対して、今のあの届け出制みたい 農業団体は、たとえば世田谷農協は 都市に宅地の合理的な予備群である農 国会に出したんだけれ その後の経 水面下の議 困ると

ŧ 識していく必要があって、 i市計画法で図ろうとしたやつが、もろくも崩れたという話じゃない だから、 とにかく住宅用地を出そうとする建設省の行政目的との整合を新 多分、 都市計画法に関しては、農地との関係をきちっと認 それが当時の、 まあ公共用地はいいとして

に接ってうたう、長下らこなも見むり又手が「香りゃりにいことでかれ村」それは公共用地の取得というのが念頭にあると。今とちょうど反対で、抑制的なことをずっと言い続けてきたよね。どっちかといえばそのときの建設省のスタンスは、やや土地に対して多分四十二年の土地税制調査会じゃなかったでしょうかね。だから、

タートだったからね。

タートだったからね。

要するに公共用地の取得が一番のやりたいことだかた
にいさいうことで、どうやったらいいんでしょうかねという話がスかいとの土地政策の流れは。四十一年の租特がそうでしょう。公共用地だけは軽くするけれども、ほかはものすごく重くするという税をつくったんじゃないか。それでつぶされたんだよね。だから、スタートは格けは軽くするけれども、ほかはものすごく重くするという税をつくったんじゃない?だから、それが地価公示や何かをやってどんどんったんじゃない?だから、それが地価公示や何かをやってどんどんのたんじゃない?だから、それが地価公示や何かをやってどんどんのたんじゃない?だから、それが地価公示や何かをやってどんどんいう格好いい言葉づくりにはまってきたんだけれども。出だしは、建いる。日からにはまってきたんだけれども。出だしは、建いる場合になったが、ダムの用地買収を円滑にしたいとか、ダムの用地買収を円滑にしたいとか、ダムの用地買収を円滑にしたいとか、ダムの用地買収を円滑にしたいとか、ダムの用地買収を円滑にしたいとか、ダムの用地買収を円滑にしたいとか、ダムの用地買収を円滑にしたいとが、ダムの用地買収を円滑にしたいとか、ダムの用地買収を円滑にしたいとか、ダムの用地買収を円滑にしたいとか、ダムの用地買収を円滑にしたいとか、ダムの用地買収を円滑にしたいとか、ダムの用地買収を円滑にしたいとか、ダムの用地買収を円滑にしたいとか、ダムの用地買収を円滑にしたいとか、グムの用地買収を円滑にしたいとが、グムの用地買収を円滑にしたいとか、グムの用地買収を円滑にしたいとが、グムの用地買収を円滑にしたが、グムの用地買収を円滑にといる。

ことと、最後になってこれはお互いに、正直言えば当方も全く不勉強られている。我々が一生懸命、建設省の意見としては空閑地税をやるをできるだけ軽くするようなことでやるより方法はないんじゃないの蔵省が、宅地供給をやるためには、もうキャピタルゲイン・タックス的な税をビルトインすべきだというのをやったんだけれども、逆に大関しても少し重めで、それから例えば空閑地税とかそういうやや抑制関しても少し重めで、それから例えば空閑地税とかそういうやや抑制

N N A S。 ろうじゃないのという話が、そのときの主税局の主流的な意見じゃなともかく軽くして、できるだけ、今の言葉で言えば土地の流動化を図の二つでやや建設省のほうが抑制的。それで、主税局のほうが、税はだから、法人重課のはしりみたいなことを提案したんだけれども、そ

切った格好で導入されているんだね。

切った格好で導入されているんだね。

切った格好で導入されているんだね。

切った格好で導入されているんだね。

のためで導入されているんだね。

のためで導入されているんだね。

のためで導入されているんだね。

のためで導入されているんだね。

のためで導入されば正直言って、何であんるれと、事業資産の買い換えは、多分これは正直言って、何であんるかに、事業資産の買い換えは、多分これは正直言って、何であんるかにといる。

北村 通産省が押し切ったと。

キャッシュ化しないんだからということじゃない? この土地税制の来、産業界は買換特例というのは自由であるべきだという、要するにれども、結局戻されてという。目の前で、土地政策のためにとか言わ度が三十八年にスタートする。それで主税局は、押さえ込みなんだけが押し切って、一般的に事業用資産の買いかえはフリーですという制佐藤 通産省が多分主税局を押し切った。役所対役所では通産のほう

かった。 議論のときには僕らはなぜ買換制度がそんなに問題なのかがわからな

年のときと比べると。 北村(そこは、買換資産のほうに土地が四十年に入りますね、三十八

とで抜けたんだ。 で土地が抜けているのです。それがまさに土地政策のためだというこ佐藤 三十八年は土地・土地は自由だったんですけれども、四十四年

二十一号かなんかが柱が立つわけだよな。 
よう。それで償却資産に買いかえるのは自由だよという話で、有名なるんだ、当時の答申は。それで土地対土地は原則抑えるという話でし策で、要するに不要不急の仮需要を起こすからとかなんとか書いてあ佐藤 そういうふうに大蔵省は言いたいというんだよ。それは土地政北村 それはなぜこっちが抜けると土地政策のためのという。

と。

政策の一つの柱になっちゃったという感じだよな、僕らから言わせるうのは、実態も我々もわからないし、何となくあれで買いかえが土地るんだけれども、正直言うと、通産省と主税局のシリアスな議論といそれでそれは、名前は土地政策と言われて我々の目の前でやってい

というのは、まさに土地の評価を上げて償却資産とか家屋の評価をバいうときの最大のテーマだったんだろうけれども。三十八年評価替えしょう。あれがほんとうは多分、僕は土地税制を表立って議論するとたのが三十八年ですかね。新しい昭和三十八年の固定資産税評価の見地のほうに目が行っていたから、固定資産税の評価基準が新しくなっせのほかに目が行っていたから、固定資産税の評価基準が新しくなっ

ーンと落とすのが本来の形だったけれども、それが結局、三十九年税 ない。ましてや大蔵省は、地方税の話は自治省の所管で我々の所管じ めて、固定資産税のシリアスな話は、当時の自治省もちょっとお蔵に とラショナルな格好に一回戻しておかないと、上乗せで何をやろうと 中で土地と建物と償却資産の割合をどうするかとか、その辺をきちっ ルの政策を構築するなら、やはり固定資産税のあり方や固定資産税の 返れば、きちっとほんとうの今で言う土地政策みたいなオーバー 制でできなくて、微調整がそれ以降ずっと続くわけでしょう。だから、 有税の議論を全くしないから。 る方が土地が動くんじゃないのという当時の議論になっちゃうね。保 いったって、動かないという感じだよね。ただ、正直言うと、私を含 公共用地さえ買えればいいんだという。そこは正直言って、 を上げろとか下げろとか、そんなの禁句なんだよな。それより我々は そこは正直言うと、建設省が物を言うデータもないから、固定資産税 したかったせいもあって、表立って言わないから、建設省も取り上げ ないと。そうすると大きくやれるのは、キャピタルゲインを軽くす オー 振り

木村 それは三省で集まって何か会議をして.....。

うがない話で。 としたのがこのころだから、やはり中身も徐々に積んでいくよりしよ土地政策という非常にオーバーオールの政策テーマを建設省の仕事だためだと書いてあるじゃないかというのでさ。そこはしようがないね、産と主税が議論するので、おまえ、横に立ってろと(笑)、土地政策の佐藤 うん、それは最後の整理をするときはやりましたよ。ただ、通っ木 きずに

佐藤 うん、分離課税という制度は、やはり建設省も何か、北村 個人の譲渡所得の分離課税のほうは何か.....。

今のガソ

軽くていいのかなという話で。 軽くていいのかなという話で。 を言うべき大蔵省が土地だけは別の比例課税でいいんじゃないのと言った。 大蔵省が定率課税でいいというなら、所得税の一体課税するね。やはりきちっと定率のほうが特定財源らしいんじゃないかというなら、それは乗ろうじゃないかというが特定財源らしいんじゃないかともうなら、それは乗ろうじゃないかという感じだったな。ただ、どっちかといえば、やや重めを言った感じが特定財源らしいんじゃないかと言うなら、それは乗ろうじゃないかという感じだったな。ただ、どっちかといえば、やや重めを言った感じが特定財源らしいんじゃないかと前ろは、やや重めを言ったので、びっくり仰天したわけだ。そんな局が十%から始めると言ったので、びっくり仰天したわけだ。そんな時に、イギリスで一種のデベロップメント・タックスみたいな開発用当時、イギリスで一種のデベロップメント・タックスみたいな開発用当時、イギリスで一種のデベロップメント・タックスみたいな開発用当時、イギリスで一種のデベロップメント・タックスみたいな開発用当時、イギリスで一種のデベロップメント・タックスみたいな開発用

北村 そこは切り売り防止とかという話も。

佐藤 まあ、それはね。

北村 それよりも転がして、吐き出して……。

いう、そこは一致しているんだと思いますね。 佐藤 それは分離課税で比例税率のほうが土地が供給されやすいねと

北村 ええ、やはり供給促進が一番だと。

佐藤 うん、それは累進構造の普通の所得税の枠に入るよりは

一冊あるだけなんです。ったのは、建設省図書館に税務講習所の所得税のテキストというのがをやり出したんだけれども、建設省は税法の本が一冊もない(笑)。あるれと、もう一つ個人的な思い出からすると、その四十二年、税制

平瀬 それだけですか。

人税って、どうやって税金をかけるかというのがわからないんだ(笑)。佐藤(うん。それで、法人重課をやれと言われたんだな。だから、法

があるところなんだけれども。 とれで、しようがなくて、悪いけれども、主税の人たちに、一体何をそれで、しようがなくて、悪いけれども、主税の人たちに、一体何をで、そこからだんだん拡大してきたという感じじゃないんでしょううことと、もともとの公共用地の取得を円滑にするというのがスターうことと、もともとの公共用地の取得を円滑にするというのがスターとおかって計算するんだってだれに聞いたってわからないんだから。それで、みんな本を買わなきゃいかんじゃないか、本を集めなくちゃいかんじゃないかと。だから、完全に体制を整えて議論したんくちゃいかんじゃないかと。だから、完全に体制を整えて議論したんくちゃいかんじゃないかと。だから、完全に体制を整えて議論したんくちゃいかんじゃないかと。だから、完全に体制を整えて議論したんくちゃいかんじゃないかと。だから、完全に体制を整えて議論したんくちゃいかんじゃないかと。だから、完全に体制を整えて議論したんくちゃいかんじゃないかと。だから、完全に体制を整えて議論したんくちゃいかんじゃないかと。だから、完全に体制を整えて議論したんくちゃいかんじゃないかと。だから、非常に思い入れかね。ここは小生が一番最初にやったところだから、非常に思い入れかね。ここは小生が一番最初にやったところだから、非常に思い入れがあるところがないというでは、当時の課長さんぐらいの吉國さんである。

マイナス九・二%。次は、地価調査課長に就任した昭和五十年は地価が落ちたときか、

北村はい。

何か説明していたら、新聞記者が、約束が違うと言うんだ、持続的に済自体はすぐ回復基調になるから、そんな下がりっ放しはないよな。からも持続的に下げるんだというようなことを言ったらしいんだな、公示の発表のときはちょっと困りましたね。偉いさんがみんな、これじですものね。ただ、僕が地価調査課長になって、その次の年の地価佐藤 あれはまあ、どうも結果的にも経済も一種マイナス成長的な感

平瀬(約束っていったって、市場が決めることですよね。下げると言ったじゃねえかって。おれ、そんな話聞いてないって(笑)。

佐藤 個々の三十坪、四十坪の宅地が非常に高くなった、だからミニ開発の て。 でしたね。 迷していたから、地価がかつてのように戻るようなことはありません だけでしょう。その後は、もうどっちかといえば経済も二、三年は低 を実態調査やりましたね。そういうのは標準宅地じゃないとか言って れども、ミニ開発みたいなやつで、当時のミニ開発だから今より大き かと思う。それで、結局、微増状態でも新聞記者にすごく怒られてさ から下げるべきだ、来年も下がりますということを言ったんじゃない 局が全体として新聞記者に対しては、まさに地価は上がり過ぎている 年、五十年の僕の前任者がどう説明したか、ないしはそのときの土地 るみたいなことで、下げるんだ下げるんだと言ったんだよ、 頑張っても、聞いてくれないんだよな。だから、結局下げたのは一年 地価を地価公示は反映していないという集中砲火で。それでミニ開発 いんだろうけれども、要するに大きな宅地を細分化することによって (笑)、約束が違うって言うんだよ。それから、まあ今もあるだろうけ 別にどういう手段があるわけじゃないよ。だから、それは四十九 いや、そう言ったら、怒るんだよ。前の人が、役人が決められ 政策とし

北村、ええ、横ばいですよね。

佐藤 ねえ、あのときはオイルショックもダブってね

それは、役所が何か政策的に何か市場に介入してでも下げろという雰北村(やはり当時の世論なりは、もっと下げるべきだというのがもう。

囲気だったんですか。

佐藤 そんなのできる話じゃない。ただ結果的に、これは僕はよくわ

事例を外すとかなんかということがないとは言い切れなかったと思う 鑑定士のほうがびびった部分がないとは言い切れないよね。 ったよね、その後の数年の経過からして。正直、小生自体は全く意識 との関係で少し低めの数字が出ているという、 がいた二年ぐらいは経済もやや停滞時期気味だったこともあって、 んだけれども、そこは正直言ってちょっとよくわからない。 はなかったんだけれども、多分、そういうムードだと、評価書を書く からないんだけれども、 ところでしょうか。 ラスはプラスでも、ちょっとプラスぐらいで勘弁してもらったという 何となくその風潮が、 要するに評価を得ちゃ 地価公示は本来の市場 ただ、 高い取引 私 プ

よね、 のを、 は法人についてはそういう特例はできないんだと大蔵省が言っている ブームのときに法人重課制を、建設省が要求してつくった。 たいな話が大蔵省から切り出される。四十七~四十八年の列島改造の 張したんだよね、五十年税制改正で。それが結果的に四分の三重課み 合致して猛烈にキャピタルゲインに対して重い税を導入することを主 十年で四十四年税制の個人の譲渡課税制度が期限切れになって、 年の税制をどうするかという話になって、 それで、私はさわらなかったんだけれども、このときに結局昭和五 しゃにむに建設省が法人重課をつくれといってつくらせたんだ 四十八年税制から 結局、 建設省と国土庁が それまで 五十

木村の十八年ですね。

ういじりますかというので、四分の三総合の話が飛び出すんだよね。のほうは五十年まで数字が固まっているものだから、五十一年からどだけけれども。それで、その流れで、結局、個人のキャピタルゲイン佐藤 それは私はまさにそういう議論があるのを新聞や答申で読んだ

局 ったことない話だから。だから、ものすごい苦情がばーっと、 省入省)が、手続的な部分を土地利用調整課でやって、 際上は、 県の言われる値段でやれば、 だし、一連の流れの中で宅地開発して値段をつけているから、 が走るのを手綱を引き締めるかという話だね。 にかけての一番のテーマです。国土利用計画の価格審査を、 に政治向きのほうへ行くじゃないですか。そうすると、緩めてやれと り出すのに対して、あらかじめ届け出、役所の判子をもらうなんてや わけじゃないですか。今までやったことがない話だから。 した分野です。 業界からはむちゃくちゃ に厳しいという話が飛び出す のをやるかという話で、いままでの行政にないテーマがもっとも苦労 格審査の部分だから、どうやって、取引価格が著しく不適正かという 計画法の届け出の処理をどうするかという、佐竹君(昭和三十年農水 どっちかといえば、 ちかといえば都道府県地価調査というよりは、 のすごい集中砲火を浴びたという感じじゃないですか。 えたくて抑えたくて。これこそ行政の出番だという感じなんだよな。 か何かという話になる。それがどっちかといえば五十年から五十二年 したのは都道府県地価調査もあるが、その調査自体よりは、 もう一回二分の一に戻すのが、 道府県が徹底的に締め上げるわけだ。業者の方は、もう取得時期が前 もう二割下げましたとか三割下げましたって言ってきたけれどもさ (笑)。ともかく、逆に我々はなるべく自由にしなさいよと言う側。 五十七年のときに二分の一に戻るんじゃないですか。その頃苦労 どっちかといえば価格審査の手続で、多分国土庁としてはも 私が土地政策課長になってからの仕事は、 損して売るみたいな話になっちゃ 税制のほうでは最大の話だったね。 ああいう不動産取引に 県はもう一生懸命で抑 私のほうが価 だから、 不動産を売 都道府県 国土利用

てしようがないというんだ。の企画のほうへぺこぺこ頭下げてくるんだから。うれしくてうれしくしくてさ(笑)。今まで全然立ち寄らなかった不動産屋が、一生懸命県いたんだけれども、都道府県の人は、初めての仕事でうれしくてうれ対する価格審査に行政が関与する話としてはできないと僕らは思って

都市なんかへ行きますと、それほど強烈に上がってこないと。 古倉 しかし、特に大都市圏はあれかもしれないですけれども、地方

がやはり大きいと。 古倉「やはりその辺は地価公示価格とのギャップといいますか、それ買ってくれる人がいるのに、何で売らせないんだという話じゃないの。出ないというんだよ。だけれども、市場としては黙って売っていればあそこは金がかかるところね。地価公示は低いんだよ。全然造成費が佐藤「いやいや、そういっても、長崎県なんて有名でしたね。宅造で

いけれども。のすごくがけ地じゃないですか。あそこで今どうなっているか知らな都心のところでしょう。すると、長崎なんか典型例だから、あれはも佐藤(そう。それは地価公示はそんな新しいところはやらないから、

古倉やはり都道府県も相当そういう意味では頑張ったと。

佐藤 うん、ものすごく頑張ったんだ。

は年に何回か、要するに緩和通達を繰り返し繰り返し出してさ(笑)、うともかく合理的にどうやって緩めるかとかいう話で、ここのところめてやれという。この業者が文句言ってきたとか。だから、それはも佐藤(だから、どっちかといえば、先生方から集中砲火でしょう、緩

いうの。 のかわからないけれども、何でこんなの一生懸命書いているのかねと今読むとほんとうに噴飯ものかもしれないね(笑)。どこに残っているこういう点はもう勘弁してやれとか。あのころの文章が残っていれば、

それがまさに事前許可制みたいな感じで、確認といったって許可だか うがない、そこが最初のつまづきね。業界は、二千平米のだんごのや 令第十七条の二)で、事前確認制度というのをつくったんだけれども、 はみんなかかっちゃうでしょう。それで政令 ( 国土利用計画法施行 つをチェックすると言ったじゃないかと。そうすると、五十坪の分譲 それは法律どおりね。それは議院法制局も、ともかくそれ以外読みよ 三十坪の宅地も全体が二千平米なら事前届出の対象となることとなる。 ら。すると、やはり業者の人が県庁に頭をぺこぺこ下げに来る。 文は。法第二十三条の一項に事前届出制度があり、 一団の土地 (同条二項一号)と書かれており、そうすると、そういう んだと業界は思ったと言うんだよ。 ところが、取引対象の土地を含む 定められ、二千平米以上の大きな土地取引についてチェックがかかる だから正直言えば、 利用目的のほうでは何か特に議論というのは 明らかな失敗だよね、国土利用計 その範囲が一 画法のあの

もろもろの不評を買ったところでしょうね。譲地に対して全部許可制みたいな感じになるじゃないですか。それが多分、ほとんど国土法の問題は価格審査に収斂したんじゃないか。分佐藤 それは、地価調査課は関係ないから、佐竹さんのほうだよな。

を聞いているんですけれども、結局、そういうのを適用するから画しますよね、あれをつくられるのにものすごく御苦労されたというお話古倉 都道府県が評価されたときに、例の土地価格比準表ってござい

的になって、結構びしっとこう.....。

するすごい大きな......。価するというのが結構多いですね。ですから、あれがもうその後に対古倉(その後、不動産鑑定士さんも、あの土地価格比準表によって評だけれども、それは一生懸命つくって何回も改訂したけれども(笑)。佐藤(まあそうでしょうね。それは頭で考えるとああいうのが要るん

調整局地価調査課主任鑑定官)がつくったわけだ。で鈴木孝さん(昭和五十八年七月~平成二年十一月 元国土庁計画・していく、持ってくるときにどうやりますかねというのでああいうもら。ただ、もともとは地価公示があって分譲地があって、それに比準らいいし、実践的だから。これだと一割下げろとか何か言っているか佐藤 いわゆる鑑定評価のほうで使っているよね。あれは非常にわか

さに今言った比準表みたいな画一的なことをやると、多分全然業者とやないですか。だから、やはりコストを回収したいから、コストを反映した高い値段で買わせたいわけじゃないですか。それがだから今の長崎の例からすると、在来の住宅にある。だけど、地方はそんな値段にならないと言い、造成地が非常にもめましたね。逆に東京のほうは、もともとベースがある程度の高さにある。だけど、地方はそんな値段にならないと言い、造成地が非常にある。だけど、地方はそんなでした。とれがだから今の長崎の例からすると、在来の住宅がの価格はそう高くない。分譲地は猛烈にコストがかかっているんじた。こっちの基準ではそんな、一回列島改造なんかでずっと上げできても、地方の土地がそうそう上がったわけじゃない。だから、まてきても、地方の土地がそうそう上がったわけじゃない。だから、までは、そうでは、地方の土地がそうとがの場合の例からすると、多分全然業者とないでする。だけど、地方はそんな、一回列島改造なんかでずっと上げでした。い方の土地がそうとが、中国の関係では、またいのですよ。

しては収支償わない売却値段で売らざるを得ないことになる。

平瀬
それで国会へ行くわけですね。

佐藤 それで、私が課長のときは、一応全部をいじるのは大変だという話で、 ľ 合をどうやって直すかというところのほうがずっと続いた話ですよね と思うんですね。問題はやはり個人のキャピタルゲインの四分の三総 重課は適用にならない。それは案外早い時期に、五十三年に決着した 格は国土法の、評判悪かったけれども事前確認をとれば、一応、 ころを、もう適性利益率はやめて適正価格だけにして、それで適正価 すかねという話と、それから四十八年につくった法人重課が、 個人のキャピタルゲインを非常に重くしたやつをどう修正していきま いからやったのかね。 しますかねというのが、 しようがないから、今も残っている優良住宅みたいなやつで穴抜きを で我々のほうでは、まず法人重課で適性利益率と適正価格とで縛ると 要するに適正利益基準が実務としてはものすごく混乱して、 次の土地政策課長になったときは、 事務的なお互いの話で、それを五十四年ぐら 結局、 五十年税制改正の

木村 そうですね。

ゃってくれるんだよね。 佐 藤 税みたいな格好で課税官庁に任せておいたほうがよかったんじゃない す 省が喧々諤々の議論をするから、いつも自民党の税調では一番大きな かなという気がしたけれども。 命やったんだが、結局振り返ってみれば、不毛だったという気がしま ときにさっき話した宅地並み課税の話が出てきたんだ。これは一生懸 メーンイシューの一つでずっと続いたんですね。 `ね。結局、何をやっても農業団体が強いから、抜け道をすぐ作っち それで、それが最後、毎年毎年党税調で国土庁、 だから、どっちかといえば、 私どもが見た練馬等の事例では、 並行してまさにこの かえって時価課 建設省、 課税

えたんじゃないかという気がしてならないんだね。み課税に関してはしますね。だからその辺では、ちょっと基本を間違ほんとうの意味ではあまり動かなくなったという感じが、僕は宅地並たからね。かえっていろいろな手続で立法的に縛り出すと、結果的にいや、これはだめですときちっと宅地並み課税をどんどん動かしてい官庁は、東京都に関しては案外しっかりしていて、そこを農地だと、

るべきか、というのは。 北村 その当時の国土庁のスタンスとしては、宅地並み課税はどうあ

....... 佐藤 なるべく早い時期に市街化区域農地は宅地並み課税にするべき

北村 それは特定市についてということですか。

域ならば.....。 佐藤 特定市は結果でしょう、あれは。本来、出だしはもう市街化区

北村 区域すべてですよね。

三大都市圏か何かでだんだん絞ってくるじゃないですか。いうことをやる必要があるとすれば、特定市か何かじゃないのという、といって頑張るじゃない。その議論がぱっと再燃する。じゃあ、そう佐藤(うん、当然だという、その辺はまさに向こうは、農地は農地だ

らなくと。 いまの政治の世界でいろいろ動いている話だと思うので、ただ、役 は、まあ政治の世界でいろいろ動いている話だと思うので、ただ、役 地は全部宅地並み課税だというのと、結果的にできた途中経過が、要 一番初めは非常にクリアですね、都市計画法ができて市街化区域内農 北村 ええ。そこら辺の議論が、我々が過去の要望経緯とか見ても、

佐藤 ちょっと正直言うと僕も、その宅地並み課税に関してはあまり

尋ねは、そのときどきの何となく政治的なおもちゃになっちゃったと ども、反対させてくれなかった。主税局も議員立法を傍観されたとい 想なのですか。 別に特定市でなくても宅地並み課税すべきというのは、 北村 そこはやはり公式見解としては、市街化区域内農地であれば 資産税だけ何で表に出るんだって自治省は言うしね。だから、 りちゃっている話じゃないですか。そうすると、 うんじゃないか。だから、本来宅地並み課税的な感じで行くなら絶対 な。 おりちゃったでしょう。農地の相続税特例、あれは五十年税制改正か 途中でやめなきゃいかんからさ。それで、一方では相続税で主税局が ィカルで、撃ち方やめと言われると、今まで一生懸命回っていたの さわったりさわらなかったりという感じがあるんだな。 いう感じじゃないのかな。今年こそ、今年こそとか言いながら (笑)。 にやっちゃいけない話なんだよ、相続税特例は。 あれで大混乱になるんだよね。 反対しましょうと言ったんだけれ 宅地並み課税の固定 一方で、 やはり基本思 大蔵省もお 今のお

弱ければいいけれども、農業団体は強いからさ(笑)、だめなんだ。は稚拙だったなという感じはしますね。言葉は悪いけれども、相手がて重くしたら出てくるんじゃないのというのは、ちょっと政策として

に関しては、それからはもう次の世代に入っちゃうものね。得が二分の一になるのを一応見届けたという感じですよね。譲渡所得だから、僕は結果的に建設省の政策課長のときに五十七年に譲渡所

るというのがあれば、お聞かせいただいて、なければあれですけれどるというのがあれば、お聞かせいただいて、なければあれですけれど北村(はい、もし我々の設問で抜けているようなことでこんな話があ)大体、歴史的なことはそういうことでいいんでしょうかね。

とで。 北村 あとは土地税制全般のご見識をちょっとお伺いしたいというこ佐藤 そういうところじゃないのかな。

佐藤 んは、 自治省がどっちかといえば一たんおりて、大蔵省に地価税的なものを いう感じじゃない、当時の真嶋 ( 一男。昭和三十五年建設省入省 ) さ う気がしたな。供給抑制ですものね。なぜ両方やったのか。要するに キャピタルゲインも重くするということはナンセンスじゃないかとい を重くして供給を促進するという発想が一方であったとしたときに、 たのかというのは今もって正直はわからんな。 地価税みたいに保有税 まだ住宅公団にいての話なんだけれども、何で保有と譲渡両方をやっ なくなったときなんだけれども、 つくらせることにして、自民党の税調の後半になって結局もう一度ぶ 言葉は悪いけれども、土地をいじめたいというだけだよな。多分そう そういう意見だったようだけど。 今の地価税や何かの話は、私が外れてから、 僕は、まさに地価税を入れたときは だから、 地価税に関しては もう全然役人じゃ

さ (笑)。

さ (笑)。

な (笑)。

な (笑)。

な (笑)。

な (笑)。

な (笑)。

おかしい部分だよね。 それと、もっと大きい意味で、もしそういうことで供給を促進した それと、もっと大きい意味で、もしそういうにというだよね。 それに大蔵省が指導したのか建設省が指導したのかは、それはちょっとつまびらかじゃないからさ (笑)。ちょ がはり保有税を重くして供給促進というのはわからないわけじゃない おかしい部分だよね。 それは きれと、もっと大きい意味で、もしそういうことで供給を促進した

とですね。 北村 やはり土地でもうけているのはけしからんという、そういうこ

平瀬 バブル紳士は許さんと。

のはスペキュレーターがやるんだろうけれども、そいつらが別に最後ルがなければ経済なんて成長しないだろうし。それはバブルを起こす段なんていうのは上がったり下がったり、バブルもある意味ではバブ佐藤(うん。だけれども、一般的世界、どの国を見たって、土地の値

ブルだって騒ぐのか、僕らはよくわからんという感じだな。今みたいに下がっているときでも少し上がると、何で週刊経済誌がバきちっともうけ切るかどうかなんてわからない話だものね。だから、

理があったのか。 ともそもそも手法としてああいう税制で抑えるというのにそもそも無あれは手法としてはよかったのか、タイミングを間違えたのか、それそもそもその当時の地価高騰のころの地価税なり何なりという税制が、地価をどうやって見たらいいかみたいな話はあるんですが、その前に、と、今おっしゃったような形で、今、ちょっと上がってきたからまた北村 我々、今、土地税制を一応やらせていただいている立場でいう

かせない、そういう硬直的な政策手段は、促進的な場合に使うのはい すか。そんな税なんかで一たんつくったら、どう転んでも一年間は動 私はおかしいと思うな。民間経済の動きはものすごく微妙じゃないで ら税金を取るんだから。それをバブルつぶしという政策に使うのは 税じゃなくて、全然特別の賦課金か何かで、税の名前を消すべきだよ ませんと言って法律を通すというのは。 なんてナンセンスじゃないですか。総理自ら、これは歳入を目的とし もないものね。 いけれども、 から。それで、地価税みたいに、要するに国家収入を目的としない税 というのは本来基本的に国家の収入を賄うために使うべきものだろう 政策しかないんだと思うな。 税収はやはり国家財政なり地方財政を賄うために嫌がるみんなか ここからが議論なんだけれども、私は、バブルに対しては金融 抑制で使うのは、 税を使っちゃだめなんだよな。 一たん経済が干上がったらどうしよう あれは、もしそうなら、もう やはり税

北村 経済学の先生にもそういう話をすると、夏に要求して税調で議

論して、国会でやって、そんな悠長なことやっていたら経済はもう..

0

佐藤 制が、そういう一定の行為を起こさないと、要するに減税も受けられ 間、要するに要らない税が跋扈していたわけだよね、特に取られる我々 ゃないんでしょうかね。そこに税制を組み入れること自体は、 くれないもんな。 関して抑制的な税というのは、採用すべきでないし、直すのに直して てマイナスなのかプラスなのかわからないな。 ったときに別の意味での所得税から減免しますよというだけのことだ ないんだから、住宅投資にしろ何にしろ。一定の投資活動を個人がや な話に税を使うべきじゃないと思うし、買い換えみたいに促進的な税 でしょう、あのときの議論。 ときになったら完全に地価は沈んでいたわけだからね。やめられない 措置された地価税は、これはもう具体に見るとほんとうに法律が動 えば、よほどのことがない限りやるべきでない。 を危険物に適用することは僕はあり得ると思うんだけれども、 から、それはほんとうの意味で減税措置と言うけれど国家財政から見 のほうからすればさ (笑)。だから、僕は正直言えば、こういう抑制 だから、 やはりバブルとの関係は、原則的に金融政策の問題じ 結局、 やめたのは平成十年だから、 抑制的な税制は、 平成三年税制改正 正直い

絶対にそれはやったことがないものな。それならもうぱっと、緊急立法で廃止すればいいと思うんだけれども。には、税収は目的としないと言い切って税をつくったわけでしょう。佐藤 そう、そのときはそうなっちゃうんだよね。もともと出るとき平瀬 財政サイドとしては、一たん握った金づるは握りたいと。

平瀬一たん掴んだ金づるだから。

ないいう感じは持つけれどもね。 ないう感じは持つけれどもね。 ないう感じは持つけれどもね。 ないでしょうかは、よく答申に使っていたがやめたほうがいいんじゃないでしょうから。だから、かつて、最近はもう言んだ。特にここへきて経済の見通しが非常に暗くなってくると、どらんな。特にここへきて経済の見通しが非常に暗くなってくると、どらんな。特にここへきて経済の見通しが非常に暗くなってくると、どらんな。特にここへきて経済の見通しが非常に暗くなってくると、どられな。ないのかな。ただ、正直言って何となく週刊誌的にバブルという言葉なり投機という言葉をちょっと使い過ぎていると思うけれども、それはやはり商売だからここで買い進んでおこうと思う人もいると、どうなんでしょうかね。 ないう感じは持つけれどもね。 ないう感じは持つけれどもね。

人口が減って。 人口が減って。 も。昔と違って市町村民税がどっちかといえば入らなくなっちゃって、いいけない。市町村にしてみれば、一番重要な財源になっちゃったかの形でいいんでしょうかねというのは、やはり理論的にもつめなけれの形の形で税が使い切れるかどうかというのは、ちょっと非常に疑抑制的な形で税が使い切れるかどうかというのは、ちょっと非常に疑れて、ポジティブな税として税制を使うのはいいんだけれども、

北村。確実な税収ですからね。

けれども。アが高まっているでしょう。だから、なかなか正直言うといじれないと藤(だから、物税のほうだけがものすごい財源としてどんどんシェ

これからの土地税制は、今の経済情勢を見ると、経済を活性化させ

議論するべきじゃないかなという気がしますね。地の保有なり譲渡にどの程度の税をかけていくべきかという話を少しるためにどういう税負担をかけるのがいいのかというベースの上で土

だな、 ŧ のだから、 ゲインに対する課税のあり方だというような大論文を書いてくれたも 子さんがまさにシャウプみたいに全額課税するのが正しいキャピタル タックスという別の税を一九六〇年代後半から使うんだけれども、 ピタルゲインは所得税の対象じゃない。それで、キャピタルゲイン・ する課税は軽減税率です。イギリスはもう、ご存じのように本来キャ タルゲインに対して全額課税しろと言った。ものすごく複雑な、 税率じゃないですか。それを言わないんだ。確かにシャウプはキャピ やって四分の三みたいな重い税を二分の一に戻すかというのが、正直、 年ごろに彼が論文として書いて、それを打ち破るなり、その中でどう これがアメリカを含め世界の本筋だと言うんだよ。そういうのを五十 ャピタルゲインは全額課税だという話をよく論文でやられたことだね 過程で僕らが一番参ったのが、金子宏先生が、シャウプのときにはキ のすごく謙虚にかけてきているからあまり重くならない。その辺を金 今もって理解できないみたいな複雑な課税体系だけれども。 ルにやるのは一年の短期の場合だけであって、あとはものすごく軽減 ような課税をしていない。せいぜいアメリカがキャピタルゲインをフ 番苦労した部分ね。 アメリカではキャピタルゲインに一般の所得の やや専門的になるんだけれども、昭和五十年、 結局アメリカはそれと全然違って、もう一年以上保有の資産に対 ああいう大先生に書かれちゃうと。 あれを打ち破る話がなかなか正直、 我々の手に負えない 今の四分の三を崩 だけれど

日本もこれからそうキャピタルゲインが出ないんだから、やはりも

だけれども、ここはいろいろな議論があるところだから。そういう投資活動に対してヘジテートさせる効果が出ると僕は思うんみんな仕事をやるから、その辺の税が重いということは、どうしてもないと、多分、基盤である土地の上でいろいろな経済活動をやって、をやるときに重しになるような税というのはできるだけ排除しておかいね。あまりキャピタルゲイン発生しないものね。そういう土地取引う一回今の二十%でいいのかどうかは本来見直すべき時期かもしれな

がなかなか難しいですね。 北村 きっとそうだろうなと思うんですけれども、それを立証するの

有と譲渡でしょうから。 よね、保有税の重さ等を含めて。どうせ土地税制の基幹的な部分は保なり何かして、少し真正面から議論したほうがいいだろうと思うんだ佐藤 そうね、それは正直いえば、いろいろな先生方に書いてもらう

嘉芽統と華山謙が......。 嘉芽統と華山謙が......。 高学統と華山謙が......。 高学統と華山謙が......。 高学統と華山謙が......。 高学統と華山謙が......。 高寺統と華山謙が......。 高寺統と華山謙が......。 高寺統と華山謙が......。 高寺統と華山謙が......。 高寺統と華山謙が......。 高寺統と華山謙が......。 高寺統と華山謙が......。

佐藤
あれは宅地並み課税ね。

古倉 ああいう話のときに、やっと学者さんがああいう税制について

です。やはり今と昔とでは全然学者さんの政策、特に税制に対する影発言をされたといいますか、あまり今までなかったような気がするの

響力というのは大分違うと。

何かに一年くらい来ていたよね。僕らが宅地政策課にいたときに建設省に来た人だから、総合計画課かたちに信念があるわけでもないと(笑)僕は思うな。まあ、野口君は、蔵省がやりたいことを詳述しただけだと僕らは思うから、別にあの人佐藤 野口さんや何かの場合は、石さんを含めてどっちかといえば大

古倉 はい、そのようなことを聞いております

時 ゃ 佐 藤 たんだけれども、それもあまり論理的に整理がつかない。 との関係で税負担を議論するのはナンセンスだということを言ったじ で言ったのは、国富、土地の値段の総額に応じてやるべきで、 州の国はどっちかといえば保有税を取れないんだよね。石さんが税調 かといえば重いのはアングロサクソンかな。ドイツは非常に軽い。 NP)に見合って保有税額が各国こういうバランスですので、 のはナンセンスだと言いましたね。それで、それまで税調はGDP(G に非常に主張したのは、保有税の重さを経済成長との関係で議論する 非常にあっさり今回はお書きになっていて(笑)。だけれども、 ころで、彼のまさに土地税制答申をどう書いているか見たけれども の んかというばかみたいな議論をやった時代だから、 対に回るほうと。石さんも、今回ものすごい厚い本で、一番肝心なと 価格に対しての税負担をどうこう議論するというのは、今考えれば ないですか。それで、国富との関係で、アメリカとの対比だけやっ アメリカの全土を日本の四国ぐらいの土地の値段で買えるとかな 経済の先生はパッと二つに割れるな、それを味方するほうと反 そのときに、 要するに当

さん (昭和三十四年建設省入省)か、言ったのは (笑)。 要するに法人に相続税がないのはおかしいとか、これは長谷川徳之輔 ナンセンスだと思うんだけれども、当時重々しく言ったし、 それから

書いているんじゃないの。 は ンが出るかというのをやって議論しているでしょう。日本の経済学者 くなるとどういう人にどういう負担がかかって、どういうリアクショ ことになるんじゃないの (笑)。と、 調答申を書くから、それに沿って法律をつくられると地価税みたいな いうのを何も感じないんだな、あの人たちは。 学術論文のつもりで税 お書きになるのは、まさに実態をきちっと押さえて、こちらの税が重 だから、ほんとうにイギリスや何かの税の議論で外国の経済学者が 地価税を含めて、何か自分が書けば税金が取れるみたいなことで 税負担のリアクションはどういうことかと 私は思っているの。

やないの。 の そこを求めるとろくなことないんじゃないかなと。 ていくみたいなのもあっていいかなという気がするのですけれども。 までそういう学者さんとのおつき合いでそういう学者さんを逆に育て といけない部分もあるかなという気がするのですけれども、 特に土地政策については。そういう方々はやはり大事にしていかない いろいろ建設省のためにご尽力いただいた方もいらっしゃいますね、 しかし、例えば亡き田中啓一先生 (元日本大学教授) みたいに それは必要だけれども、 短期の話は。特に役所が先生とつき合うときには、 あまりそこを求めるべきじゃないんじ やはり今 あまり

かえって未知な形で。

んね。 三年答申を含めたら。 全然ないよ、大蔵省だけですよ、 という気がしますね。 建設省も書けないし。 だから、 四十年代なんていうのは あの文章を書けるのは、 あれを書けたのは大蔵省 ない 四十 ŧ

> っちかといえば税法とか何かの先生をいろいろ連絡なりお知恵を拝借 ゃったという話じゃないのかな。だから、僕はどっちかといえばこれ だけだし。 するんだけれども、経済学者というのはあまりあてにしないほうが いんじゃないかという気がするな からの税なんていうのはものすごく緻密な議論をいうから、 今回の地価税のときに石さんや野口君が踏ん張って書い 役所もど

佐藤 っている。 ごく一言で申し上げまして、やはりさっき佐藤先生が言われたように、 けじゃない 地域と何か三つぐらいにしましょうと言ったって、ばかと言われるだ なりルールができちゃったら戻せないでしょう。 あれは当時の説明は地価対策だといってやったんだよな。そうしたら、 うと、建築基準法をものすごく細分化して用途規制をやったでしょう。 失敗で金融政策でやれる範囲で抑える以外に方法はないんだよねと仰 を聞いて、なるほど、やはり当を得ておられるなという感じが 融政策が中心だということを言われまして、さっきおっしゃったこと 税制というのは、土地政策についてはやはりフラットであるべき、 地価が下がったら直せばいいというんだ、全然それは直らないじゃな た全然直せないでしょう。だって、バブルのときに何をやったかとい れで、これは税の専門家ではなかったものですからあれですけれども、 はどうですかと、ちょっとヒアリングに回ったことがありまして、 古倉 あと、去年、おととし、経済学者の先生方に、今後の土地政策 ルな経済学者なり財政学者は、やはりバブルというのは金融政策の 特に建築基準法なんていうのは影響範囲が広いから、 結局、館さん(龍一郎。東京大学名誉教授)なんかの非常にク 都市計画的なほかのシステムをつくっちゃうと、これはま 昔の住居地域と工業 一定の事実

-1

古倉(そういう面があったと思います。

古倉 そうですね。

れも言えないでしょう。言わないな。地価が下がってきても、じゃあもとに戻しましょうとだくったときはあれが地価対策だって作ったんだから。今だれもそれは佐藤(何でこんなにばかみたいに細かいんだろうと思うけれども、つ

古倉 そうですね。 いう説明していると思うんだよ、六十二年ごろの建築基準法の改正は。 易ことによって地価が抑制されますと言ったんだから。多分当時そう 規制の用途の細分化とか一生懸命やったじゃないか。用途を細分化す 佐藤 あれは個々の行政処分でやるからまだいいけれども、僕らは、 策でどんどん緩和して有効活用を図れると、まあそういう.....。

とか都市計画とか、別の目的でしょう、税は国家財政、都市計画はまに、平常化したときにどうしようもない別の桎梏をもたらすよね。税佐藤(だから、そういう効果がたまにあるかもしれない。戻ったとき

市局と相いれないところだ(笑)。のまちづくり三法なんてナンセンスだと思っているんだな。ここは都担しようとすると。僕はそういう意味で、悪いけれども、ついこの間よこしまじゃないかもしれないけれども、ほかの特殊な政策目的に荷さに国民生活の安全であり、そういうところから外れて、何となく、

の話は。でやるぐらいのことは、それは許されるんでしょうけれども、あとはでやるぐらいのことは、それは許されるんでしょうけれども、あとは佐藤(そう、僕はそれは、多少法律をいじるというより運用で、部分平瀬(やはり基本的なところは動かすべきじゃないということですね。

が十二種類に。 古倉(さっきの平成四年に都市計画法、新基準法の改正で用途細分化

いうぐらいの話じゃないとさ。 
いうぐらいの話じゃないとさ。 
に藤 ああ、ものすごく細分化したのね。だから、平成二年ごろ一生体藤 ああ、ものすごく細分化したのね。だから、平成二年ごろ一生体藤 ああ、ものすごく細分化したのね。だから、平成二年ごろ一生ない。 
はかばかしくておれは聞いていられんよなんとか、これで地価対策だどいったら絶対戻せない。戻すなら別の意味で戻さないとね。もう様に中身は全然知らないけれども、丸山さんが出ていって、そんなの様に中身は全然知らないけれども、丸山さんが出ていって、そんなの様にで、建築審議会か何かで喧々諤々やっていたんじゃないの。それで、

平瀬がえってわかりにくくなっちゃったわけです。

だから、何となく専門家に頼るでしょう。多分我々の不動産会社だっかんないよね。それで、正直言うと、聞かれたってわからないしさ。佐藤(そうそう。昔の単純なやつじゃなくなったものだから。わけわ

てそうなっちゃう。そこは専門家だって、別にそうわかるわけじゃな

平瀬 担当の係長ぐらいしかわからないですよね。

税率が今の二割がいいのかどうかという程度の話でしょうけれどもね。 するけれども。今の譲渡はすごく面倒なことにはなっていないから、 く単純化していく方向に機会があればもっていくべきだという感じが にらまなきゃいかん、地方財政もにらまなきゃいかん。それをなるべ 前に、ベースのところ、保有とか譲渡のところは、それは国家財政も ほかに何かありますか (笑)。 そう。だから、僕は税とか何かは、そういう政策的な話をやる

どうもほんとうにお忙しいところ、ありがとうございました。 いやいや、お粗末でした。 (終わり)

### 土地行政 オーラルヒストリー

### 城 野 好 樹

(S50.7~52.4 国土庁地価調査課主任鑑定官) \*

インタビュー日時: 平成 20 年 1 月 18 日

### [インタビュアー] (肩書きはインタビューの時点)

土地・水資源局 地価調査課長 北本 政行

土地·水資源局 地価調査課地価公示室長 猪股 実

土地,水資源局 地価調査課地価公示室主任分析官 大里 穣

(財)土地総合研究所 理事 古倉 宗治

# 下落を示した昭和五十年地価公示

きましてありがとうございます。いと思います。本日は、ほんとうにお寒い中、わざわざお越しいただ北本(それでは、早速でございますけれども、始めさせていただきた

ます。順不同で結構でございますので、いろいろお話しいただければと思い質問に正確にお答えいただくというよりも、それにまつわるお話を、ただいまからいろいろ質問させていただきたいと思いますけれども、

いできればと考えております。よろしくお願いいたします。事もお務めされたということで、そのあたりも時間がもしあればお伺局におられたときの話ですとか、あるいは、不動産鑑定協会の専務理ということでお仕事されておられまして、その間の出来事を中心におら昭和五十二年四月まで、約一年九カ月の間、地価調査課主任鑑定官まず、城野様は、国土庁土地局という意味では、昭和五十年七月かまず、城野様は、国土庁土地局という意味では、昭和五十年七月か

して、 日本の風潮といいますか、雰囲気としては、おそらく列島改造ブー 地価の方も、 ナスになっていわゆる高度成長期が終わったと言われました。 めに公定歩合の引き上げがあって、経済成長率が昭和四十九年はマイ うな言葉もあったかと思いますけれども、その後、 が少し前にございまして、その後、 最初に、城野様が主任鑑定官になられました昭和五十年七月当時 地価をはじめいろいろな物価が急騰して「狂乱物価」というよ 前回の二十~三十%上昇から九%程度の下落へと急速に地価が 城野様が着任される少し前に昭和五十年地価公示が発表 第一次オイルショックがござい インフレ抑制のた そして ŧ 厶 の

貸し出しを抑制するというか、そういう状況でございました。というのと全く逆の現象ですけれども、やはりまだ日本の金融をとっがないという状況、これはバブル崩壊後のオーバーローンを整理するがないという状況、これはバブル崩壊後のオーバーローンを整理するがないという状況、これはバブル崩壊後のオーバーローンを整理するがないという状況、これはバブル崩壊後のオーバーローンを整理するというのと全く逆の現象ですけれども、オイルショックとか、ニクソンョックとかはありましたけれども、やはりまだ日本の金融をとったかでいるが、これはバブル崩壊後のオーバーローンを整理するというのと全く逆の現象ですけれども、やはりまだ日本の金融をとったが明確に関してどのような課題に取り組んでおられたのでしょうか。鑑定評価に関してどのような課題に取り組んでおられたのでしょうか。鑑定評価に関してどのような課題に取り組んでおられたのでしょうか。

しましてこの職ができたのでございます。地局に主任鑑定官という職がございませんで、それですぐ省令を改正土庁が発足したのがちょうど一年前でございまして、そのときには土私は昭和五十年七月に主任鑑定官として着任しましたが、これは国

カウトされまして主任鑑定官で参りました。 用から発足するということになりまして、それで私は狸穴のほうへスに体」と言われておりましたが、それを「通せ」と言うから、「はい」と言って、それを通すのに一生懸命になっておりました。結果的には、に体」と言われておりましたが、それを「通せ」と言うから、「はい」と言った。おりましたが、そのときには継続審議になりまして、それで「死課の専門官をしておりまして、「宅地開発公団法」をその前の昭和四十年のから、「はい」をの前は何をやっていたかといいますと、建設省の計画局宅地開発

三脚で地価問題を担当したということです。ありましたが、それが佐藤さんにかわりまして、私と佐藤さんと二人そのころ、ちょうど佐藤さんも、初代の地価調査課長は石津さんで

はものすごく続いておりましたし、そういう意味では下がるわけない、か、九%ぐらいの下落を前年示していた。それを着任してから何回かか、九%ぐらいの下落を前年示していた。それを着任してから何回かか下がるわけないと、こう個人的には思っていたのですが、八・何%あり、それから土地神話はまだ牢固としてございます中で、地価なんいたのですが、先ほど言いましたように過剰流動性はまだ依然として入って驚きましたのは 「驚きましたのは」って、それを知っては

と、こう思っておったのでございます。

方が多いのですが、長場さんとか、高畠さんとか、多久和さんとか、 うに言っていまして、今度の主任鑑定官は甘いから、ひとつ教育せな ひとつちゃんと (土地の価格を) 実証しようじゃないかというような 何回もありました。で、 実勢と違うんですよ、何か実証をやりませんか、こういうような話が そういう鑑定協会で地価公示をずっと支えてきた方々から、こんなに いかんと、こういう意気込みで、今では鑑定協会の幹部を卒業された は鑑定士も、連日のようにと言うとちょっと言い過ぎですが、そのよ まいりましたのは、「実勢との乖離」という言葉でございまして、 なっていただきたいですが、そのときのリアクションとして早速出て したけれども、そこは何とかしのぎ切ったと。 ことで、事実はそうでない(実勢と違う)ということを随分言われま 下がった理由については河野さん(元国土庁土地局長)にお聞きに 佐藤さんといろいろ相談しまして、 それでは それ

新たな土地価格概念

と思っていたんです。 と思っていたんです。 と思っていたんです。 と、こういうことでございましたので、早い話がそれ以上のものといけでございまして、住都公団 そのころはまだ「住宅公団」と言ってけでございまして、住都公団 そのころはまだ「住宅公団」と言ってけでございまして、住都公団 そのころはまだ「住宅公団」と言っていたと思いますが、住宅公団はなぜか適用除外になっていたんですね。 と、こういうことでございましたので、早い話がそれ以上のものといりでででいまが、住宅公団はなぜか適用除外になっていたんですね。 と思っていたんですね。 と思っていたんです。

ディーをやらせていただいた。これは一年ぐらいかけてやったと思い どういうふうに見るか。私の見るところでは、住宅公団の土地の取得 ますが、そうしたら答えは、 ありますね、それでもって原価は幾らであるべきかというケーススタ らで売り出すならばという、要するに鑑定の中の造成法という手法が も何回か一緒に行きましたけれども、していただきまして、 高いのではないか。そこで、住宅公団から研究費をちょうだいしまし 価格は高過ぎる。もう既に開発利益を先渡しするような格好で非常に ので、大規模宅地における開発のときの素地価格、 万円以下だという答えになったんですね。それ以上の値段で取得すれ 何か十カ所ぐらい選びまして、そこを鑑定官の方々に現地調査を、 て、そして開発予定地、これは「子どもの国」のところと、それから、 ただ、そうはいえ、(何も見ないというのは) どうもあまりよくな それは保有している期間とそれに金利がかかりますから、 正確にはちょっと覚えておりませんが一 素地の取得価格 それを幾 私

ヽゖゖ。 や、理屈はそうだよ」と、こういうことを随分申しました記憶がござや、理屈はそうだよ」と、こういうことか」というので随分怒られまして、「いましたら、怒られまして、公団の開発はそのころはまだ宅地ですから、マイナスになる、赤字になる、こういう結果をもって公団に返事をし

まして、それで一緒に研究しました。 うというのでやりました。これは鈴木孝さんという、課長補佐がおりしくないとか何とかというようなことで、これまた研究をやりましょ上も非常に問題だし、それから、将来の都市の整備にも美観上もよろとで中小の業者が荒稼ぎをする場所になっていて、建物としても防災二百坪とか百坪ぐらいのところを割ってやりましょうと、こういうこくれからもう一つは、ミニ開発。地価高騰の原因は、どうも小さく

っているかどうかよくわかりませんが。 て、それはお蔵入りにしてしまったんですな。国交省の中に、今、残怒られて、「それはもう業界は大反対になるからやめなさい」と言われ二開発は規制しますよ」と言ったら、えらい怒られまして、これまた不動産会社の後に社長さんになられた方のところへ持って行って「ミ不動産会社の後に社長さ出したんですな。それで、それを、ある大手実は、ミニ開発した土地は細分化されてしまって、これはむしろ減

## 公的土地評価の一元化

があり」とか、「不動産の保有価格はべらぼうに安い」とか、そういうすればいいかと。これは当時の審議会の答申の中にも、「土地は希少性ないとだめだなと、こういう議論が随分ございまして、それにはどう城野 それから、もう一つは、土地神話を、とにかくこの際、打破し

それから印紙税の評価額。は公示価格、それから固定資産税の評価額、それから相続税の評価額、と。と申しますのは、当時、「一物六価」と言われておりました。これことが書いてありましたが、公的土地評価を一元化しようではないか

北本 印紙税ですか。

これを統一しようではないかと。れやこれや、それから実際の取引価格ですね。いろいろありまして、を書くことになっているんですね。それで印紙税がございまして、そ者が。というのは、取引をやりますと、取引価格がありますね。それも申告することになっているんです、印紙税を納める城野 印紙税は従価税になっていまして、何円以上は幾らとなってい

率と公定歩合の利率と一緒なら土地神話がなくなるのではないか。そので、土地問題がとにかくもう大変だということで、土地の値上がりいう。だから、答弁を書くのはもう七割ぐらい引き受けておりました地政策課に振ってきまして、要するに土地の値上がり、何とかせいとというのは、このころ、建設省に対する国会からの質問の七割は宅

て、保有者のほうも相当の負担があるのだという格好にしなければいれからもう一つは、先ほど言いました保有税を適正にすることによっ

税課が嫌がるのを一生懸命説得して。ということで研究会を始めました。これは国税庁と自治省の固定資産とか何とかでもいいから、評価額はとにかく一緒にしようじゃないかて、まず固定資産税と相続税の課税の標準 課税標準はまあその半額いう今の宅地政策課の時代からやっていたのをぞろっと持ち出しましちょっと話の途中で横道に行きましたが、公的土地評価の一元化と

もきちっとそろえました。パラレルにしました。のときの成果としては八割で国税庁は二年ぐらいかかりましたけれどで土地がわっと上がってきてから七割にしましたけれども、見事にそるのときの印象は、相続税のほうは簡単でございまして、八割(後

化をしました。 に引いてあるわけではなくて、市街化区域内とか都市地域だけにしか に引いてあるわけではなくて、市街化区域内とか都市地域だけにしか に引いてあるわけではなくて、市街化区域内とか都市地域だけにしか に引いてあるわけではなくて、市街化区域内とか都市地域だけにしか

くださいと言うと、その周りも一緒にとったんですかな、そうすると、て、三軒茶屋のところにおるんですが、そこの宅地の評価額を見せてざいましてね。「でたらめ」という意味は、ある都議会議員がおりましれは三回ぐらいやったんですかな、出てくる資料が全然でたらめでごところが、自治省の固定資産税のほうは、ケーススタディーを、あ

れどもね。これはおかしいじゃないかというようなことをつい言った十分の一なんですよね。立派なお屋敷なんですよ。お屋敷なんですけなぜか十分の一なんですよね。議員さんの土地のところだけ、なぜか

ものですからね

評価額に比べると、近商のほうが評価額が低い。種住専、まあ二種住専が多かったですね、近商の隣ですから。そこのある特定の近隣商業地域は、その後ろにある住宅地域、一種住専、ニもう一つは近隣商業地域。近隣商業地域の、全部じゃないですよ、

途中で腰砕けになったのではないかと思います。 というの それはなぜかというと、これは民商(民主主義商工組合)というの それはなぜかというと、これは民商(民主主義商工組合)というの それはなぜかというと、これは民商(民主主義商工組合)というの それはなぜかというと、これは民商(民主主義商工組合)というの それはなぜかというと、これは民商(民主主義商工組合)というの というの

ばよかったんですが、これはずっと後の話ですよ、猛烈な反発が起こでと。そこを、税率をむしろ評価額を上げるなら税率を下げるとやれれからもう一つは、税率を非常に自治省はこだわりました。一・四%一緒にぱっとできたんでしょうね。私に言わせたら、そういうモーメーだ、そこのところで種をまいていたから、例の地価税のときに、

ましたけれども。 ら、法律改正によらないで増税するとは何事かというので随分やられら、法律改正によらないで増税するとは何事かというので随分やられを入れてしまったんですね。これを事務次官通達でやったものですか評価方法の中に、要するに「地価公示価格から比準して」ということでがございまして、自治省もちょっと慌てたことがあります。これはりまして、東京都だけでも一万何千件かの訴訟というか、異議申し立りまして、

# バブルな土地取引と鑑定士の処分

段は、 りますよという証明書を出してもらえば、それを担保にして事業資金 がありまして、これは法務省の登記所で、確かにここはこの値段があ いなものをやるというので、これは、当時、「抵当証券法」という法律 たんですけれども、少しレクリエーションというか、別荘地開発みた は事実でございました。 ただ、そこまでで止まっていればまあよかっ ものなんですね。それが国際的なリゾートになりますという、これは れを関さんという鑑定官に鑑定をやれと言ってやりました。 を借りた。そこは、傾斜値三十度、 地ですよね、それを開発しますよというので、抵当証券法で幾らか金 て、例えば木曾の御嶽山のふもとへ宅地開発、宅地といったって別荘 を借りるというのがあったのですが、これの悪用をする者がおりまし には異常に投資が集中するようなところはバブルがあったということ はむつ小川原とか、いろいろな新産都市の開発とかというので局地的 ブル」と言われていましたが、要するに石油ショック前の時代、これ それからもう一つは、鑑定に関することでは、 一坪というか、一平米というか、一円とか、二円とか、そんな 絶壁みたいなところでしたね。こ 当時から「 もとの値 小バ

うなことの萌芽がありました。木曾の御嶽山で。後のリゾート法のときには随分ございましたけれども、それと同じよ

もう月の上のあれと一緒で.....。

もつう月の上のあれと一緒で.....。

もつう月の上のあれと一緒で.....。

もう月の上のあれと一緒で.....。

もう月の上のあれと一緒で.....。

もう月の上のあれと一緒で.....。

たのかわからないわけですよね。も、その登記たるやでたらめでございましてね、要するに何を登記しただ、ちゃんと登記はしてあるんです。登記はしてあるんだけれど

これはもう全然役に立たないのでございます。図と申しましてね、明治の四十何年頃につくったものなんですよね。で、それはどこの面積なのかを、表示する客観的な指標はないんです。地番と、地番に枝番がついていて、それぞれの面積が書いてあるだけ地番と、地番に枝番がついていて、それぞれの面積が書いてあるだけと申しますのは、日本の登記簿をご覧になればわかると思いますけ

そんな次第でどうしようもないなということで、これは不当鑑定で

# 宅地開発のコストと価格審査

けと言われましたから出したみたいな。こいつを処分するかと。けと言われましたから出したみたいな。これが福岡市の市議会で問題になりまして。公示地点の(全くこれはもう逃れようがないんですな、公示地点そのものなんですよ。そこへかかっちゃった、道路が。とれを買収したんですな。逃れようがないのですが、鑑定士がちょうだいですな。そういうことで呼び出して聞いたら、鑑定書を出しているわて、一つは福岡で用地、これは福岡の博多区というところで、福岡北やろうじゃないかということにしたら、幾つも幾つも出てまいりましかろうじゃないかということにしたら、幾つも幾つも出てまいりまし

回だけは勘弁してください」と、こう言う。どうしようかというので一人一人呼び出して審問しましたが、それで「絶対しませんから、今ほかにもたくさんありました。鑑定士を十人ぐらいつかまえまして、そのそれから、北海道で今でいう原野開発がいっぱいありまして、その

北本 どうされたんですか。

が、 城野 これが特に問題になったのはつくば研究学園都市、 を、 ども、その当時の金で百億円ついちゃったんですね、「関連公共施設整 にやりまして、それで澤本さんに大分怒られたんですが、「 そのときに宅地開発課でやったのですが、公文さんというのが、これ 集中してきまして、先程は宅開公団法を通したと言いましたけれども、 請がありました。あそこはみんな高層の住宅にしてしまったものです のですが、学校をつくれ、幼稚園をつくれ、学校の先生の宿舎もよこ アレルギーがありまして、関連公共施設負担、これは多摩で経験した 言いましたようにあまり意味がないと思っていましたが、一ヘクター から、「何とか頼むよ」と言って、これは予算要求もしていなかったの は駒場のときの同期生でございまして、大蔵省の主査でいたものです ら宅地開発をしようとする地域には、はしご車なんかないんですよね。 せ。それから消防車を寄附しろ。これは確かにそうですよね、これか いう話をしましたら、当時、公共団体の側で猛烈に宅地開発に対して てきたものですから、「河野さん、こうだよと。何とかせないかん」と 赤字になるんだということはわかりきっておりました。それで、 た 先ほど言いましたように大体三万円から四万円ぐらいで買っていまし ル以上のものについてやっていました。ところが、 所として仕事をしていない」とか何とかと言って怒られたんですけれ はしご車がない。それからバスをよこせ。まあ、あらゆる要請が あの原野とか、畑とか。それを一万円以下でなければもう絶対に まああまりやる気はなかったんですけれども、そういう答えが出 それからもう一つは、 国土法による価格の審査。これは先ほど あそこで猛烈な要 住宅公団ですら おまえは役

思うんですが。 はどのくらいになっていますかね一千億を超えているのではないかとに響かない金として基金をつくりました。それがどんどん増えて、今備基金」ということで。これを住宅公団に出資して、要するにコスト

ったと思います。要するに理屈はどうでもいいと。 ところが、公共団体のほうはもっと上手で、「宅地開発指導要綱」とところが、公共団体のほうはもっと上手で、「宅地開発指導要綱」とところが、公共団体のほうはもっと上手で、「宅地開発指導要綱」とところが、公共団体のほうはもっと上手で、「宅地開発指導要綱」と

北本 金を積めということですか。

城野 金を積めと。ところが、それがけしからんことに、寄附。

北本 すごいですね。

ては起こってまいります。 で、「寄附受納申請書があります」と。それで見たら、「寄附受納申請書があります」と。それで見たら、「寄附をご受納の担当に「どうやって寄附を受納するんですか」と言ったら、い役所の担当に「どうやって寄附を受納するんですか」と言ったら、い城野」で、その寄附、それを調べに行ったんです、関西に。それで市城野」で、その寄附、それを調べに行ったんです、関西に。それで市

もともと「宅地開発指導要綱」なんていうのはけしからんじゃない

Ļ るූ ございます。こちらもその分だけやっぱり価額のほうに反映させてし すわけですから、それを征伐せいというのは、随分申し上げたことが 導要綱」を要するに都市計画法第二十九条の開発許可の条件として出 言ってね。それで、しようがないから都市局と計画局に、「宅地開発指 金を取ったわけです。それともう同じような性格になってしまって の住民がいろいろ投資しているから、その恩恵を受けるのだから、 そこで入って商売するとか、居住するとかというのは、もう既に既存 料を要するに取るわけですね。旅館は宿賃しか取りませんけれども、 いたします。 かるべきであると、こういう措置に大分調整に走り回ったような気が いうものがあったんですね。市に入ってくるときに税金を取る。 かという観念がございまして、それはヨーロッパの中世には入市税と んかをしました。けんかしましたけれども、どうにもならない。 それはおかしいじゃないかというので、自治省とそのころ随分け 第一、地価調査課がそんなことを言うのはおかしいとか何とかと 入城

こう言うと、「何でそんな早く帰ってくるの」と言われたことがちょっと、こう言う。「いや、そんなことはないよ。元気いっぱいだよ」と、いんじゃないの」とか「ちょっと体の調子が悪いんじゃないんですか」ので、先ほどの研究会みたいなことをやらせて頂いたから待機がない。から、たほどの研究会みたいなことをやらせて頂いたから待機がない。から、たいいというので、我々は実働部隊だからとか勝手なことを言いま政策課が待機で、答弁書が回ってきたら、地価調査課長がラインでやども、私の役人人生の中で一番暇で、第一、国会待機をしない。土地とは申せ、何かいろいろやったようなことを偉そうに言いますけれ

### 新都市基盤整備法の制定

これは目的におうらいらいませぎらりますに、ごればもってらないの「新都市基盤整備法」という法律を河野さんとやりました。それから会計課、それからその前の宅地政策課がありまして、そこで城野「地価調査課に来る前が、先ほど言いましたように宅地開発課、

当時は「新住宅市街地開発法」は全面収用方式で、千里ニュータウン と言うから、「はい」と言って、「では、 ができる前ですから、「住宅公団が生きる道はそれしかないと思うよ」 何とか言われまして、それではまあ住宅公団の、それはまだ宅開公団 城野君、そうはいってもな、まだ開発するところはあるんだよ」とか んなものをやってもしようがないぞと、こう言うんだけれども、「まあ 議論をして、もう大艦巨砲主義はだめだと。戦艦大和や武蔵とか、そ 方法で修補を随分やったんです。 そこでまあ私は河野さんとずいぶん ました。その残りはほうっておけないものですから、区画整理という 多摩ニュータウンも抵抗が強過ぎて相当収用をあきらめた部分があり などはそれでやったんですけれども、それがものすごく抵抗が強くて、 宅地開発するときの開発利益をだれが楽しむかということなんですが 法というすばらしい法律でございます。損得のない法律だと。これは、 からない(笑)ということを言われますけれども、要するに部分収用 何をやったかというと、一定期間買収をして、 これは非常におもしろい法律でありまして、だれが読んでもよくわ ただし、全部収用しない。根幹的な公共施設と、それから開発 ひとつやりましょう」と。 できなかったら収用

誘導地区という、要するに一つのコミュニティー ができ上がるための

もう、 の地域、 ع ر っていたんですけれども、「そう言うなよ」と河野さんが言うものです とで四百ヘクタールぐらいになると思うんですけれども、そのくらい 自治法の規定によりますと五万人、そこで五万人で住む土地というこ のですが、そのときに、規模を大きくしましょうということで「新都 区画整理方式でやったのですが、泉南地域、 うことにしました。そのころは、茨城の猿島、それから大阪の泉北は すけれども、しようがないなというので大規模なものだけやろうとい と猛烈に反対しまして、河野さんと大分、建設省の中で苦慮したんで 画整理でやりましょう、そうすると損得ないのではないですか、 開発しましょうと。 いうならステージ・コンストラクションをやり そうしておいて交換分合をしまして、非常に極端に言うと「 から、それならまあ「これは文化史的な意義があるからやりましょう」 市基盤整備法」という法律にするときに、「市」という当時の要件は、 して、この軍団長が激怒しまして、区画整理方式をつぶすものである ました宅地開発をやっている部隊、これを「区画整理軍団」と申しま いう法律なんですけれども、これに対しては、住宅公団で先ほど言い しょうと。あと、その各区画内のさらに細街路みたいなものは土地区 ますけれども、根幹的な部分と開発誘導地区の整備をとにかくやりま して、そのステージ・コンストラクションを次々に開発をやっていき 辺に配置するよということをやりまして、それで大きな大ブロックで 必要な中心地域は収用ができます。部分収用を各筆にかけましょう。 まだちょっとやるところが何カ所かあるだろうというのでやった があるんですけれども、それを外して、地主さんの土地はその周 区画整理の軍団が反対するなら、これは 大きなものだけやりますということにしました。 光明池からあの辺のとこ (使われないな)と思 そのときに 照応の

を勉強させていただいたような気がいたしております。 ということで。このときは随分、今の宅地開発のコストと負担の関係

というようなことで、何か大分、前後もとりとめない話になりまし

### 格審査の手法 主任鑑定官と十二人の侍

治体のほうも、どういうふうに審査したらいいんだとか。 官になられたころは国土法が始まって半年ぐらいで、まだおそらく自 治体のほうでされていたかと思うんですけれども、 先ほどの国土法の審査ですけれども、これは審査は実際には自 城野様が主任鑑定

導する側もわからなかったですね。非常に極端に言いますとね 全くわかりませんでした。わかりませんでしたというのは、 指

里口さんは阪公だけれども、もともとは近畿地建でございました。 それを引っ張ってきまして、特に私は九州地建の用地第一課長をやっ れから松下さんは、 たのですが、 ていたものですから、そのときに、「おい、試験を受けろ、受けろ」と 団、水資源公団、その辺のOBさん 公団、それから住宅金融公庫から来たのは補佐だったですな。 関東地建と、それから各地方建設局からと、それから道路公団、 な方で、記録をご覧になればおわかりになるかと思いますけれども、 ほど話が出た関さんとか、それから、小橋さん、 言って一生懸命やったのが何人か、森重さんとか、玉城さんとか、先 ただ、十二人の侍が私のところにおりまして、鑑定官は皆さん優秀 それから居川さん。彼も近畿でございます。 中部地建から。それから本保さんは、 OBさんというよりも現職です、 彼は近畿地建から来 中国地建か それから江 阪神公 住宅

> 50 岡さんが課長補佐で来ていました。それから、交通営団から、 さんとか、それから自治省から来た、今は千葉の市長をやっている鶴 格比準表という武器を要するにつくったわけですな。これは平野興二 どたばたで、これは河野さんが言うから間違いないんですが、 唐沢さん。 小柳さん。 のですから非常に不整合が目立つというようなところがありまして、 いおりまして、ただ、土地価格比準表が、やっつけ仕事でつくったも トロですね、あれからも来ていました。 頭のいい人がいろいろいっぱ 式でやりなさいというもので、これはもうほんとうにやっつけ仕事の たくさんおられまして、彼らに全部もうお任せでございました。 ただ、やりましたのは、二つの方式があって、一つは標準地比準方 先ほど言いました三、四人は、 道路公団からは松浦朝海さん。この辺、 四国地建から柳原さん。 それから住宅公団から西村さん、 九州地建から。 非常に優秀な方が あと関東地建から

のほうの側の相談が随分あったように思います。 は鑑定をとれと、こういう併用方式でやったものですから、 ないものですから、一万何干地点だったですかね、 のですから、しようがないなというので、比準方式によりがたい場合 それともう一つは、どうしてもそんなにたくさん基準地・標準地 その当時、 その鑑定

それの見直しを相当やったように思います。

城野 北 本 ましたけれども、何しろ十二人、優秀な方がおられましたので。 なきゃいかんよというので、そこは大分ちょっとがちゃがちゃしてい でも、そのように十二人、いろいろな組織から来られて、 鑑定もそれなりに時間もかかるでしょうから。 はい。だから、それで二週間という期間の間にオーケー

とり

まとめも大変な

城野 そこはあまりなかったですね

北本 そうですか。

城野はい。共通の認識みたいなのがありました。

があったんでしょうか。あって地価が上がって、何とかしなければいけないというような思い北本(なるほど。それは、やはり少し前にそういう列島改造ブームが

# 損失補償基準と不動産の鑑定評価に関する法律

準を。これは東京オリンピックの前夜でございますが。 にありまして、全省庁を集めてやろうじゃないかということを言いまいまして、東名も新幹線も、ましてや都道府県道から、河川の改修から、電源開発から、要するに東京オリンピックの前夜、たくさんの価ら、電源開発から、要するに東京オリンピックの前夜、たくさんの価ら、電源開発から、要するに東京オリンピックの前夜、たくさんの価ら、電源開発から、要するに東京オリンピックの前夜、たくさんの価がまして、東名も新幹線も、ましてや都道府県道から、河川の改修かすけれども、そのころ、用地の取得価格がほんとうにでたらめでござ城野 その前の話になるんですが、オリンピックのころの話になりま

北本(そうですか。
ざいませんが、一軒の家が水没すると、五軒家が建つと。「でたらめでございまして」というのはちょっと言い方が穏当ではごそれまでは、例えば、ある事例ですが、でたらめでございまして

ごとに四本並んで走っているのですが、一つの宅地で五倍から十倍違幹線、国道、それから東海幹線という関西電力のでっかい送電線がみ城野 それが相場みたいに。一番おもしろいのは滋賀県で、東名、新

の施行細則を閣議決定したんですね。 の施行細則を閣議決定したんですね。 ら国鉄、そういう主な関係者を集めまして、それで損失補償基準とそして、それを梃子にして損失補償基準を全省庁統一しましょう、とい示価格を比準するというのがあって、これはこれでやりましょう。そだかわからないと。で、一つの基準としては、今言った地価公示の公うんです、取得の価格が。それではとてもじゃないけれども、何が何

ども。

できれば、私は途中からというか、変な話ですが、ある頭のいい先輩とれば、私は途中からというか、変な話ですが、ある頭のいい先輩というがおりまして、その人がずっとやっていたんですが、ある頭のいい先輩に責任を持つのだという一つの基礎をつくったと思っておりますで、それがらあと東京都ですね、東京都に前沢さんという非常にに責任を持つのだというでは不動産鑑定士の資格を持っていたと思うんでは、後期では、私は途中からというか、変な話ですが、ある頭のいい先輩とも、

城野 そうです、計画局の総務課に。あれは何年ですか。北本 それは計画局の総務課におられたときでございますか。

北本 昭和三十七年十月から昭和四十年三月まで。

なポストをやらせていただきました。ら文書課の係長になる前まで土地収用第一係長とか何とかという立派「何ですか」と言ったら、「計画局総務課へ行くんだ」と。そのときか行ってたら電話がかかってきて、「おまえ、帰って来い」と言うから、城野 その前は、営繕局の管理課におりまして。浅虫か何かに遊びに

本 ちょうどその頃なんでしょうか、不動産鑑定評価の法律ができ

#### て基準が

方が参事官で、一緒に作業をしていました。 緒に仕事をしていました。竹内さんという後に茨城県知事になられたことから出発したのでございまして、そういう意味では、もう全く一で適正な補償はいかにあるべきか、地価はいかにあるべきか、という城野 そうです。そのときに、今言いましたように、公共用地の取得

十八年、三十七年 三十八年だったですかな。 十八年、三十七年 三十八年だったですかな。 十八年、三十七年 三十八年だったですかな。 北本 ちょうど、オリンピックの前の年ぐらいでございますね。 十八年、三十七年 三十八年だったですから。 日本でとうも間に合いそうにないというのが幾つかありまして、そのところの高速道路、 日本のが出した開発のために改正をやらせていただきました。昭和三 日本のでいというので、幾つかそういう巨大プロジェクトみたいなも 日本のでは東京モノレール。それからアベベが走った国道二十号、あそこ 日本のではいというので、幾つかそういう回大プロジェクトみたいなも 日本のでは、 日本には、 日は、 日本には、 日本には、 日本には、 日本には、 日本には、 日本には、 日本には、 日本には、 日本には、 日本には

北本 そうでございますか。

うのでですね。 るに不動産鑑定をアメリカの横で書いてあるものを縦に直すんだと言から河原崎守彦さん。これが非常にスマートなものですからね。要すそれから平野興二さんとか、優秀なのがたくさんおられまして、それ城野 ええ。そっちのほうは、どっちかというと河津四郎さんとか、

## 不動産鑑定評価手法への思い

北本 そうしますと、その始まりのころ、それから、主任鑑定官をやいしょうか。

て比準する。これがやっぱりメーンだということでした。いろな方、鑑定協会の初代専務理事で門脇さんという立派な方がおられまして、鑑定というのはこういうふうにやるんですと随分いろいろれまして、鑑定というのはこういうふうにやるんですと随分いろいろが、要するに取引価格から比準するものですね。 三方式の中の、当時は「市場資料比較法」といっていたと思うんですが、要するに取引価格から比準するものですね。 取引価格を標準化しが、要するに取引価格から比準するものですね。 取引価格を標準化しが、要するに取引価格があるに関係を持ている。 これがやっぱりメーンだということでした。

えないのはなぜかというと、賃料です。賃料が必要なわけですが、そしましたが、櫛田先生はこうおっしゃるけれども、使えないなと。使当時はですよ、使えないなと。これは河野さんともいろいろ議論をあとは「収益還元法」があります。ところが収益還元法は、非常に

どのくらいあるんですかね、二千坪はないのかな、千五百から千六百 坪あります。それの年額の家賃が幾らかというと、八百万円。要する というのがありまして、地代・家賃を要するに統制したわけですね。 ろからは取るけれども、取れないところからは取らないという (笑)。 本では「出て行け」が言えないものですから、ものすごくアンバラン に継続賃料というもの、 がアメリカ大使館のちょっと上のほうにありますが、これが立派な、 のずっと後に経験したのでなるほどなと思ったのは、オランダ大使館 実態調査をやったんですけれども、むちゃくちゃなんです。 それで、 の賃料がものすごくアンバランスがあるんですね。 気に入らなければ出ていけ」と、こう言うんだけれども、 一つは継続賃料という問題がありました。これは、「地代家賃統制令」 借家に入っている者によって、これはほんとうにいろいろな アメリカ人はどんどん上げますよ。上げて、 つまり取れるとこ それが日 私が、そ

これは第二次世界大戦の最中にそうやってしまったんですね。払いのときだけ解除できると、こういう格好にしてしまったんですね。あると。それで借りるほうはもう弱者で、善意で、云々と。賃料の不が変節したわけでございます。要するに地主は悪である、冷酷無残で地代家賃統制令だけでなくて、借地借家法の運用自体も、日本政府

スで、これはやっぱりあまりにもかわいそうだからと。

北本 最中ですか。

しまったわけですね。 ない、こういう変な理屈で、それは解除してはいかんと、こうやってときに、銃後の妻子が安心して暮らせないのでは心配で、十分に戦えはなぜかというと出征兵士が中国大陸や南方戦線に行って戦っている城野 「正当事由」という変なものを入れてしまったんですね。それ

> これは東大教授がどうしてもだめだと言うんですな。 ずっと土地局の一つのきちんとした需要と供給をバランスさせるため 地としてもう出てこなくなってしまうんですね。 こういう議論なんですな。これは、私の役人時代には実現しなかった 世論として定着してしまって、そのために借地借家法の改正、 とになってしまいましてね しては、もう人に貸すのはとられることと一緒だという、そういうこ ものの一つでございますが、何が一番いかんかというと、要するに借 してこんこんとやっても、だめだと、正義は借家人のほうにあると、 の施策として必要だというふうに随分議論もいたしましたけれども、 で手当はできないから、保護しなければいかん。 こういうことがもう 住宅が足りないよと。こういう状態の中では、ますます今いるものま れから、空襲で百八十万戸か何か焼けてしまった。 それが今度は戦後、二百何十万人か行っていたのが帰ってきた。 地主のほうの意識 だから、 自民党に呼び出 四百万戸

おかしいじゃないかということがございました。 で、地主の権利は一割しかないというのがそのころの実態でございまで、地主の権利は一割しかないというのがそのころの実態でございま銀座のあの辺の土地などをそのときに調べまして、今の相続税の路線銀座のあの辺の土地などをそのときに調べまして、今の相続税の路線のところが、所有と利用との分離ということを言うんですけれども、

いけない」と。それで、そのために、それは一つ一つの契約で、全くか」と、こう言うと、「いや、そうしないととてもじゃないけどやってけ高く取るわけですね。「これはちょっとやっぱりおかしいじゃないだから、継続賃料はそのままにしておいて、新しく入ってくる者だ

それを調査に行ったってほんとうのことを教えない。私的な、要するにプライバシーだと、こういうことになってしまって、

北本 なるほど。そうすると、鑑定評価のほうも難しい。

好です。そうすると、収益還元法ができないわけですよね。小さく切ったときには単価が高い。ちょうどミニ開発と同じような格の単位によって、非常に大面積を借りる場合には単価が安い。当然、三階で、それから、入ったときの時期によって、それから、入るとき城野、鑑定評価できないじゃないかと。そのビルの中の一階と二階と

ときの鑑定評価の基本的な認識だったと思います。「市場資料比較法」だけであると、こういうのが昭和五十年ぐらいのありまして、それで実際に働くのは「取引事例比較法」だけであると、ていますから、これもまたどうにもなりまへんなと、そういう認識がれで、結果的に将来土地が上がってつじつまが合うという格好になっ模開発のときにはもう既に三万円とかやっちゃっているわけです。それから造成法。複製法というか。それは先ほど言いましたが大規

バランスをとれと書いてあるんですよね。からだと。ところが、その通達自体としては、三価格併用で、それのたという、それの何か言いわけみたいにして、収益還元法で見直したところが、一番最初に言いましたように地価公示で十%近く下がっ

地鑑定委員会建議のことですね。不動産の鑑定評価上とくに留意すべき事項について」という国土庁土北本「昭和四十九年十一月に出された「国土利用計画法の施行に際し

方法としては使えるかもしれないけれども、それはちょっと高過ぎるとうの頭は、取引事例比較以外の二つは実際には使えない。チェック城野(もうそれしか書きようがないわけですよね。だけれども、ほん

いました。のは、できっこないじゃないかというのが当時の基本的な認識でござするに鑑定の基本である、売り手も買い手も損しない正常価格というよという意味では使えるかもしれないけれども。ニュートラルな、要

格が下がったと……。 北本 なるほど。それが、新聞記事などを見ると収益還元法で公示価

ろわないという認識はあったと思います。ないわけでしょう。だから、そういう意味では、やっぱりツールがそれの収益還元法をやるときには、その周りの賃料を知らなければいけ態として、土地は個別性が非常にあるので、その土地の更地価格、こ城野 わけのわからないことが書いてあるわけです。だけれども、実

# 不良債権担保不動産の評価の見直し

定評価の課題といいますと...。ろはまさに地価が下落しているときだったと思いますが、その頃の鑑北本 ところで、時代が変わりますが、協会の専務をやられているこ

は生田さんでございまして、それで相談をいたしました。相談して、それから、国交省出身の根本匠さんという三人がおりまして、(土地)局長民主党と金融再生法だとか、CCPC(共同債権買取機構)の不良債民主党と金融再生法だとか、CCPC(共同債権買取機構)の不良債民主党と金融再生法だとか、CCPC(共同債権買取機構)の不良債の過程によびのにもならんねという三人がおりまして、これがありまして、石原伸晃さん、それと官房長官をやりました塩崎さん、城野 そっちへずっと行きますと、自民党の、金融再生特別委員会が

何かでやらせていただきました。それで役所からも鑑定官に何人か来てもらって、それで夏休み返上かまあやりましょうかということで、鑑定協会に部会をつくりまして、

定評価に際して特に留意するべき事項について」ですね。公表しました不良債権担保不動産の適正評価手続における不動産の鑑北本(そのときつくられましたのが、平成十年九月と十一月に協会が

それで、石原さんとか、塩崎さんとかがいろいろと言うけれども、「お らはとにかく早くやれという要請がたくさんありまして、保岡さんが と必要経費をきちんと査定できるものに限りますねと、そういう条件 ゾーンのもの、それから怪しいねというものを、別途、次々に出した の担保となっている不動産についてやりました。次いで今度はグレー 保岡さんがこう言うから、「では、 れが最後は抑えるから、まあ、おまえらでやるようにやってくれ」と、 委員長をやっていたものですから、そのところへ何回か参りまして、 つきでやりましょうということになりました。 ただ、自民党のほうか CF法) で厳格にやる必要があるので、不良債権の上がり (総収入) けて減価するにしても、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法(D にしても」というのは、要するに早期売却の必要性など何か理屈をつ はあるけれども、特定価格だと。まずデフォルト状態にある不良債権 議論をしながらやったんですが、これをやるにしても んですが、これは鑑定士のほうもいろいろ優秀な方がいらっしゃって はい。結論としては、要するに一言で言うと、タウトロギー やりましょう」と。 「これをやる で

じゃないのという意識が非常にありまして、私は、いやそれは説明責もう大分DCF法を習熟しましたけれども、それ自体が何か算定評価ただ、やっぱりそのときに一番問題になったのは、鑑定士が「今は

算化をやろうじゃないか、こういうことを言いました。 手書き計算ではとてもじゃないけどやれないと。それなら、いっそ電 れども、DCF法をやるには電算を使わないとやれないわけですよね。 て、三年計画でこれを電算化しようと。その前はほんとうに手書きだ て、三年計画でこれを電算化しようと。その前はほんとうに手書きだ で、三年計画でこれを電算化しようと。その前はほんとうに手書きだ ないですから、公示の鑑定書はですね。一方で、とてもじゃないけ ないは、他価公示のときの鑑定評価書、これが説明 任の放棄だと。それでは、何が一番問題なのか、こういうことで、そ

いけない、電算化しない者は公示から外す」と、こう言った。いかん」と。要するに「鑑定士が生き残るためには電算化しなければ定評価になる」とか、まあ。しかし、私は平然として、「それはやらな何か走狗みたいなことをやりやがって」とか、「鑑定評価じゃなくて算これは鑑定協会の中で猛烈な反対がありました。「おまえは国交省の

ら、悪口は全部私が引き受けますから」と言ってくれまして。のような…。それはあかんですよ」と言って、とにかく何とかかんとどもね、彼と一緒に、「新幹線とか飛行機の時代にかごで行こうかといの呼び出しを食らいましたが、三輪さんが室長さんだったですけれてとか手書きでも残してもらえないかと国土庁のOBの方からも何

年でやっちゃったんですね。で、随分皆さんには怒られましたけれど料で十分出ますよ」と、こう言って。これは何のかんの言いながら三じゃないですよ。リースする時代ですよ。リース料ぐらいは鑑定評価それをちゃんと買ってくれるのか」とかね。「今はパソコンは買う時代こらわあこら、要するに鑑定士が「おれはパソコンを持たないから、それはもうすごかったですよ。常務委員会でも、理事会でも、わあ

時代に合うように新幹線か飛行機で行きましょうということに

いたしました。

平米一億円になっちゃうんですね。それは、審査をきちんとやって現 ての小屋が建っていた。今はもう建っていません。更地になってその 関がもうどうにもならない。それに伴う土地、そこに供された土地は ならないんだけれども、そうなっちゃってるんです。要するに金融機 地を見て、金融機関がですよ、それをやればそんなことにはならない。 すよね。それで、とどのつまりが、私は発見をしたのですが、浅草の すごいことになっていまして、要するに担保をつけかえつけかえ、こ そこへ行って実例を見せてくれと言った。そうすると、不良債権に係 ままなんです。やっぱり動かないですよね。 経済的には、ほんとうにぼろっちい小屋が建っていましたよ。二階建 もの担保がくっついているんですね。これは世界一高い土地だと。一 に行ったんですね。それで十平方メートルの土地が最終的には十億円 の担保もあります、この担保もありますということをやっているんで それをこうやって一枚一枚めくってフォロー図をこしらえると、 るものの登記簿を見せてくれた。 甲欄は一枚かそのくらいなんですよ のが印象に残っています。当時、CCPCというのがあったんですが、 ね。ところが乙欄がこのくらいあるんです。「何だ?」と言う。それで、 また、いかに金融機関がバブルの末期にでたらめをやったかという 何でも現地を見なきゃ納得しませんものですから、 現地を見 もの

ナスになっちゃうんですね。正常に戻すためには何かやらないといけ したけれども、土壌汚染の土地。これは、きれいにすると、もうマイ いう土地があるんですね。それは、 それからもう一つありましたのは、どうしてもマイナスになるねと 例えば、 もうそのときからありま

ないわけですね

っている髙橋健文さんがおりまして、その四人で新都市基盤整備法を 峰久さんだったと思います。 河野さんの叱咤激励に耐えながらやって、通った年に入ってきたのが さんでおりまして、その係長さんをもう一人つけてくれといって呼ん 整備法」という難しい法律ですが、私が課長補佐で、生田さんが係長 方でございまして、その下に、今は首都高株式会社の常務取締役をや できたのが、今、パナマ大使になっています三澤眞さんという立派な 人でありまして、 これはまたずっと前の話になりますが、「 新都市基 生田さんとは随分議論もしました。生田さんというのは、 頭 の

が、「もう法律をやらなければいけないから、おまえ、やれ」と、こう ときに、「静岡で大地震があるから」と。これも河野さんの差し金です いうことで.....。 それから私が、主任鑑定官から移りまして、震災対策課長をやった

北 本 大震法(大規模地震対策特別措置法)ですね。

城 野 悪いことにあのころはファックスというのがはやりまして、ファック そういう悪いあれがありまして、それで気心が非常にわかってきたも れから地方自治体と、国のあらゆる行政機関との調整がありまして。 まらぬことですが、要するに警察と、消防と、自衛隊と、病院と、そ た。これがまたご縁で。三週間ぐらい、夜徹夜をしまして。これはつ のですから、 スでこのぐらい質問を送ってくるんです。回答したら返事するとか、 行きまして、そのときに課長補佐に生田さんを連れていきまし 生田さんの。

機構というところへ行かしていただきまして、そこで専務理事をちょ それから、 鑑定協会の専務理事を退きました後、 民間都市開発推進

いただいたような気がいたします。いただいたような気がいたします。のときに、鑑定評価は非常に役に立たせて回らなくなりまして、それを整理して建て直しを図ろうというのをやですから、使えるお金はあるんですよね。しかし、買戻しがどんどんもうキャッシュがなくなるという、まさにお金は一兆五千億あるものいましたが、民都機構自体が破産をしかかりまして、黒字だけれども、うど四年間やりました。ここでは、不良債権の処理を具体的にやって

#### 台湾の土地制度

が、行く前に勉強しまして、もうレポートは行く前にでき上がってい でいいだろう」と言うから、「いやいや、二週間行かせてください」と ます」というので、三月の何日間か海外旅費をいただきまして、あの 「おまえ、勉強してみるか」と、こう言うから、「はい、結構でござい 度がある」と、こういうことを宅地部長の河野さんから言われまして、 過剰流動性をどうするというので、そのときに、「台湾にすばらしい制 して、土地がどんどん値上がりする、固定資産税はばかみたいに安い、 整備法」をやったと申しましたが、そのころはもうバブルでございま ているんですけれども、なぜ台湾なんでしょうか。 仄聞するところでは台湾の土地制度に非常にご造詣が深いとお伺いし たという説があるんですけれども(笑)。 言って二週間行かされまして、そのときにいろいろ勉強をしたんです ころ海外旅費というのは大変なあれだったんですよ。で、「まあー週間 先程、建設省の宅地政策課というところへ行って「新都市基盤 どうもありがとうございます。話は変わりますが、 城野様は

北本なるほど、説ですね。

城 野 ございます。その「三民主義」とは、「民族」 「民権」 「民生」、これを の後、 やるんだよという、要するに社会民主主義みたいなもの。 鉄道とか電信とか、そういうのは国営化して、電力会社も国営化して 本を呼び入れたから中国は植民地経済になったんだと、こういう頭で、 は「資本の節制」といって、大資本、今とは全く逆ですよ、外国の資 何かというと、一つは「平均地権」。そこへ土地が出てきます。 利を守るんだというんです。 民生主義というのがありまして、 つくって、外国からの侵略をはねのけて自分たちの国をつくるんだと すよね。中国の独立。それは一つは、清朝を追い出して漢民族の国を これが一九〇五年ですから、明治三十八年、「三民主義」を唱えたので っているんですね。辛亥革命という一九一一年の革命を指導して、 生主義の中の一つが「平均地権」でございます。 いう、これが民族主義。民権主義とは、議会制の民主主義で国民の権 「三民主義」。民族主義というのは、要するに当時のナショナリズムで 中華民国の建国宣言をやった、こういう人なんですけれども 孫文さんという、これは「中国革命の父」と本土のほうでも言 そういう民 これは

介石が台湾に来たときに、政策の柱に据えたのでございます。湾では実際に平均地権制度、平均地権条例をつくりまして、それを蒋適正に取るというのを政策の柱にしたのでございますな。そこで、台ら、日本で言う固定資産税、向こうは地価税というのですが、それをべく抑制する。そしてキャピタルゲインは国が取り上げると。それか増やして、大地主はますます買弁化して栄えるけれども、労働者はいこれは、大地主は、結局、開発利益、キャピタルゲインをどんどん

持てないですよね。それで土地の取得意欲を減殺する。 は少なくなる、多い人はその面積も減らさなければいけないし、税も は少なくなる、多い人はその面積も減らさなければいけないし、税も は少なくなる、多い人はその面積も減らさなければいけないし、税も な土地を持っている者からはどんどん取り上げていって、市街地で言 現在の価格をきちっと評価して、それの価格で累進制にすると。大き 現在でで平均地権をやったのですが、一つは地価税を適正に取る。そ

ますと、みんな、日本でいう公示価格にみごとに八十%。ますと、みんな、日本でいう公示価格にみごとに八十%。それからもう一つは、譲渡所得税でございまして、これは増値税と、これがらもう一つは、譲渡所得税でございまして、これは増値税と、これがらもう一つは、譲渡所得税でございまして、これは増値税とのない。それがらもう一つは、譲渡所得税でございまして、これは増値税とのない。

北本 そうでしょうね (笑)。

れより安いものは、要するにどうにもならん、先ほど言いました汚染して、もう何だという批判があったんですけれども、それはもう。そ城野(みんな申告してきたわけですね。それはやっぱり批判がありま

土地、それはみんな七十五%で申告してくるんです。した土地だとか、河川地のところだとか、変な形をしている使えない

いますけれども、この人と非常にお友達になりまして、その後ずっといりました。そして、そのときに、たまたま東京大学の農学部に林先りましてね、非常におもしろい。そこで、それで非常に楽しく遊んでまいますけれども、この人と非常におきして、それで非常に楽しく遊んでまいますけれども、この人と非常におきして、それで非常に楽しく遊んでまいますけれども、この人と非常におうというゲームみたいなところがあ、北本では、七十五%で買ってもらおうということですか。

しまいますが。ほかにどなたか質問される方がおられますか。北本(ありがとうございます。もうぼつぼつお約束の二時間になって

# 東京の土地」の研究を振り返って

の住環境といいますか、都市環境の評価というよりは、むしろ敷地をおしたが、まあ都市計画でそういったものができるようになったりしましたが、その後、例えば都市計画法などで敷地の最低規模の規ったんですが、その後、例えば都市計画法などで敷地の最低規模の規いとが、まあ都市計画でそういったものができるようになったりしましたが、当時、鈴木孝さんとご研究されたという話だにいってきたと思うんですが、ところが鑑定自身は、そういうお話だいとが、ままで、当時、鈴木孝さんとご研究されたという話にが上がってきたと思うんですが、ところが鑑定自身は、そういう問題を表している。

しょうか。 略もあったかと思うんですが、その辺のところはご経験からいかがでのほうが値段が上がるんだよと、そういう方向に持ってくるという戦の後、もう少し住環境を鑑定評価において正当に評価して、いい環境当時ミニ開発のお話でどうしようかというお話があったとすれば、そのほうが何か重要視されているような感じがするんですが、せっかく細分化して幾らで売れるかというそっち側の評価という経済的な評価

と。もともと考えていたのは、そんなのも一緒にして立体的に再開発戸時代からずっとやってきたので、もう画地の規模制限はできないよそのころ。ああ、これはもうあかんと。ミニ開発そのものは、もう江江東区の平均の面積が七十平米ぐらいじゃなかったかと思うんです、という、そのころ始めたもので共同研究みたいにしてやったんですが、ところが、出てきた結果、びっくりしまして、これは「東京の土地」ところが、出てきた結果、びっくりしまして、これは「東京の土地」

った。
った。
った。
った。
った。
った。
った。
った。
のやっても、あまりつまらんですな」とあきらめちゃ
然的には、「これは城野君、あかんでや」とこう言うから、「そうです
分やったんです。 随分といったって半年間ぐらいね。そうしたら、最かそんな格好で誘導策はないかなという検討は宅地政策課のときに随みたいにしてやるときには、固定資産税を大幅にまけてやるとか、何

ものはいかがですか。 古倉 ミニ開発の細分化による減価と鑑定評価とのつながりみたいな

城 野 がそれで満足しているんだったらね。これはそのときに、やっぱり文 中に入ると、結構快適なんですな うしてこんなところに住んでいるのと、 るねという。それから谷中の辺だとか。すごいですよ、それはね。ど いるんだと。もう江戸時代からやっているんだと。 ね、一人十平米とかね。いやそうではなく、そういう住まい方をして が、それはほんとうかいなと。ひところそういう風潮がありましたよ それでいいんじゃないのと。一人一室主義だとか、一人何平米という 化ということを考えまして、アジア的な住まい方の文化というような よと。京島のあの辺も随分見にも行きまして、みんな幸せにやってい いましたんですけれども、そこからは出てこないんですよね。 鑑定評価とのつながりは、先ほどちょっと減価法というのを言 外から見ると思うけれども みんな幸せなんだ みんな

北本 今はむしろ防災上の問題があるとして.....。

分思ったりしたんですけれどもね。上、やらないかんなという思いを、月島の辺とか、あの辺を眺めて随城野(それも随分、今度は大震法に関連してやらないかんなと。防災

北本(これはなかなか今でも大きな課題で)

城野 大きな課題でありますね

### 今後の地価公示について

ざいました。 大里 今日は地価公示の歴史を教えていただきまして、ありがとうご

ますが。 地価公示は、実施当初から更地評価ということで、現在まできており

したものですからね。 城野 そうです。それはやっぱり公共用地の取得ということから出発

ついて指針をいただければと思います。マスコミ等ではあるのですけれども、今後の地価公示のあるべき姿にうな中で公示の更地価格は、それが役に立つのかというような批判も地・建物一体の複合不動産としての総額が注目されています。そのよットがあるんですけれども、最近、不動産の証券化が進みまして、土大里 更地評価は、単価での比較が可能であるとか、いろいろなメリ

違うと、最終的な答えは永久還元すると二十何%か違うはずですよね。建物の利回りを幾らで回すかということで値段がうんと違ってしまういう話をしましたけれども、それだけじゃないですよね。その土地とても要するに、先ほど収益還元法の中で賃料の実態がわからないんだというやり方はひとつあるんじゃないかと思うんですよね。ただ、それている一つの企業体みたいなものを考えて、それの価格は幾らなのと城野 「Going Concern」という価格があるんですよね。これは動い城野 「Going Concern」という価格があるんですよね。これは動い

が確保できるのかというところへきてしまうんですよね。運用利回りみたいなものの判断、今後、何年間、そういう運用利回りそうすると、結局四%でやるのか、五%でやるのかという、そういう

かなという感じはいたしますけれどもね。
かなという感じはいたしますけれどもね。
というのは、それはむしろ地価公示と同じような働きをするのな格好できちっと資料が収集できて地価インデックスみたいな格好でな格好できちっと資料が収集できて地価インデックスみたいなたいないですかというぐらいの話で、土地総合研究所にいるとき随分考えるに取引事例比較法も、みんなが取引しているからこんなところじゃ次するなんていうのは、そんな環境にはないですよと。だから、要すがないら、何でもとにかくDCF法だとか収益還元なら物事が全部解

大里 ありがとうございます。

になりました。 (終わり)北本 それでは、どうも長時間、ありがとうございました。大変勉強

#### 土地行政 オーラルヒストリー

#### 片 桐 久 雄

S60.9~62.6 国土庁土地局次長 S62.6~H元.7 国土庁土地局長

インタビュー日時: 平成20年1月9日

[インタビュアー](肩書きはインタビューの時点) 土地·水資源局 地価調査課長 北本 政行 土地·水資源局 地価調査課企画専門官 大澤 一夫 土地·水資源局 土地利用調整課長補佐 磯貝 敬智 (財)土地総合研究所 理事 古倉 宗治

ざいます。 北本 本日は、お忙しい中、足を運んでいただきましてありがとうご

の話を中心に幾つか質問をさせていただきたいと思います。 ただ今から、片桐様が土地局の次長、局長としてご在職だった時代

いますが。 動の時代だったのではないかなと思っております。土地問題というこ といたしまして六十二年七月から元年七月まで二年ということで、 ういう状態だったのでしょうか。ちょっと抽象的な質問で恐縮でござ 見られたようでございますけれども、その後、日本はバブル期へ移る 合意。ただ、土地に関して、都心については若干その前からも上昇は というのは、これ、私も最近知ったんですけど、プラザ合意がなされ あるいは風潮ですとか、ちょうど次長にご着任された昭和六十年九月 かったのかなと思っております。その当時の時代の雰囲気ですとか、 して、日本経済あるいは国民生活にとりましても、大変な時代ではな とに関してもそうだったと思いますけれども、もう少し広くとらえま と抽象的でございますけれどもお伺いしたいと思いますが、まさに激 算しますと三年十カ月とお伺いしてございますがよろしいでしょうか。 て昭和六十年九月から昭和六十二年七月までの一年十カ月、土地局長 と、そういう時期だったかと思いますけれども、そのころの日本はど た時期でございまして、いわゆるバブルのきっかけと言われるプラザ それでは、まず最初に、当時の時代の雰囲気といいますか、ちょっ 始めに確認でございますけれども、ご在職期間は、土地局次長とし 通

展望というのを出していまして、当時、金融の自由化とかなんかで外ける事務所需要というのが急激に伸びるんだという構想といいますか、片桐善当時、私が思い出すのは、国土庁大都市圏整備局が、東京にお

の時点ではかなり局地的なものだったと僕は思いますけどね。 とにかく、日本経済はどんどん大きくなって、世界の相当大きな部分を占めるようになっているし、これからもどんどんどんが高まると。とにかく、日本経済はどんどん大きくなって、世所需要が高まると。とにかく、日本経済はどんどん大きくなって、世所需要が高まると。とにかく、日本経済はどんどんだきくなって、世の時点ではかなり局地的なものだったと僕は思います。 の時点ではかなり局地的なものだったと僕は思いますけど、そういう非常に景気のいい時代だったと僕は思います。 とにかく、日本経済はどんどんどん大きくなって、世の時点ではかなり局地的なものだったと僕は思いますけどね。

たんですけどね。

(関が八十五年九月に土地局に来たときにまず引き継ぎで話を受けた、要するに、地価調査というのを七月一日にやって、九月何日かのは、要するに、地価調査というのを七月一日にやって、九月何日かに公表すると。間もなく公表するんだと。それの結果が、どう出るかに公表すると。間もなく公表するんだと。それの結果が、どう出るかに公表するに、地価調査というのを七月一日にやって、九月何日かにがですけどね。

土地局もただじっとしているわけにはいかないと、いろいろ対策を講とがかなりはっきりわかってきたんですね。やっぱりこれは国土庁も、なり地価上昇が東京都の都心部は激しくなりつつあると、そういう形でかろ、それが一部住宅地にも及んでいるといいますか、そういう形でかして、やっぱり都心の商業地、特に高度商業地と言われるようなとこ九月の中旬か下旬でしたか、地価調査の結果公表というのがありま

r。 じなきゃいけないと、そういう雰囲気になりつつあったということで

てに、 五十%超、全国平均は二%に鈍化」という見出しになってございまし 事などを見ますと、「地価、二極化進む」ということで、「商業地急騰 銀行局長あてに依頼をすると。あるいは、 や土地局長名で不動産関連団体に対する協力依頼ですとか、大蔵省の ろいろ記録を見てみますと、ご着任の前の七月とか八月あたりに、は 実際には二十%台あるいは三十%台の伸びも一部にございまして、 れほど新聞記事等にも特になかったわけでございますけれども、ただ、 その当時はまだそれほどでも、ご着任前のですね、そのときはまだそ 心に随分上がってきたけど、大丈夫かという見出しになっております。 いうことで、新聞にもかなり二極化といいますか、都心の商業地を中 て、最大上昇率が、住宅地で四十八・三%、商業地で五十四・五%と ただ、その前の地価公示、こちらは四月一日でございますけれども、 国土法の的確な運用についての依頼というのがなされておりま 確かに、ご着任されてすぐの都道府県地価調査、 知 事、 政令指定都市の長あ 当時の新聞 記

というんですか、連絡会議、そういうものをやろうということになり、私が最初に取り組まされたのが、国土庁と東京都で地価高騰対策会議けれども、比較的早く着手されているなということでございましょうか。ございますが、そういう風潮があったということでございましょうか。に国土利用計画法の研究会、これは石原舜介先生が座長、それから十不らしまして、今おっしゃいました都道府県地価調査の後も、十月で

したという記憶がありますね。 庁の課長さんと東京都の部長さんが集まって、それでいろいろ議論をまして、当時は、土地局の次長が連絡会議の座長といいますか、国土

じゃないかという話になったと思いました。的に少し努力をするといいますか、そういうことをやるのがまず第一対象になるのが。これをもう少し網の目を細かくすると。何とか行政地取引の一%かなんか、とにかく極めてわずかなシェアなんですね、国土法の届出ですね。あれが市街化区域二千平米以上というのは、土国活の当時いろいろ議論して、やっぱり最初に手をつけるのは、

けてほしいという話をした覚えがありますね。

いうと、その次の年の中ごろまでなってしまうと。急いでやるためにいうと、その次の年の中ごろまでなってしまうと。急いでやるためには、東京都で何とか条例をつくってやってもらえないかと、こういうは、東京都で何とか条例をつくってやってもらえないかと、こういうは、東京都で何とか条例をつくってやってもらえないかと、こういうは、東京都で何とか条例をつくってやってもらえないかと、こういうはのようなもの、網の目を細かくするような手法をやりましてんだという話をした覚えがありますね。

るから、ちょっと待ってほしいと言われた覚えがあるんですよ。いや、きないと。その都知事に何とか決心してもらうようにこれから話をすですね。そしたら、副知事さんは、いや、この問題はなかなか難しいで何とか条例をつくってやってもらえないかという話を談じ込んだんに東京都庁に行きまして、副知事さんに会いまして、とにかく東京都に東京都庁に、今でも覚えているんですけど、当時の事務次官と一緒

じだったんですね。の雰囲気は、都知事さんが決心しなければ物事は動かせないという感いうことを当時思った覚えがありましたけどね。ただ、やっぱり都庁事は済むのに、東京都庁は副知事さんで物事が決められないのかなと普通の中央官庁なら、本省の局長とか事務次官がうんと言えば大体物

ますか。やはり景気にちょっと水を差すようなという意識があったんでござい北本(そういう面積を狭くする、要は対象を拡大するということは、

得しなきゃいけないということだったようですね。要ないという先生がやっぱりある程度いたらしいんですね。それを説生方で、必ずしも賛成でないと。そんなことをわざわざ都庁がやる必片桐(それは、やっぱり都議会を心配しているんですよ。都議会の先

はでする。 は、上乗せ起いうのはやっぱりよくないんだと。その前に環境 いうのはつくれるのかという議論があったんですね。当時、大体の議 が方自治法の建前から言って、法令の範囲内で条例というのはつくれ 規制を強化するというのはやっぱりよくないんだと。その前に環境 は、上乗せ規制というのはですね。それに法令に反するような条例と があったんですね。当時、大体の議 があったんですね。当時、大体の議 があったんですね。当時、大体の議 がありまして、要するに をだする。

地権者を集めて検討会をやって、それで条例案を固めたんですね。そんが林修三先生を引っ張り出しまして、いろんな行政関係の学者とかその議論をクリアするのに、また東京都で、あのときには都知事さ

すね。

すね。

すね。

ないのときには、いろいろ議論したけど、やっぱり社会的な要請にこたえのときには、いろいろ議論したけど、やっぱり社会的な要請にこたえのときには、いろいろ議論したけど、やっぱり社会的な要請にこたえのときには、いろいろ議論したけど、やっぱり社会的な要請にこたえ

はあったがでいた。 はかなり生ぬるい出発ではあったんですね。 いた。やっぱり東京都にとっては、どのぐらい審査が増えるか、どの した。やっぱり東京都にとっては、どのぐらい審査が増えるか、どの ればかなり生ぬるい出発ではあったんですね。かなりそろそろと出発 ただ、それも都心の三区だけだったかな。五百平米とか、今から見

『『『『『『『『『『』』 こうにいますにいっつにようにでいっついた桐 あと、もう一つ当時覚えていますのは、鈴木都知事は、いや、はあったんでございましょうね。

時、東京都庁に踏み切ってもらったという覚えがありますね。だと、こういう話で、いや、国土法改正は絶対やりますと言って、当と。それがあるからこそ、東京都が先駆的にやるという名分が立つん必ず追っかけて国で法律改正をして、それをやってもらわないと困る東京都で条例をつくるということは何とかやってみると。そのかわり、

月桐 東京都、それも都心だけだったんですね。

思うのでございますけれども。

北 本

当時は、まだ地価が急に上がっているのは東京だけだったかと

片桐(そうですね。やっぱり、都心のそういう地価高騰が相当激しくちょっと時間がかかるというイメージもあったのでございましょうか。北本(いわゆる東京の一部の問題を法律改正でというのには、やはり

までは、 大いるとか、大阪とか京都とか神戸とか名古屋とか、そういうところ はなってきたんですけど、それがその後、燎原の火のごとくうわっと けいる。 はなってきたんですけど、それがその後、燎原の火のごとくうわっと けいる。

っちのほうに入るような感じでございましたか。ほうを何とかということではなくて、すぐ監視区域制度の創設と、そる規制区域の制度、許可制があったかと思いますけれども、そちらの北本 その当時に、もちろん国土法ができたときからですが、いわゆ

にわっと広がって、全般的にわっと上がる、ああいう状況で、 だから、 土地の権利移転は一切、 区域は、 制区域はとても使えないということを考えていましたね。実は、 可能性はあるかもしれませんけれども、 したね。 を受けなければ契約の効力は発生しないというので、土地登記も権利 これはマスコミの一部なんかには、これだけ急激に上がったん それ以上の値上がりは一切認めないと。 区域を指定して、指定したときの土地の価格に凍結するんで 規制区域を発動して抑えるべきだという議論もかなりあり 局地的に地価が上がるというところに対しては使えるという ただ、私は、この規制区域は、まあ、どこか地方の一部分の 全部、 一平米たりともみんな許可だと。 あのときの地価の状況、 それからもう一つは、 あの規 許可 規制 次第 ŧ

> Ļ げよう、そこも広げようと、どんどん、首都圏全域に広げなきゃいけ 側がどんどん燃え盛ると。そうすると、燃え盛るんだから、 規なんですね。もし、これを東京都の都心三区に限ってもし発動した の制度は、あのときのような地価の高騰の状況ではとても発動できな 結して、それをいつ解除するのかというのが、これは解除した途端に 情勢から見て、とても無理だということと、もう一つは、 としても、都心三区はもうパッと水をかけられたか、氷をぶっかけら 登記も何もできない、 いと。発動したって、結局、大変な社会的、経済的な混乱を招く、 また火がばっと燃え上がって、とんでもないことになると。 ないと、そういうふうになっちゃうんじゃないかということが一つ。 れたかで一切凍結になっちゃって土地は動かないわけですね。 要するに、地域を限定してこれを適用するのは、 解除できないということが予想されたわけですね。ですから、 そういう仕組みですから、 猛烈に強力な統制 あのときの地価の いったん凍 そうする そこも広 その外 後

れるに決まっていると確信していましたね。 発動した局長は、大ばか野郎だと、何年か後にそういうふうに非難さきゃいけないと思って、当時決心していましたね。これは、とにかく理大臣とか大臣が言ったとしても、私は職を辞してでもこれはとめないうことを言う人が時々いましたけど、とにかくこれを発動しると総ですから、ずっと後になっても、何で規制区域を発動しないのかと 遺症も招くということを僕はつくづく思っていました。

は使えないと。社会的、経済的な大混乱を招くだけだと。国民経済に片桐(当時、私は行政実務をずっと長年やってきて、とてもこの制度やないかという声も多かったようでございます。北本(確かに、当時の世論調査なんかを見ますと、許可制やむなしじ

こね。 も大きな損害を与えるだけだということを僕はつくづく思っていまし

だという印象があったんでしょうか。

さ、それはさておきまして、そういうことから当時はまだやはり実需数字がバブルの原因だとおっしゃる方もいらっしゃるようですけれどしたように、東京は金融市場になっていくですとか、あるいはオフィス需要が伸びるですとか、オフィス需要と言えば例の首都改造計画のしたように、東京は金融市場になっていくですとか、あるいはオフィーのですけど、バブルという言葉はさておき、先ほどおっしゃられままが、かなり後になってからバブル、バブルと言い出したのかなと思れ本 ちょっと話が戻るかもしれませんけれども、バブルという言葉

当初はそうだったと思うんですね。ある程度、土地の値段を高く上げて買わなきゃいけないということで、のために必要な土地を調達すると、地上げすると。地上げするにも、地価上昇だったんだろうと私は思いますね。事務所需要があって、そ片桐 都心部の地価上昇というのは、最初はやっぱり実需に基づいた

庁の経済審議会の先生方なんかも、僕が経済審議会に地価高騰の話をおいいましたけど、こんなに地価がとかったという感じじゃなかまり実需がなくて上がったという感じだと僕は思います。大阪とか京まり実需がなくて上がったという感じだと僕は思います。大阪とか京まり実需がなくて上がったという感じだと僕は思います。大阪とか京まり実需がなくて上がったという感じだと僕は思います。大阪とか京まり実需がなくて上がったという感じだと僕は思います。大阪とか京まり実需がなくて上がったという感じだと僕は思います。大阪とか京まり実需がなくて上がったという感じだと僕は思います。大阪とか京まり実需がなくて上がったという感じだと僕は思います。大阪なんかはある人はいましたが、あの辺は実需に応じたか、まあ、大阪なんかはある人はいましたが、あるということを言う人が多かったですけれども、経済企画だと、日本列島改造のときも地価が上がったですけれども、経済企画だと、日本列島改造のときも地価が上がったのは、過剰流動性がある人はいます。

ゃないかという議論をする先生もかなりおりましたね。しに行ったら、やっぱり、過剰流動性というのが相当働いているん

す。 ・ はが広がり、上昇率も高くなった非常に大きな原因だったと思いまいが、 がはが広がり、上昇率も高くなった非常に大きな原因だったと思いまいったと。ある程度、銀行局に頼んで、銀行はノンバンクを通じてどんいったと。ある程度、銀行局に頼んで、銀行は少し融資を抑えてもらいですね。それを何とか抑えなきゃいけないのに、どんどん膨らんでいた。 当時、要するに銀行の不動産融資というのはどんどん膨らんでいた。

んかに.....。 百四十何円とか、そのぐらいの為替レートがどんどん百五十円とかな束をしてきちゃったんですね。当時、プラザ合意のころは、一ドルニ当時、竹下さんが大蔵大臣だったんですね。プラザ合意でそういう約当時、要するに、プラザ合意で為替調整をやりますということを、

北本 一年後には百五十円ぐらい。

す、当時はね。んんどの選行は稼いだと、こういうことだと思うのでのどの増えたと。それで銀行は稼いだと、こういうことだと思うので

言っているんです。 言っているんです。 ると、火に油を注いだばかりじゃなくて、火をつけて歩いたと、こういると。ところが、当時、銀行で働いていた僕の友達なんかに言わせんですね。火が燃えているやつに油を注いで、さらに勢いをよくして国土庁は、火に油を注いだのが銀行だと、こういう言い方をしていた私の友達なんかで銀行に勤めている人たちがいるんですけど、当時、

北本 銀行がですか。

がかなりはっきりわかってきたんです。 しいところの土地登記簿を全部見まして、土地の購入資金を貸行、立派な銀行がそういう根抵当権を設定して、土地の購入資金を貸付、立派な銀行がそういう根抵当権を設定して、土地の購入資金を貸付、立派な銀行がそういう根抵当権を設定して、権利移転をしているやつのりますということを相当にやっているんですね。当時、国土庁の土地のまた貸しているんですね。をうけると、みんな根抵当権を設定して、限度中身を見たんですね。そうすると、みんな根抵当権を設定して、限度中身を見たんですね。そうすると、みんな根抵当権を設定して、地価高騰が激力用調整課で土地詳細調査というんですか、要するに、地価高騰が激力ので、しかもそれが一年以内に転売されているんです。そういるというのに、土地の関う金を貸けれているがでする。

れて指導はしてくれたんですけど、ただ、銀行は、とにかく余っていこれはきちっと指導しなきゃいけないということで、かなり本腰を入って行ったことがあります。そしたら、銀行局長もびっくりしまして、を貸しているんだよというのを整理しまして、銀行局長のところへ持そういう土地登記簿を調べたやつで、大銀行が転売でこれだけの金

を言っていましたけど。 いと。営業の連中が強くて、どんどん営業で金を貸したということにいた人たちなんかは、とにかく審査部で何を言っても聞いてもらえでやれば怖くないといいますか、そういう形で、当時の銀行の審査部る金を何とか有効活用して儲けなきゃいけないと。要するに、みんな

片 桐 北本 バブルという言葉は別にして、危機感みたいなものに、 がかからなかったんだなというのをつくづく思いましたけどね。 ってもらった覚えがありますね。だけど、後で、ノンバンクがまず不 当時、確かにあの法律は、大蔵省には、貸金業に対する指導監督権と ったんですね。ノンバンクも規制してくれという話を何回も言ったん 担保というのがありましたよね。 れども、ただ、 土地局の方が一番危機感を持たれていたかと思うんですけれども。 関係者によって差があったということでございましょうか。 良債権で破産したというか、あれを見ると、やっぱりなかなか歯止め 都市銀行からノンバンクに出す融資も今度指導するということまでや さいとか、そういう監督規定もある程度整備はしたんですけど、 ですけど、当時、大蔵省は、ノンバンクには指導権はないんですと。 今度はノンバンクなんですね。どんどんノンバンクの融資が増えてい 金を貸すというやつなんですね。 んですと。だから、都市銀行を通じてうまくやってくれというので、 は、とにかく申しわけないけど、ノンバンクに対する指導はできない いうのはないんですね。その後、法律改正して、いろいろ報告をしな そういう銀行局側で、大銀行、都市銀行を相当きつく指導したら、 当時、 銀行局もある程度の危機感を持っていたと思うんですけ 結果的にああいう大胆な融資をして、 要するに、買った土地を担保にして 昔は担保価値がこれぐらいなら、そ おそらく

というのは。そういうことをやっていたんですね。たと同じことだと思うんですよね、持ち込み担保で百%評価して貸すがどんどん出ていたんですね。だから、それはまさに火をつけて歩いうせ地価がどんどん上がるんだから、百%貸しますとか、そういう話の八掛けとか六掛けしか貸しませんというものなんですけれども、ど

・・・・がっても日本の実力なんだ、みたいな、そういう風潮があったわけでがっても日本の実力なんだ、みたいな、そういう風潮があったわけで北本(当時は、地価にしても、あるいは株価にしても、このぐらい上)

たで渡れば怖くないというか、そういう雰囲気が非常にあったと思いする人はいなかったと思いますね。行け行けどんどんというか、みんの中心都市になるんだとか、そういう話で、相当勢いがよかった時代はなかなかね。やっぱり、あのときには、大体皆さんは、日本経済にはなかなかね。やっぱり、あのときには、大体皆さんは、日本経済にはなかなかね。やっぱり、あのときには、大体皆さんは、日本経済にはなかなかね。やっぱり、あのときには、大体皆さんは、日本経済にはったがあれて出る。大蔵省なんかも、これで銀行があんなふ片桐 それはありましたね。大蔵省なんかも、これで銀行があんなふ

感じがありましたね。だから、経済審議会の先生でも、かなり年配のことは当時、だから、かなり長いスパンで物を見ていた人はそういうなきゃ損だと言ってどんどんやりますと。これは大変なことだというなるとおれは思っているんだけど、若い連中に何ぼ言っても聞かないよく嘆いている方もいましたね。これはそのうちとんでもないことにですから、それは不動産会社もそうなんですね。不動産会社の方で、

ちにつぶれるだろうということを言う人はいました。人たちが、これは昔の列島改造のときの過剰流動性と同じで、そのる

イミングだったと思いますが。 北本 列島改造がございましたよね。大体十年ちょっとぐらい前のタ

社なんかがいるとは思うんですけどね。 片桐 そうなんですね。あのときもかなり痛手をこうむった不動産会

党の地価対策関係閣僚会議、こちらが立ち上がりました。その国土法の改正を行うのと同じぐらいのタイミングで、政府・自民北本 先ほど国土法のお話をお伺いしたところでございますけれども、

片桐 最初、立ち上がったときですね。

北本 一九八六年十二月です。

行っていましたけどね。たね。当時、私は次長で田村さんが局長で、田村さんについていつも片桐(これは後藤田さんが官房長官で、後藤田さんが座長でありまし

が、農林水産省も......。いしておりまして、例えば運輸省でございますとか、あと、恐縮ですまだ省庁の中では幾つか反対する省庁もあったようにもちょっとお伺北本 そうですか。当時は、この閣僚会議を設置するに当たりまして、

ありましたね。しかも、国鉄再建のため、国鉄の赤字解消のためにこそれを抑えるような相談をしてもらうのは困るという雰囲気はかなり処分してお金を獲得したいという雰囲気がかなりありまして、だから、まり高く売ろうという感じではなかったとは思いますけどね。国鉄の農林省なんかは林野庁の宿舎跡地とか。大蔵省は国有財産、これはあ片桐 あの当時、国有地売却の問題があったんですね。国鉄の跡地。

ちっと入れたという記憶がありますけどね。ちっと入れたという記憶がありますけどね。そして、国土法の改正のときも、訓示規定みたいなやつを入れたんですよね、国土法の改正のときも、訓示規定みたいなやつを入れたんですよね、国土法の改正のときも、訓示規定みたいなやつを入れたんですよね、国土法の改正のときも、訓示規定みたいなやつを入れたんですよね、ちっと入れたという記憶がありますけどね。

月ごろだったかな。平米で始めたんですね。それをやっぱりこの緊急土地対策要綱、十二く監視区域というのを発足させたわけですが、その時、東京都は三百東京都は条例で五百平米で出発して、その後に、国土法の法律に基づそれから、まだ当時、監視区域はやっても三百平米だったんですね。

北本 一九八七年の十月でございます。

しをしていたんですけどね。 しをしていたんですけどね。 十月に要綱をまとめるちょっと前に。 大というのをやったんですよ。十月に要綱をまとめるちょっと前に。 をいうのをやったんですよ。十月に要綱をまとめるちょっと前に。 というのをやったんですよ。十月に要綱をまとめるちょっと前に。 というのをやったんですよ。十月に要綱をまとめるちょっと前に。 というのときに、今でもはっきり覚えていますけど、首都圏サミッ

そしたら、都知事がそう言い出したら、いや、東京都がそういうこ

さん、 がありました。 県の東京都に近いところですね、それは全部百平米にしますというの 千葉県はなかなか踏み切れないという話だったんですけれども、 を聞いてみたら、やっぱり千葉県の県議会の有力者、議長さんだかな ところが千葉県知事さんは決心がつかなかったんですね。 と言うなら、では、川崎もやらなきゃいけないと。連鎖反応で、結局、 都がやるなら、 とをやるなら、おれたちもやらなきゃいけないと言って、 れにしても、千葉県と埼玉県を除いた、東京都と川崎、横浜、 んかに不動産業者がいて、なかなか動かないんだと。そんなことで、 神奈川県知事もやりますということで、百平米でやりますと。 当時、 細郷さんという市長さんがおれたちもやりますと。 横浜も、百平米でやらなきゃいかんねと。 横浜もやる いろいろ話 横浜の市 神奈川

知を条件にして融資をすると。

知を条件にして融資をすると。

の、ノンバンクとかなんかあったんですけれども、そういう不勧告通さいうことをちゃんと通達で指導してくれというか、抜け穴はいろいたいうことをちゃんと通達で指導してくれというか、抜け穴はいろいか、いかの届出がありますね。その価格は適当ですから、勧告いたしますけど、大蔵省の銀行局長のところに乗り込んで、これ、お願いしますけど、大蔵省の銀行局長のところに乗り込んで、これ、お願いしままけど、大蔵省の銀行局長のところに乗り込んで、これ、お願いしままがという。

知を条件にするというのと、もう一つは、国鉄跡地とか林野庁の跡地するに、監視区域を百平米にするというのと、銀行の融資で不勧告通ですから、緊急土地対策要綱というのを出すときに、その三本。要

けたんですけどね。 世が、そういう国の土地を売るときに、公有地とか国有地とか、そうとか、そういう国の土地を売るときに、公有地とか国有地とか、その上の大いの中から、少しは国土庁、一生懸命やっているんだなと評価してもらの中から、少しは国土庁、一生懸命やっているんだなと評価してもらいかにとをはっきりその対策要綱で書いたと。それで何とか当時、世にいるので、いろいろ奔走して歩いて、その三本を入れて、ある程の中から、七月になって十月の緊急要綱を何とかまとめなきゃいけないという覚えがありませんと。当時、私 はいというので、いろいろ奔走して歩いて、その三本を入れて、ある程 ですから、七月になって十月の緊急要綱を何とかまとめなきゃいけな の中から、七月になって十月の緊急要綱を何とかまとめなきゃいけな の中から、七月になって十月の緊急要綱を何とかまとめなきゃいけな の中から、七月になって十月の緊急要綱を何とかまとめなきゃいけな の中から、七月になって十月の緊急要綱を何とかまとめなきゃいけな の中から、七月になって十月の緊急要綱を何とかまとあるだなといるので、いろいるがありました。 はいうになったなという感じを受いたい。 はいうになって十月の緊急要綱を何とかまとまったなという感じを受いというので、いろいろ奔走して歩いて、その三本を入れて、あるようなというではない。 はいうになっている。とはいうないまとまったなという感じを受いる。

ますね。局長になられてすぐの.....。北本 なるほど。そうですね。一九八七年十月十六日に要綱が出てい

う記憶があります。的に評価できるのはその三つだということで、何とか乗り切ったといる程度評価してもらえるようなものにするかというので、結局、実質片桐(なって間もなくのころから、要綱をどういうふうに、何とかあ

から、土地対策担当大臣も設置されて.....。議が総理主宰の土地対策関係閣僚会議に拡大改組されています。それ北本 そうしました後、同じ年の十一月ですか、地価対策関係閣僚会

された覚えがありますね。ういうのもつくって、とにかくしょっちゅうそういうのに引っ張り出き、自民党でも、そういう土地対策のための特別の協議会だか何かそ国会なんかも衆議院、参議院、土地問題対策特別委員会というのがで片桐 そうですね。もう続々と地価高騰が相当激しくて燃え広がって、

北本 そうですか。ようやくこのころになって政府挙げてといいます

たんでしょうか。のあたりの経緯といいますか、こちらの審議会の事務局は総務庁だっしょうか、そちらで土地対策の検討が始まったようですけれども、これども、一方で、臨時行政改革推進審議会ですか、行革審というんでか、国会も含めて盛り上がってきているということだと思うんですけ

下橋 ええ、総務庁でしたね。臨時行政改革推進審議会は、何か手っけ桐 ええ、総務庁でしたね。臨時行政改革推進審議会は、何か手っけ桐 ええ、総務庁でしたね。臨時行政改革推進審議会は、何か手っけ桐 ええ、総務庁でしたね。臨時行政改革推進審議会は、何か手っけ桐 ええ、総務庁でしたね。臨時行政改革推進審議会は、何か手っけ桐 ええ、総務庁でしたね。臨時行政改革推進審議会は、何か手ったね。

北本 何でもうまく使うと。

すね。 だけど、いずれにしても、そういう形でまとまったんでますけどね。だけど、いずれにしても、そういう形でまとまったんでを高く売っちゃいけないんだとかいう議論を随分やられた覚えがありって材料提供をして、それで盛り込んでもらったと。ただ、自民党なら桐 こっちでその材料提供をしたのです。土地局が一生懸命走り回

うので、一九八八年にそういう基本的な総合土地対策に関する答申とただ、行革審は、その後、また本格的に土地問題を議論したいとい

くってきたということがあったと思います。 ほどの土地基本法の基本理念にそのまま、大体それをもとにして形づ綱ですか、その中にもその理念が入っているんですけどね。それが後みたいなやつですね。それが、その後、閣議決定した総合土地対策要にがありますね。実は、そこで議論したのは、土地に関する基本理念いうのを、かなり時間をかけて議論してまとめていただいたという記

ŧ

北本 まさにこのときから、緊急対策から総合対策に.....。

片桐 総合的、そういうことですね。

っていましたね。それで、今度、行革審でもああいう基本理念という つもそういう国民の意識改革のための努力をすべきだという項目が入 委員会でもいろんな決議をしていますけど、その決議の中には、 というのは随分ありましたね。自民党の協議会でもそうだし、 っぱり基本的な国民の意識改革といいますか、土地に対する意識改革 具体的な対策、 そうなんですけれども、基本理念的な意識改革ということと同時に、 北本 そういう意識改革、総合土地対策要綱もそうですし、 に取り組めという雰囲気はかなり盛り上がってきていたと思いますね。 きているというか、そういうことで、基本的な意識改革みたいなもの のをちゃんと国民に普及しなきゃいけないんだということが言われて いろ緊急の対策をやりなさいというのはあるんですけど、最後にはい をしなきゃ、この問題というのはなかなか解決しないんだという意見 けやっていても、やっぱりこの土地問題はらちが明かないんだと。 たかもしれませんけれども、そういったものから、 自民党の協議会もそうなんですけど、その辺から、 地価の動向をきちんと把握するとか、 施策自体も、それまでは監視区域なりをきちっとやる あるいは融資の問題もあ だんだん供給を ただ緊急対策だ 行革審も 衆参の いろ ゃ

おそらく建設省等から大分盛り込まれてきたふうにも感じますけれどもっと増やさなくちゃいけないという対策ですね。そういったものも

いう感じでありました。 一番それで思い出すのは、当時、十三号埋立地と片桐 そうですね。一番それで思い出すのは、当時の状況からすると、供いう話がありましたね。ただ、やっぱり、当時の状況からすると、供の埋立地をどういうふうに開発して、事務所用地を供給しましょうとたという感じがしました。都知事さんなんかも非常に熱心に、あそこをとれるの地価がおさまるということで、当時、かなり動き始めいう感じでありました。

っちのほうはうまく動かなかった感じがしますね。供給対策は、一朝一夕に増やせるというものでもないし、なかなかそんどん地価高騰を上乗せするような話になるという話がありまして、ずなんですけれどもね。ただ、供給しても、入札なんかにすると、どですから、例えば国有地を売るなんていうのも一種の供給対策のは

言われたことがありましたけれどもね。少しは水をかけなきゃいけなも、景気のいいやつと、あまり景気のよくないやつと発表するのかとして、土地局がわざわざ、そんなに事務所は増やす必要はないんだとあともう一つ、首都改造計画という大都市圏でまとめたやつに対抗だ、それが地価を抑えるのにあまり役に立たなかったというか。 た首都機能移転という議論もかなり浮かび上がってはいたんですね。たあと、当時、国総法の総合開発計画かなんかが議論されていまして、

いという感じで一生懸命やったんですけどね

がという感じもしなくもないですね。うにバブルということであれば、おっしゃいましたように、直接それば、そういう対策というのもあるんでしょうけど、もしそれがほんと需がほんとうに逼迫していて供給を増やさないと、ということであれ北本 そのあたり、供給を増やして冷やすというのは、基本的に、実

をしても、何とも場違いであったという感じでありましたね。いうことだったなということをつくづく感じていますけどね。ですかいうこと、その後、僕がそれを一番痛切に感じたのは、総量規制とということ、その後、僕がそれを一番痛切に感じたのは、総量規制と利流動性ですか、銀行がどんどん金を流したということが原因だったとがのをどんとやった途端に地価が下落した。あれが一番効果があったがのをどんとやった途端に地価が水気上がって広がったのは、寒するに過料に動き、あれだけわっと地価が燃え上がって広がったのは、要するに過け相 実際は、僕も後からいろいろ話を聞いてよくわかったんだけど、

なという気もするのでございますけれども。野党がこういうのを先に出すというのもちょっと珍しいケースなのかすか、野党の四党が土地基本法案を国会に提出したんですけれども、地基本法に関する議論も始まっていたかと思います。その年の五月でれは八八年の六月でございますけれども、ちょうどそのあたりから土北本(ちょっとまた話が戻りまして、先ほどの総合土地対策要綱、こ

税局から、税金を上げてくれと陳情してくるのはおまえたちだけだと課制度というのを主税局に言ってやってくれと、こう言って、当時主事をやったと。それから、当時は、もう一つは、税制改正で超短期重のときには国土利用計画法という法律を出して、国土庁は一生懸命仕片桐 ええ、そうですね。実は、一九八七年の通常国会というか、そ

陳情に行って、あれは何かちょっと遅れて成立はしたんですけど、 要綱で締めたというか。 やって、私はそれのお手伝いをしたんですけど、ところが、 業者というのは相当に多かったですからね。それはかなり効いたと。 制度だったんですね。当時、 の転売で儲けた譲渡所得は、 れはかなり効果があったと不動産業者からは話が来ました。 言われた覚えがありますけどね。とにかく、税金を上げてくれという 通常国会、これは何も法律は出さなかったわけですね。緊急土地対策 たと。それは、当時、田村局長だったんですね。 だから、八七年の春の通常国会では、ある程度、 やっぱり一年以内に転売して儲けている ほとんど九十何%税金でとられるという 田村局長が 国土庁は仕事をし 一年以内 八八年の

も大変だし、 って、簡単にできるような法律じゃないという感じを持っていました その法律はとてもじゃないけど、一年や二年でやれるような仕事じゃ 土地利用計画の仕事は農林省にいる間に相当タッチしていましたから、 画法みたいなやつを出せないかということを言われたんですね。僕は、 か土地対策で法律を出せないかということを、僕はご下命を受けたわ いうので、 とあきらめてもらったというか。当時、 ので、大臣、それは私もぜひやりたいと、やれるものならやりたいと。 ないと。とてもじゃないけど、各省のいろんな権限調整とか何かがあ を上げたいというのもあったんだと思うんですけれども、 けですね。何かやらなきゃいけないというか、大臣としても何か業績 ただ、この法律をやるには二、三年かかりますよと。 ところが、当時、奥野さんという大臣が十一月ごろに来まして、 計画・調整局に話をして、多極分散法というのを出して 法律をつくり上げるのも大変だしというので、 大臣は何か法律を出したいと 相当に権限調整 土地利用計 やんわり 何

何とか国土庁は仕事をしたということになったんですね。

がるかもしれないなということを内々考えていたんですね。は難しいと。だから、理念法で、基本法みたいなやつなら何とか仕上限なんかからみて、実務にわたるような法律というのはなかなかこれですね。あるとすれば、何なんだろうと。どうも国土庁のいろんな権をしないわけにはいかないだろうということを私は内々思っていたんところが、では、今度、その次の年、八九年に、国土庁が何か仕事

うなと。
 うなと。
 うなと。
 うなと。
 うなと。
 たか言ったのでは、世の中、あまりうまくいかないだろが相当いますから、これはとてもじゃないけど、国土庁がやりますとで、これで政府も何とか土地基本法を出せる雰囲気が出てきたなといでも反対の省庁がいますし、自民党の代議士先生なんかでも反対の人ときに、この五月に野党四党の土地基本方針というのが出たというのときに、この五月に野党四党の土地基本方針というのが出たというのときに、この五月に野党四党の土地基本方針というのが出たというのが相当いますから、これはとてもじゃないけど、国土庁が出しますと言ったのでは、反対する人もいますし、省庁でも反対の省庁がいますし、自民党の代議士先生なんかでも反対の人でも反対の省庁がいますし、自民党の代議士先生なんかでも反対の人でも反対の省庁がいますし、自民党の代議士先生なんかでも反対の人でも反対の省庁がいますし、自民党の代議士先生なんかでも反対の人というによります。

いう話を、的場さんに話をした覚えがあります。 のようなものをつくるというふうにうまく誘導してもらえないかなとして、竹下さんを何とか説得して、国会決議じゃなくて、土地基本法とを言い出したんですよ。それを聞いて、私は内々、当時、内政審議とあいう国会の決議か何かそういうものがやれないかなというこ当時、竹下さんが総理大臣で、何か土地について非核三原則のよう

> になりまして、わかりましたというので、懇談会を立ち上げて作業を 土庁のほうでも、内海大臣とかでも、竹下さんがそんなことを言って 覚えがあります。いや、竹下さんがそう言っているなら、 場さんに相談して、竹下さんを何とか振り付けてくれという話をした とか官房長なんかも、何だ、こんなものをやるのかみたいな話があっ やりたいと思っているんだということを初めてそこで出してもらった やるかと。 始めたということなんですね。 いるのかというので、では、君、何とか考えてくれよと、こういう話 らざるを得ないなという感じに、次第に世の中がまずなってきて、 たんですけど、私は全然そういう次官、官房長には相談しないで、 かで内政問題を記者懇談会で話すというときに、おれは土地基本法を んですよ。それが新聞にパッと出まして、国土庁の人も、 それで、 竹下さんは訪米して、訪米の帰り道、 竹下さんもその話を聞いて、では、土地基本法というの どこかハワイかなん やっぱりや

常に仕事をやりやすくしましたね。

常に仕事をやりやすくしましたね。

竹下さんは所信表明なんかでも、土地基本法を出しますと、もうかのが、行革審も、ではお手伝いをしましょうと。だから、そういうなり前向きで、内閣府もそういう対応をしてもらったという議論が多かったがあいが行事審の答申が出て。実は、総務庁の行革審の答申のときにああいう行革審の答申が出て。実は、総務庁の行革審の答申のときにがいら、行革審の答申が出て。実は、総務庁の行革審の答申のときにがいる、行事をやりやすくしましたね。

n頁 。 北本 そのタイミングは、一九八八年六月の行革審あるいは閣議決定

けどね。
けどね。
けどね。
けどね。
がごうだったかな。
が出して、マスコミに注目を浴びたような。こっちは、てそれを世の中に出して、マスコミに注目を浴びたような。こっちは、だったかな。
が形の後の内政に関する記者懇談会で、
竹下さんが初め にいる。
ができたという感じを私は当時持ったんですのかで、
のとかれでような。
が下さんが初めだったかな。
が下さんが初めに関する記者懇談会で、
が下さんが初め

して、十二月に報告が……。 北本 その懇談会、林修三先生が座長の懇談会を十二月までやられま

民党がやるのかという議論がかなり経団連にあったんですね。民党がやるのかという議論がかなり経団連にあったんですね。その生は主として不動産業界が入っていたんですね。その土地いうので議論をしているときに、一番まず最初に苦労したのは経団連いがおれたちの仕事の邪魔になるものじゃないかという感じをやっぱりったんですよ。要するに、経団連の中に土地部会みたいなものがありまれたちの仕事の邪魔になるものじゃないかという感じをやっぱりおれたちの仕事の邪魔になるものじゃないかという感じをやっぱりまいがありました。要するに、経団連の中に土地部会みたいなものがありまいがありですね。それで、実は、基本法をやると片桐、ええ、報告を出したんですね。それで、実は、基本法をやると

団連の土地対策の委員会の委員長に、基本問題の懇談会にも入ってもけたことがありますけどね。結局、経団連には相当通いましたね。経ものはやるべきじゃないという議論が経団連から出ていますよと。だ電話をかけてきて、経団連の会合で、土地基本法というのは、こんなっているわけですね。当時の政調会長、伊東正義さんが僕のところへ経団連と自民党の幹部がしょっちゅう打ち合わせみたいなやつをや

たという経緯もありました。もちろん、私どもが経団連の委員会に何回も行っていろいろ説明をしらいまして、一緒に議論をしてもらったということもありましたし、

たわけですか。 北本 そのあたりの調整といいますか、それが一番のご苦労な点だっ

つぶれるんじゃないかと、当時の大蔵大臣に銀行がつぶれてもいい 片桐
そうですね。あとは、やっぱり自民党の中でも、 かなんていう話をかなりしていましたけどね ことをだいぶ言っていました。こんな地価対策なんかやると、銀行が 価対策関係閣僚会議でも、地価対策なんてやるべきじゃないみたいな 欠席するとか、何かいろいろ根回しに歩いたんですけどね、 総理大臣がやろうと言っているので大声で反対できないから、 公言して反対した先生もいました。その先生は建設大臣のときに、 Ų 法律はおれは反対だということをあからさまに公言する人がいました えば不動産業界にコミットしている先生方が何人かいまして、こんな 内々、足を引っ張るような感じの人もいましたし、反対だけど、 どちらかとい 最後まで おれは の

か、あからさまにぶつぶつ言う人もいましたけど、まあまあ、総務会か、あからさまにぶつぶつ言う人もいましたけど、まあまあ、総務会党としてはやらなきゃいけないんだということを、渡辺美智雄さんということを、渡辺美智雄さんというの時、政調会長に渡辺美智雄さんという人がなった。渡辺さんというの時、政調会長に渡辺美智雄さんという人がなった。渡辺さんというの時、政調会長に渡辺美智雄さんという人がなった。渡辺さんというの時、政調会長に渡辺美智雄さんという人がなった。渡辺さんというの時、政調会長に渡辺美智雄さんという人がなった。渡辺さんというの時、政調会長に渡辺美智雄さんという人がなった。渡辺さんというの

んですね。 も少し文句を言う人もいましたけど、何とか通ったということだった

北本 三月にはもう提出されていました。な法律がまとまるというのは珍しいなと自分では思いましたけどね。ったものだなと思って、後から振り返ってみて、こんな短期間にこんですから、比較的短期間に土地基本法なんていうものがよくまとま

片桐 そういうことですね。

ぞれ衆議院、参議院、あれしたことがありましたけどね。とれることならいいんじゃないかなということで、修正の仕方をそれにいるとならいいんじゃないかなということで、修正の仕方をそれによるとの後、とこう言われまして、藤原さんとも相談しまして、可とかこれを野党の先生も含めて修正して通したいんだというので、うまい修はを野党の先生も含めて修正して通したけど、僕は社会党の先生に何回はまつと。審議があまり進まなかったんだけど、その後、藤原さんがその後、提案して、ちょうどリクルート問題で竹下内閣がつぶれて

で落ちて、また国会に行って戻ったと。

で落ちて、また国会に行って戻ったと。

で落ちて、また国会に行って戻ったと。

がかなり効果をあらわしまして、相続税とか固定資産税も公示価格ので、これは各省折衝でつぶれてしまったんですね。だけど、要するに、評価は違うんだと、均衡化、適正化なんて言われては困るということ評価は違うんだと、均衡化、適正化なんて言われては困るということがかなり効果をあらわしまして、相続税とか固定資産税のと割とか八割とかというふうになってたんですね。だけど、要するに、で落ちて、また国会に行って戻ったと。 おともう一つ、提案のときにやっぱり問題があったんですけど、公あともう一つ、提案のときにやっぱり問題があったんですけど、公の落ちて、また国会に行って戻ったと。

うことをつくづく思った覚えがありますけどね。ましたね。とにかく、内閣法制局というのは頭のかたいところだとい表現を和らげられたとか、公共の福祉の問題なんかそうだったと思い片桐(そうそう。その手のやつが、僕は内閣法制局でかなり議論して

らっしゃったんでしょうね。方もいらっしゃれば、いや、それは民間に任せるべきだという方もいいなものにいろいろ幅があるといいますか、もっと公共寄りだという北本 先ほどの公共の福祉で言えば、やはり土地に対する考え方みた

もいいと、そういう思想があるんだと、こういうことなんですね、公ですね。国家の戦争をやるためには、国民の権利は幾ら踏みにじってら、やっぱり公共の福祉優先という言葉はおれは嫌いなんだというこ片桐 いたんですね。実は、林修三先生がもともと法制局長官ですか

言葉は嫌いだという感じはありましたね。 共福祉優先というのは。だから、それにはおれは反対だと、こういう

ですから、ハろハろ義倫はあったけど、まあまあ、あんな形でといの学者をぜひ入れてくれと、それで入れた覚えがありますけどね。きだとか。懇談会をつくるときも、法務省から、そういう民法の専門えるべきだと。特に零細な土地所有者の立場というのを十分考えるべすか、それを公共の福祉で侵害するといいますか、それはいろいろ考あと、法務省なんかも、やっぱりあまり国民の私的財産権といいま

うことだと思うんですけどね。ですから、いろいろ議論はあったけど、まあまあ、あんな形でとい

というか、そういう記憶がありますね。だけど、下がるという状況じ まったという結果を見て、ほんとうに安心したというか、ほっとした だろうなと思っていたんですけれども、東京はとにかくぴたっとおさ それの結果がどう出るかなというのを、東京はきっとおさまっている ますけれども、そのころ東京は高止まりという感じだったんでしょう 〇・三%、前年の六十%台から、ガクッと落ちてきたと。局所的には、 ったようでございます。元年のときには、東京圏で、これは平均で申 んですけれども、東京あたりがもうかなり落ちついてきている状況だ 元年の地価公示かと思いますけれども、当時は全国が七%とか十%な た地価動向の話に戻って恐縮なんでございますけれども、 北本(わかりました。土地局長から農林水産省に戻られるころの、 か。それとも、もっと下がるぞ、みたいな感じもあったんでしょうか。 し上げてもあまり意味がないかもしれませんけれども、○・四%とか 二年前の後半ぐらいから下落が見られるということもあったかと思い なかったと思うんですね。高止まりというか、 私が土地局長を辞める前ですから、八九年の地価公示ですね。 頂点でそのまま。あ 最後、 平 成 ま

が強くてできないんだという話が多かったですよ。がなかったんですよね。どうして動かないんだと言ったら、労働組合をきちっとやってくれというやつを。実は、なかなか関西のほうは動り出して、随分僕は大阪とか名古屋、京都に通いましたね。監視区域と、ところが、大阪とか京都とか名古屋とかというのはぼこぼこ上が

北本 それは自治体のということですか。

したけどね。 大阪府なんかもようやく腰を上げたとか、何かそういう状況がありまいう意味ではっきりしたのは京都市だったですね。そんな仕事の増えいう意味ではっきりしたのは京都市だったですね。そんな仕事の増えあいうところの自治体の労働組合というのは相当強い。特に一番そう片桐 自治体の。とにかく、仕事が増える話なんですね。やっぱりあ

はかかっていない……。散しているのは、監視区域が東京にはかかっているけれども、ほかに北本 確かに、あの当時の新聞を見ていますと、地価高騰が地方に分

いろ踏み切ってやられたんですけどね。いろ踏み切ってやられたんですけどね。だけど、次第に雰囲気が盛り上がりまして、かなりいろ労働組合が反対して、そんな余計な仕事はやりたくないというか、そぱり地方は。あまり痛くも痒くもないというか、そういうことだった片桐 地方にはかかっていないという。なかなか鈍いですよね、やっ片桐 地方にはかかっていないという。なかなか鈍いですよね、やっ

か住宅が買えないんじゃないかという声は引き続きあったんでしょうも、やはりまだ高いのは高いということで、一般の国民の方がなかな北本 東京も落ちついてほっとされたということでございますけれど

7

うので、そういう議論は非常に多かったですね。だ、十一倍だという話だったですから、これはとんでもない話だとい間所得の普通なら五倍とかそのぐらいで目標にしたいところを、十倍片桐(あったんですね。それは、ですから、普通のサラリーマンの年

という感じは.....。 北本 当時はまだ総量規制もありませんでしたし、まだぐっと下がる

んじゃないかなという感じがしますけどね。 だから、よく東京がああいう、要は高いようことだったの話を聞いたんですけど、やっぱり東京はある程度実需があったといっことで、急に下がらなかったんじゃないかと。ところが、大阪とか、の話を聞いたんですけど、やっぱり東京はある程度実需があったといでそういうことになったのかというのを後でいろいろ僕もいろんな人量規制のときに一番急激にどかんと下がったのは大阪なんですね。 何するにぼんと高止まり、ピークでしばらく維持されたわけですね。 総片桐 雰囲気じゃなかったですね。 だから、よく東京がああいう、要片桐 雰囲気じゃなかったですね。

って売りに出したということで下がり始めたと思うんですね。っていたと思うんですね。それが、総量規制のところで資金繰りに困東京の場合なんかある程度不動産業者が抱え込んで、売らないで持

北本 だいぶ違うんですね。

なという感じがしますね。づけがなくて、ああなったのとはやっぱりちょっと様子が違ったのか片桐(だから、東京の事情と大阪とかあっちのほう、あまり実需の裏

わかりました。

片 桐 ぐらいですか。だから、大体土地局の職員はみんな、係員まで含めて、 そういう意味では仕事はやりやすかったなと。 ぱり世帯が小さいというか、仕事の範囲も比較的限られているから、 そういう意味では、非常に仕事はやりやすかったといいますか、やっ みんな顔と名前が一致するぐらいになっていたんですかね。 っていましたけどね。土地局の職員というのは、全部合わせて六十人 にかく一番よく話のわかる、詳しい人が説明に来いと、こう言ってや はない、係長でもだれでもいいから来て説明してくれというので、 交代しているのが多かったですね。ですから、とにかく土地局の仕事 三年でくるくるかわって、長い人でも三年いるか、大体二年ぐらいで やる気を維持するというのは大変だったのではないかなと思いますが。 ったんですけれども、そういう中で、おそらく猛烈に忙しい時期で、 ころでございます。 局長室は扉を開けっ放しで、課長が忙しければ、課長が説明すること は局長が一番詳しいと、そういうふうに言われたんですよ。 とにかく も各省から出向、農林水産省さんを含めまして来ていただいていると を変えまして、土地局内の当時の雰囲気といいますか、 当たりいろいろなお話をお伺いしましたけれども、 私は四年近く国土庁土地局にいて、結局、土地局の職員は、二、 当時も、当然、国土庁はもともとそういう役所だ 私ども実は今 ちょっと話題 だから、

たちは、私は土地局に来て初めて土地政策をやっているという実感を来て、それに答えなきゃいけないとか、当時、政策課の課長補佐の人何省と何省というのでやってもらっていたわけです。いろいろ質問が大体、政策課の課長補佐が担当して、おまえは何省と何省、おまえは職員は相当仕事をやってもらったわけですね。特に各省折衝なんかは、あと、やっぱり土地基本法の作業のときには、当時、土地政策課の

北本 当時の土地政策課は局の総括課でしたから。議論して、土地政策課は土地政策をやっているんだと実感したと。う実感を初めて味わいましたと。土地基本法のいろんな折衝で各省と味わいましたと言われました。おれは土地政策を担っているんだとい

感じがしますね。 そういう意味では、非常に張り切って皆さんやっていただいたといういと議論をふっかけられて、夜遅くまで仕事をしなきゃいけないと。が実際、各省折衝でいろんな質問が来て、ああでもない、こうでもなそういう意味では、土地の白書をつくるとか、そんな話だけで。それ片桐 あまり、もともと実務というか、少ない課だったですからね。

律をやる人は、そんなものは邪道だというか、そういう感じを持って 法律事項でないようなものを書くのは、そういう意味では、本当に法 つけて入れ込むということを考えたということなんです。ただ、普通 書いてやるというのでね。要するに、あれですよ、土地基本法の懇談 りないというわけですよね。それで、では、よしわかったと、おれが ちが、こんなもの、どう書けばいいかわからないと。書くことがあま か法律になるんですかという話で。だけど、当時、 ねって書いた覚えがありますよ。 なるほど、こんなふうに書けば何と いろうまく書かなきゃいけないという話をして、僕が一生懸命頭をひ は文学作品じゃないですが、それにちょっと似たような感じで、 いる人が多かったでしょうからね。だけど、やっぱり基本法というの 法律は法律事項がなければ法律はつくっちゃいけないんだと。だから、 会でまとめたやつ、あれをできるだけうまくあの中に、厚みをうまく ただ、土地基本法の条文を書き始めたときに担当の課長補佐の人た 建設省の人が総括で、あと自治省の人とか農林省の人とかがやっ 課長補佐の人たち いろ

かったですね。ていましたけど、結構皆さん一生懸命やっていただいて、雰囲気はよ

わかりませんけどね。
そのときに、何か本を出した覚えがあります。基本対策何とかといるからましんに、何か本を出しまして、それをいろいろ勉強してまとめら、何かそんな本を出しまして、それをいろいろ勉強してまとめて、各国の土地制度をずっと編集して、あと、それにいろんな対策のていただいですよ。いろんな国々の土地制度のう随分古い話ですから、今の土地取引・利用・保有の基本指針』とかという、何かそんな本を出しまして、それをいろいる勉強してまとめう随分古い話ですから、今の土地同にそんな本が残っているかどうから、今の土地同にそんな本が残っているかどうからがあります。基本対策何とかといるかりませんけどね。

北本 そうですか、探してみたいと思います。

資料だなと思ったですね。 片桐 ただ、世界各国の土地制度というのを勉強するには非常にい

ですよ。 を送ってもらいましたね。その資料をうまく整理しまして本にしたんで。あと、それぞれの大使館に勉強している人がいまして、大分資料ありまして、これは大使館を使わなきゃ損だと思って、外務省に頼ん片桐 そうそう。僕は前にワシントンの大使館に勤務していたことが北本 大使館の方から資料を収集していただいたんですね。

います。 北本 よくそういう余力といいますか、ものすごい仕事量だったと思

ざいますけれども、実は、そういうご経験も踏まえまして、現状といそれで、ご在職のころのお話はかなりお伺いしたように思うのでご

L١

ますけれども、何かそういう地価対策でとか、あるいは国土法の関係ますけれども、何かそういう地価対策でとか、あるいは国土法の関係でも、今では、全く違っているのかなとも思います。ただ、ごく最近、と、今では、全く違っているのかなとも思います。ただ、ごく最近、と思っております。国土法は一部注視区域制度を設けるなどがございましたけれどと思っております。国土法は一部注視区域制度を設けるなどがございましたけれどいますか、今後の話も何かご示唆いただけるようなことがもしあればいますか、今後の話も何かご示唆いただけるようなことがもしあればいますか、今後の話も何かご示唆いただけるようなことがもしあればいますか、今後の話も何かご示唆いただけるようなことがもしあればいますか、今後の話も何かご示唆いただけるようなことがもしあればいますか、今後の話も何かご示唆いただけるようなことがもしあればいますが、今後の話も何かご示唆いただけるようなことがもしあればいますが、今後の話も何かご示唆いただけるようなことがもしあればいますが、

うか、そういうことじゃないかなという感じはしますね。 というのは、かなり定着したように私は思いますけどね。だから、それませんけど、やっぱりあの収益性を基準にした土地の評価の考え方のファンドかなんかが少し金を流しているとかというのがあるかもしつやたらに舞い上がることはないんじゃないかなというのがあるかもしいますけど、これはやっぱり二十年前のバブルに相当高い授業料をありますけど、これはやっぱり二十年前のバブルに相当高い授業料をおりますけど、これはやっぱり二十年前のバブルに相当高い授業料をおりますけど、これはやっぱり二十年前のバブルに相当高い授業料をおりますけど、これはやっぱり二十年前のバブルに相当高い授業料をおりますけど、これはやっぱり二十年前のバブルに相当高い授業料をおりますけど、これはやっぱり二十年前のバブルに相当高い授業料をおりますけど、これはやっぱりあいである。

経済活動ができるように、土地をいかに有効に、適正に利用するかとの住民とか国民に対して一番効率的にというか、快適な生活環境とかないわけなんですね。やっぱり非常に限られた資源である土地を地域あと、やっぱり土地対策というか、要するに、地価だけが問題じゃ

なめなんじゃないかなという感じが僕は前からしています。すると、やっぱり土地利用計画制度というのは、土地対策の一番のかいうことが最大の課題なんだろうと思いますけどね。そういう面から

で何かお感じになられることはございますでしょうか。

いというのが僕は基本だなと思いますね。
いというのが僕は基本だなと思いますね。
と整備しなけりゃうまく利用できないわけですから、そのためには、ので、それに応じたいろんな交通機関とか、安全施設とかみんなきちのア、それに応じたいろんな交通機関とか、安全施設とかみんなきちのスペースがあるから、どんどん開発すればいいというものじゃないて開発が可能なんですよね。ですから、やっぱり計画的に、ただ土地していますけれども、あれはやっぱりインフラがきちっとできて初めしていますけれども、あれはやっぱりインフラがきちっとできて初めりえば東京都の南部の埋立地とか、今、豊洲なんかもどんどん開発

二十万円で買いますよというぐらいの転用価格です。そういう形で土 ちっと整備してニュータウンをつくった。 結構、 いわゆるサラリーマ 収価格は極めて、まあ、 すね。それはもう開発局に売るしかないわけですからね。 ているんですね。計画的に開発局が市街化区域の農地を買収したんで 以外の調整区域は一切開発を認めないということを相当きちっとやっ すけど、それを買いに入れるのは開発局だけだったわけですよ。それ くしに刺したようにニュータウン開発をやりまして、 すよね。神戸市の開発局です。これは新都市計画法ができたときに、 あの仕組みをこんなにうまく利用して計画的に住宅地を開発している とやっているし、もちろん、住宅ばかりじゃなくて、 ンの所得の五倍とか、そのぐらいでちゃんと買える住宅開発をきちっ 地を買収して新しいニュータウンをつくる。 もちろん、インフラをき と。ですから、市街化区域に指定されたところ、ほとんど農地なんで 者を全部開発局だけにしちゃったんですね。 て六甲アイランドとかあそこの埋め立てに使ったというんですけれど 市の西区、あそこにニュータウンを幾つか、 調整区域と市街化区域のあの制度を非常にうまく活用しまして、 地とか学校用地とかに出しているわけですけどね。だから、やっぱり、 その点で、 その市街化区域に、新住宅市街地開発法なんかを乗せて、 神戸市というのは大したものだなとつくづく思いましたけどね。 あれはまさに鉄道の計画をつくり、市街化区域をちゃんと指定し 例えば新都市計画法、 神戸市は、 僕は一番うまくやっているなと思ったのは神戸市なんで 今度、調整区域のいろんな乱開発といいますか 普通の農地の売買価格が反当り百万円なら百 市街化区域制度、 民間業者は開発できない 鉄道を敷いて、だんごを 住宅の開発制度とか、 一部は山を崩し いろんな業務用 しかも、買 開発権 神戸

す ね。 学習というか。やっぱり土地問題をきちっとするためには、 やっぱり、 いうことだと思うんですね。ですから、やっぱり、一遍の法律 りなかなか土地問題なんていうのはきちっと解決していかないんだと に学習してもらうといいますか、土地対策をそこから始めているんで 的な利用をやれば、これだけ生活が快適になるんだというのを徹底的 っていかに重要な問題であるかと。やっぱり土地のきちっとした計画 ちっと学習をしてもらって、土地問題というのは、皆さんの生活にと すか、それが非常に決め手だなということをつくづく思いましたね。 りますけれども、やっぱり、そういう地方自治体の行政能力といい これも、調整区域の許可制度というのは比較的いろいろ抜け穴があり 発できる。 とか、いろんなことをやっていました。それから、 廃車置き場とか、そういうやつで農地転用許可だけ受けて乱暴にやっ これは調整区域の開発許可制度にかからないような、 みたいに唱えたから、世の中がよくなるというものでは決してないと。 で世の中を引っ張り回そうとか、ただ単なる基本理念をいろいろお経 の市長さんが生涯学習土地条例というのをやったんですね。 まして、 ているというのがあって、それを抑えるためのいろんな条例をつくる をやっていてつくづく思いましたけどね が一番重要なポイントなんだなということを、僕も長年いろんな仕事 んかも、これは農地転用の許可もかからないので、 あともう一つは、静岡県に掛川市というのがあるんですけど、そこ 要するに、住民にほんとうに理解してもらわなければ、 抜け穴を防ぐための条例をつくってやっているという話があ 調整区域の許可制度だけはかかるんですけどね。 住民にほんとうに身を持って理解してもらうように、 自由にいろいろ開 山ですね。 資材置き場とか 住民に だけど、 何で生涯 やっぱ 里山な

すね、アメリカの自治体は って、その中で、その領域内の土地利用をどうするか、というのが最 と。つくれば、いろいろ固定資産税とかなんかをとって、その市町村 与えていると。市町村というのは任意なんですよ。要するに、つくっ というのは、州が一般的な立法権を持っているわけですけど、州の下 っているかというと、市町村なんですよね。ところが、アメリカの州 問題を少し勉強したことがあるんですけど、アメリカは連邦のレベル ルを自分たちでつくって自分たちで守るということをやっているんで 都市計画、土地利用計画をつくって、いろんな規制をしながら、ルー 大の問題なんですね。それをいろいろ議論しながら、ルールを決めて、 いうのはあまり権限がないし、やれないので、市町村をきちっとつく ほとんどが土地利用問題なんですよ。要するに、州政府は土地問題と という仕組みになっているんですけど、結局、市町村をつくる動機は がいろいろ仕事をやりますよと。学校を運営したりなんかやりますよ てもつくらなくてもいいと。地域住民がつくりたければつくりなさい 市町村みたいに、完全にカウンティー というところに州の仕事を分け 部機構というのは、カウンティー というのがあって、要するに日本の 法でやっているんですが、州法でもあまりないんですね。 結局何でや では一切土地の利用規制とか土地制度の法律はないんですよ。全部州 アメリカ、僕はワシントンの大使館にいて、アメリカの土地

う意識みたいなものがないと……。 北本 先ほどの掛川もそうでしょうし、神戸市もやはり住民のそういほんとうの姿なんじゃないかと僕は思うんですよね。 て、自分たちの問題として考えてやっているという。だから、それがだから、こうしなさい、ああしなさいと上から言われるんじゃなく

> んですね。 片桐 なかなかできないですよね。それと、やっぱり行政能力もある

か住民なりに.....。北本 そう考えていきますと、まさに土地基本法の理念が国民という

が幾ら大声を上げたり踊ったりしても、世の中は動かないと。なということを僕はつくづく感じていますね。だから、霞ケ関の役人ようにならなければ、世の中は進歩しないというか、そういうことだことなんですよ。国民が自分の問題として土地問題というのを考える片桐(国民にきちっと理解してもらわなきゃだめなんです。そういう

北本 自治体で土地基本法の理念みたいなものを住民に.....。

そうそう。きちっと理解してもらうように努力するということ

北本(なるほど。ありがとうございました。ほかの方でも、こういうすね。人に言われて、しようがないから従いますという話じゃね。が、やっぱり一番重要なポイントなんだということをつくづく思いま

な話、ありがとうございました。 古倉 土地総合研究所の古倉でございます。きょうはほんとうに貴重

ことを聞きたいというのがありましたら。

も意味がないという意見を言われていた方もいらしたような記録が...れども、当時、土地基本法の制定の際、実効性のない法律をつくって「点ほどございまして、一点が若干シビアな質問かもしれませんけ

片桐 新聞関係者の方でしたよね

古倉 そうですね。

ただ、一部の新聞社には声をかけなったので、後から見て、ああ、悪片桐(実は、新聞関係者の方も懇談会の委員になってもらったんです。

しているのかなと私はちょっと内心思っているんですけどね。かったかなとは思ったんですけどね。やっぱり外れたというのが影響

たんですよ。じわじわ効いてくるんだと、漢方薬だと言って。漢方薬のようなものだと言って、いろいろあの人に宣伝していただい法律なんだと。これはすぐ効く薬じゃなくて、じわじわと効いてくる法制局にいて、横浜国立大学の先生で。その人がこれはぜひやるべき実は、土地基本法をつくるときに、基本法を、これはぜひやるべき

人もかなりいました。あの土地基本法は何だと、こんなものだと言ってけなしていただいたて、大変ありがたい先生だと思ったんですけどね。ただ、いろいろ、いろんなところであの先生に土地基本法の必要性を説いていただい

れたんですか。されたと思うんですけれども、局長は、当時どういうふうにご説明さ古倉(そういうときに、あるいは国会でもそういう同じような質問を

ましたけどね。そういう本も出ていますけどね。 ましたからね。ただ、こんな法律は、役に立たないとか、おもしろくが最大の課題であって、あとマスコミは、全般的に支援してくれていしている先生方、これを何とかうまくおさめなきゃいけないというの対は経団連の土地問題のあれと、国会の先生で不動産業界にコミットないというか、要するに、立案している過程では、やっぱり一番の反片桐 あの当時、土地基本法を立案しているときはあまり聞こえてこ

卓倉 わかりました。

それでもう一点、さっき最後のほうにお話がございました土地利用

Ιţ っぽど自信のある人ですね、そういう市町村長さんじゃないと、 りほんの少数なんですよね。だから、そこまで取り組める市町村長さ るやつを消すのに、全然役に立たないお経を唱えているみたいに思わ と僕は思うんですけれどもね。ただ、やっぱりぼんぼん燃え盛って 論にはならなかったんですよね。だから、ほんとうは、基本はそこだ 片桐 やっぱりすぐ直接即効薬というか、そういう意味ではあまり議 ですよね 利用計画とか土地利用規制とかというのにはなかなか踏み込めないん も相当一生懸命取り組んでいる自治体があることはあるけど、 して進んでいかないといいますか、実態はいっていないわけですよね。 れてしまうわけですね。今、土地の利用を計画的にやらなきゃいけな 人は、そんな土地の規制なんかは一切やりたくないということで、よ んというのは極めて限られているということで、大体、選挙で危ない いと、開発はきちっと計画に従ってやらなきゃいけないとかというの 先ほど申しました神戸市とか掛川市とか、ああいう自治体レベルで すぐに役に立つ話じゃないんですよね。 しかも、 なかなか制度と やっぱ

古倉 わかりました。

どの届出制度ですか。それも二千、五千、一万ですか、ああいう法律 ている土地の利用規制の法律がいっぱいあって、 ぱり国土利用計画法は、土地利用計画という面ではほとんど無力に近 でかなり実力を発揮したということなんですけれどもね。 だったんですけれどもね。だけど、それは監視区域で百平米というの そういう法律になってしまったんですね。唯一少し働いたのは、 をなぞる法律になっているわけですね。だから、およそ実効性がない。 基本計画とか、あんなやつを、結局、各省がいろいろ線を引いたやつ と思うんですけどね。結局、骨抜きになって、国土利用計画法の土地 と。全部、骨抜きにしてやったというか、当時、 林省には農業振興地域整備法とか農地法とか森林法とか、昔からやっ というので相当に立派な法律案をつくって、各省にばらまいたんです いわけなんですね、残念ながら。実は、国土利用計画法を最初に国会 んだと。今さらこんなものを経済企画庁でやってもらわなくてもいい に出すときに、経済企画庁だったんですけど、 僕は当時農林省の窓口をしていまして、とんでもないと。もう農 あと、先ほど国土利用計画法の話がありましたけれども、 総合開発計画法の改正 建設省も同じだった ちゃんとやっている 先ほ やっ

て、骨抜きにしたのがそういうふうになっちゃったのかなという感じね。だけど、そういうふうにしちゃったのは、僕なんかが農林省にいう意味ではなかなか使い勝手が悪い法律なんですよ。実態にあまりぴ放しになってしまうという話で、国土利用計画法というのは、そういこれはなかなか抜けないと。抜いたらおさめられないと。血が流れっ一方で、規制区域みたいなやつはとんでもない、強硬な、強烈な、

がしますけどね。

って、 磯貝 ゕੑ 当時かなり発動したんですよね。ですから、そういう意味では、 片桐 それは、まず百平米にしたところで、やっぱりかなり水をかけ のを何で役所がやらなきゃいけないのかという議論はやっぱりあった があったというのが金融の総量規制なんですよね。これも、 う観点からすれば邪道だとは思いますけれども、緊急避難といいます のカバー率だったんですね。やっぱり届出をして、これは高過ぎると、 る効果といいますか。というのは、大体、百平米にしたら五割ぐらい 時としては、 その効果について否定的に書いている学者も多いのですけれども、 と申します。 市場メカニズムを利用しながら経済を活性化して発展させていくとい なりの効果があったと。ただ、やっぱり自由な市場に任せるべきであ していて、国民にもそう思われていたという感じだったのでしょうか。 たね。個々の土地取引に介入してやるのは邪道だと。確かに、それは それと似たような話でいろいろ批判を浴びて、しかし、 そういうものだと考えざるを得なかったかもしれないですね。 行政がそんなものに関与するのは邪道だという議論はありまし 土地利用調整課で、 当時の資料等を見ていますと、結構、 地価対策として結構効果があったと行政としては認識 まさに国土法の担当をしている補佐の磯 監視区域の制度 非常に効果 こんなも

いで議論はあり得るとは思いますけどね。はしようがないんじゃないかという議論もあるし、その辺は立場の違緊急時の対策としてある程度のルールをつくりながらやるなら、それし、今でもあると思うんですけどね。ただ、やっぱり緊急避難として、

原村だけ指定されていまして、そこ以外は区域指定がない状態になっ磯貝 実は、今、監視区域は一つだけ残っていまして、東京都の小笠

るべきかということについて、そこのあたりは......。 も、一方で、政策ツールとしての効果といいますか、それをどう考えっても行政にとっても、負担としてはかなり軽減されたのですけれどという仕組みになっています。価格審査はなくなったので、国民にとを締結した後に、価格と利用目的を出して、利用目的だけを審査するています。区域指定がない場合には、事後届出制ということで、契約

じはしますけどね。 う仕組みというのは、土地ばかりじゃなくて、基礎的な生活物資なん すけど、今は自由流通が原則で、そういう事態が国民生活にかなり大 かの場合には、やっぱりあってしかるべきなんじゃないかなという感 きな影響を与えるような事態になれば、行政が介入できると。そうい に国が価格を統制しながら、米の価格安定というのをやっていたんで きる仕組みをつくってはいるんですね。昔は食管法という統制で完全 今農林省でやっている法律では、米のそういう状態については対応で きにちょびちょび売って大もうけするという人が出たときに、それは、 ありますけれども、例えば米を買い占めた、暴騰したと。暴騰したと 土地ばかりじゃなくて、例えば買い占め売り惜しみ防止法というのが 体制をつくっておくということじゃないかと思うんですよね。これは 措置の発動というか、そういうのはやっぱり必要に応じてやるという ときに、何か変調を来したときに、機敏にある程度緊急避難的な行政 正しい方向なんじゃないかと僕は思いますけどね。ただ、いざという を出すというのは最小限にするというか、そういう考え方というのは その辺は、ですから、要するに、あまり私的な取引に行政が口

だ単にこれはお経だけで何の役にも立たないんじゃないかと、そういそれから、思い出しましたけれども、土地基本法を出すときに、た

改正した、第一号でした。 改正した、第一号でした。 ですから、基本法の意を受けて、実態の法律を が先頭を切ってそれを勧告できるという条文を入れたんですね。それ に、届出のときに、これは明らかに投機的な取引だと、転売目的の取 に、届出のときに、これは明らかに投機的な取引だと、転売目的の取 が先頭を切ってそれを出さなきゃいけないと思いまして、国土利用計 が発頭を切ってそれを出さなきゃいけないと思いまして、国土利用計

をまず反映した税制になったなと思っておりますけれども。いう方向に議論が出ていったと。やっぱりそれは、土地基本法の精神あと譲渡所得のいろんな課税とか。いろいろ議論しているうちに、相ますけどね。結局、あのときには、地価税というのをいろいろやって、ますけどね。結局、あのときには、地価税というのをいろいろやって、相助遺会ですぐ、僕も主税局にちょっと来てくれと言われまして、あと、基本法の効果として、最初に現れたのが税制なんですよね。

てしかるべきだとは思いますけどね。税制に変わってきました。まあ、それは、世の中の情勢に応じて変えを目指した税制から中立的な税制に、取引を次第に活発化するためのただ、その後、税制はどんどん変えられてきましたけど、地価抑制

どうしていくのかとか、別の意味での課題というものもあって、最近、です。ニュータウンはどんどんつくってきたけれども、今後、それをっていた時代と、これからはどちらかというと人口も減っていく時代すけれども、当時と今とではちょっと違うのかなと。開発、開発と言大澤(つお聞きしたいことがあります。土地利用計画のお話なんで

えって住みにくくなるというか、もうちょっとソフトな形で何かうま 法律になじみくいというか、どちらかというと、自治組織の中の相隣 日本にもできないものかなということも考えたりしますが、なかなか 民が中心となって、どんなふうに管理していったらいいのかとか、 土地局の中でも、 関係に踏み込む感じがどうもして、法律のような大なたでやると、 のような組織もあるし、かなりそれが浸透していて、そういうことが かなりそういう制度がニュータウン時代から発達しておって、 部分も若干は見られるのかなと思うんです。ただ、アメリカの場合は 近の新しい住宅市街地だと、管理規約をつくって、住民中心に管理し 今風の形で何か新しく打ち出せないものかなと悩んでいるのです 資産価値を保つことに結びつけるということでうまく回っている いかかでしょうか エリア・マネジメントという考え方で、 もう少し H O A か 住

なと思いましたね。 なと思いましたね。 は組みというのは、僕は非常に方向としてはいい方向なんじゃないかいま。その地域の住民で決めなさいということで、条例に任せていたなと。要するに、主要な規制の仕組みをみんな条例に移しているんがありますね。あの法律を僕は見て、ああ、これは新しい方向の法律片桐 実は、その方向としては、最近できた法律で景観法という法律

めに縛っているわけですね。農地の所有権移転は一切許可制度になっ農地というのは、農地改革のあれもありまして、徹底的にがんじがら実は、私は農地制度を大分若いときに担当していまして、とにかく

んど上がらなかったんですね。 いかえるとか、そういう人で少し上がったところはありますが、ほというのがかなり厳しくなっていまして。だから、今度のあれでに買いに入れないわけですね。こういう人じゃなきゃ買っちゃいけない暴騰していないんですよ、日本の場合。要するに、だれでも自由ています。転用も許可制度。一筆一筆、全部。実は、農地の価格はあ

ば移転登記ができないわけですからね。 許可がなければ移転登記はで ースが相当にあったんですね。だから、そういう意味で、 です。後でにっちもさっちもいかなくて、不動産会社が弱っているケ きない。そういうのがあって、かなり農地の価格が上がったりしたん 額金を払って、 権移転登記の請求権保全の仮登記というのをやって、それで農家に全 かというと、不動産会社が農地を買えないんだけど、 あれば、 11 اڭ 列島改造のときはちょっと上がったんですよ。 これは何で上がっ あんなにがんじがらめに、全部一筆統制やっている土地制度で 確かに地価の暴騰というのはおそらくない 持っていたんですね。登記書には許可申請が出なけれ 金を払って所有 農地法みた た

ね。今や農地の価格というのは、どんどん収益性の関係で下がっていき、今や農地のののでででありますけどんがして、日本と似たようなことをやっているなといいのでが出てくるし、それで農地が上がると、ほかの金も入ってきて、日本が上がって、農家がどんどん儲かってしまうと、農地を買いに走る人が上がって、農家がどんどん儲かってしまうと、農地を買いに走る人でメリカは時々農地の価格が暴騰するんです。要するに、穀物価格

ますけどね。

域の住民の話し合いとかなんかとおよそ関係ない次元の話なんですよとがあるわけですけどね。だから、それは完全な中央統制なので、地化が副作用というか反射的な効果で、地価も抑えられているということがあるわけでそういうことをやっているわけなんですけれども。そ地価を抑えるのが原則じゃなくて、適正な耕作者に農地を配分したいて地価を抑えるのが原則からすれば、あまりそういう厳しい統制をしただ、市場経済の原則からすれば、あまりそういう厳しい統制をし

と。そういう仕組みというのは、かなり地についているとは思いますりますね。ですから、やっぱり市町村段階での計画というものを尊重の開発にしましょうと、そういう仕組みはかなりできてきつつあの開発にしましょうという計画がきちっとできれば、それは農地転用の開発にしましょうという計画がきちっとできれば、それは農地転用の開発にしましょうという計画がきちっとできれば、それは農地転用た、これで市町村段階できちっと計画をつくって、ここの農地は何かただ、農地も、次第に、農業振興地域整備法という法律がありましただ、農地

えば遊牧民族なんかは、金がたまると羊の数をどんどん増やすと。家一番大事な資産であるとかなり昔から染みついてるといいますか、例すけれども、やっぱり日本人は農耕民族の伝統で、土地を資産としてすね。やっぱり、『土地と日本人』という司馬遼太郎さんの本がありまとして一生懸命考えるというところまでは、なかなかまだ行けないでしかし、日本の場合には、まだまだ土地について住民が自らの問題

といいますか、蓄積の尺度になっているわけですね。るものに資産を増やしていくということで、羊の数がその資産の多寡畜のことをライブストックと言うんですけどね。要するに、生きてい

ってきているとは思いますけどね。 僕も土地問題の根っこにはそれが ね どれだけあの人は農地を持っているかという順番で席次が決まるとい あったのかもしれないなという気がしますね。 本人の心の底にあるのかもしれないなという感じはありますね。 あったんでしょうけどね。だけど、最近の事情はそういうわけじゃな 考えたんだなと。昔は生産手段として農地しかなかったということが っぱり日本人の富の蓄積というのは、みんな土地を中心にして昔から うので、そういう農村集落が結構ありましたけれどもね。 らい持っているかというのがその家の格を決めたと。 さえ持っていれば安心だというか、田舎のほうは特にそういう感じが いんですけどね。ただ、そういう昔からの歴史と伝統みたいなのが日 落の座談会へ行くと、高持ち順に席を決めているんです。 の格ばかりじゃないんですよ。僕は農村調査に行きまして、農村の集 ところが、日本人は大昔から土地の面積なんですね。 しかし、かなり最近のいろんな経済情勢から見ると、 江戸時代の大名 土地をどのぐ だから、 要するに 様子は変わ

ですか。よろしいですか。 北本 済みません、もう二時間も超えてきたんですが、皆さんいかが

ので......。 片桐 皆さんのお役に立てるような話をできたかどうか、心もとない

#### 土地行政 オーラルヒストリー

#### 藤原良一

S62.6~H元.7 国土庁土地局次長 H元.7~H3.6 国土庁土地局長 H4.6~H5.7 国土庁国土事務次官\_

インタビュー日時: 平成 19 年 6 月 8 日

[インタビュアー] (肩書きはインタビューの時点) 土地·水資源局 総務課長 川上 良 土地·水資源局 総務課長補佐 平瀬 敏郎 土地·水資源局 土地政策課長補佐 矢吹 周平 (財)土地総合研究所 理事 古倉 宗治

の゛ばい …。 川上 本日はお忙しい中、お時間を取っていただきまして、ありがと

いただきます。申しわけございません。いただきます。申しわけございません。藤原良一さんにお話をお伺いしたいと思います。藤原さんと呼ばせていくことを目指したオーラルヒストリーを実施しております。本日はの記録を生きた言葉の行政資料としてまとめ、今後の行政に活用しての記録を生きた言葉の行政資料としてまとめ、今後の行政に活用しての記録を生きた言葉の行政資料としては、土地行政について重要政策決定現在、国土交通省におきましては、土地行政について重要政策決定

くお願い申し上げます。 日は当時の状況を幾つかお伺いしたいと思いますので、どうぞよろしの急激な地価上昇の中で土地基本法の制定をはじめとする数々の土地地局次長、平成元年七月から平成三年六月まで土地局長として、当時地局次長、平成元年七月から平成三年六月まで土地局長として、当時藤原さんは昭和六十二年六月から平成元年七月まで当時の国土庁土

滕原 よろしくお願いします。

#### 戦後期の地価高騰

事に取り組まれたことはございましたでしょうか。 なるまでに、いろいろな職場で土地問題というものを強く意識して仕月に土地局次長にご就任をされたわけですが、土地局次長にご就任にど、さまざまな職場でご活躍をされました。その後、昭和六十二年六省本省だけではなく、地方建設局、茨城県、日本道路公団、自治省な川上 藤原さんは昭和三十五年に建設省にお入りになって以来、建設

県の鹿島開発担当課長という具合でして、それらの仕事が多かったも 藤原 気がします。 になっておりました。その後地方圏から大都市への人口の社会移動 要等もあって、大都市圏で二けたの地価上昇が見られるようになった 七年ですが、四十年代後半、例の列島改造論後の狂乱地価が鎮静化 るいは無秩序な土地利用などが常に意識にあったような気がします。 圏整備委員会事務局にも昭和四十四年から四十五年、 ところに昭和三十九年から四十一年にかけておりましたし、 住宅地の地価上昇が地方に幸いするかなという感じで見ていたような 時代の到来に期待していたわけです。そういう意味では、 口に移動するUターン、Jターン現象がみられるようになり、 ですが、ちょうど昭和五十四、五十五年ごろから、 まして、昭和五十年代初めのころは、 のですから、大都市における過密の弊害の一つとして、地価の高騰あ 域計画関係の業務が多かったわけです。 落ち着いてきまして、どちらかというとむしろ大都市圏から地方に人 わけです。地方では過疎化の深刻化、ローカル線の廃止問題等が課題 それと自治省の大臣官房地域政策課長時代、昭和五十五年から五十 今、 ご紹介がありましたように、 地価は比較的安定していたわけ 例えば近畿圏整備本部という 若いころ、 団塊世代の住宅需 地域開発とか、 引き続いて茨城 大都市圏の また首都 地方の

創設という意味では大変意義のある政策だったと思います。そのため、地の地価が高騰しました。これは就職前の話です。農地解放は自作農地に転用されたケースも多かったと思います。だから、都市近郊で農の中で大都市の地価が上がったですね。戦後農地解放された農地が宅価高騰の大きな波が二つあったわけです。昭和三十年代は都市化の波戦後の歴史を見ますと、昭和三十五年頃と四十七、四十八年頃、地

川上(今の農地の話は、昭和三十年代前半のころのお話ですね。面ではどうだったかなという気が今も若干持っています。日本の農業生産は飛躍的に向上したと思うのですが、土地政策という

# 昭和六十年代からの地価高騰

そうですね

がたいです。 がたいです。 がたいです。 か、あるいは大幅な地価上昇が見られた時期でございました。そ すとか、あるいは大幅な地価上昇が見られた時期でございました。そ すとか、あるいは大幅な地価上昇が見られた時期でございました。そ がたいです。 がたいです。 がたいです。 がたいです。

て心配していたことがあったと思います。 で心配していたことがあったと思います。 で心配していたことがあったと思います。 で心配していたことがあったと思います。 で心配していたことがあったと思います。 で心配していたことがあったと思います。 で心配していたことがあったと思います。 で心配していたことがあったと思います。 で心配していたことがあったと思います。 でい、もうとっくにご承知のまか、一九八〇年代後半(昭和六十年代)に入って、経済の国語が、一九八〇年代後半(昭和六十年代)に入って、経済の国語が、まあ、釈迦に説法みたいで、皆さん、もうとっくにご承知の

また、対米貿易が非常に好調でしたから、黒字がずっと続いていた

ね 思います。 クト促進のために国公有地の払下げ等がどんどん進められたわけです 財政出動はできない。むしろ小さな政府で、内需振興、 がまとまり、以後円高シフトしていきました。しかし、円高シフトす 用しないとだめだというムードでしたから、規制緩和、民間プロジェ し、政治のほうを見ますと、財政再建途上で財政制約が非常に厳しい。 前後して土地担保融資に支えられ地価がどんどん上がりました。 き下げられて、それが結構長く続きました。マネーサプライの伸びも る中で、経済不況を回避するために公定歩合が五%から二・五%に引 のですね。 ました。初めは、株のほうが先行して高くなったと思うのですが、相 九八七年以降は、二けた台になりましたから、 そういった施策が地価高騰に拍車をかけるような結果になったと そこで、 貿易不均衡是正のために一九八五年にプラザ合意 過剰流動性が発生し 民間活力を活 しか

が 早期指定による取引規制というか、価格誘導ですね。 おりますいろいろな諸対策の中でも、そういう視点から、 けないなと思っていました。 それともう一つは、即効性が期待されるような対策を優先しないとい 国土庁がみずから実行できるものが手っ取り早くできるわけですね。 二年ごろから、政府も閣僚会議等を開き、対策を講じましたけれども、 に抑制することを最優先にしなければならないと思いましたね。 と比べましても、これは異常な地価上昇と思われるので、これを早期 年のころの高騰に比べましても、非常に上昇が過激だと。 すなわち三十五、三十六年ごろの高騰、 !土地融資を活発に行っておりますし、不動産業界も住宅地等を買い 土地局次長に就任し、そういう状況を見まして、 総合土地対策要綱なんかに盛り込まれて 列島改造論の四十七、 過去二回の高騰 それと金融機関 経済の状況 監視区域

ん処分されたわけですが、その都度、いい値段がつくわけです。一年は西戸山、国鉄九段宿舎、越中島、蒲田などの国公有地がどんど十九年の品川の処分、六十年に入って、紀尾井町の司法研修所、六十すと、ものすごく高値誘導しているきらいがあったからです。昭和五そういう処分を見合わせていただくよう努めました。なぜかといいまには民活ムードの中で、国公有地の処分が進められておりましたから、進んでおりますので、金融機関と不動産業界に対する自粛要請、さら

そのうち八兆円近く、正確な数字はちょっと覚えておりませんが、国 きました。そうしたら、中村先生も、 員長だったか、 そう簡単にはいかないのですね。それで当時、 した。しかし、国鉄再建問題も非常に重要な問題でありましたから、 見合わせていただくことができないかと関係方面にお願いに上がりま 静化するまで処分を見合わせるというふうになっていると思います。 しかし、半年ほど後の六十二年十月の緊急土地対策要綱では地価が鎮 地については必要な条件を付けて処分していくと決定されております。 料で確認したのですが、六十二年三月の地価対策閣僚会議で、国鉄用 ましたので、しばらく処分を凍結できないかと思いました。先日、資 していたわけです。これがまた地価上昇に油を注ぐような感じがあり 鉄用地を処分して返済することとなっておりました。 になりました。たしか二十五、二十六兆円の債務を抱えておりまして、 これもちょっと不確かかもしれないのですが、 金丸信代議士のところに相談に行き、アドバイスをいただきました。 私は六、七月ごろに次長に就任したのですが何とか処分をしばらく また、国鉄が解散になり、清算事業団で国鉄債務が返済されること 部会長だったか、中村喜四郎先生のところに相談に行 それは大変だなということで、 その頃、 自民党建設委員会の委 処分計画が進行 土地問題等に

> ます。 川などの旧国鉄用地の処分はしばらく見合わせることになったと思い得をお願いして、運輸も辛いことだったと思いますが、不承不承、品中村先生が小此木先生に相談に行き、小此木先生から運輸事務方に説郎先生でした。神奈川選出の。それで、金丸先生のアドバイスに従い関する特別委員会が設置されておりまして、その委員長が小此木彦三

その後一年余りたちまして、地価を顕在化させない処分方法、信託うような気持ちではおりました。を検討して、できるだけ早い時期に処分を再開していただきたいといば土地信託方法とか、建物付きの処分とか、そういうふうな処分方法をの後、処分にあたっては、地価を顕在化させない処分方法、例え

方法とかをできるだけ使いながら処分していくというふうに決められ

たと思います。凍結はだから、一時的な対策でした。

され、 により、 制度は四十年代の初めごろ、一たん廃止されたのですが、大変な努力 特例税制という政策が非常に重要な機能を果たしておりました。 価の上昇を招く要因になっていたわけです。その際居住用資産の買換 取得価格に寛大で、すごく高い値で購入されるものですから、 であります山中貞則先生、このお二人に土地サイドからの事情を申し それと豊蔵さんが相談されて、政治的に力を貸していただいた立役者 に対しては、当時、 地価が高騰しました。都心の古い狭小な住宅地が極めて高値で地上げ してくれというふうな要請ですから、容易ではないですね。 それともう一つは、当時、都心では地上げが盛んで、 地上げされた方は郊外の住宅地を買い換えられるわけですが、 昭和四十八年に復活した税制なのです。それをもう一度中止 復活にあたって非常に努力された豊蔵元住宅局長 地上げにより 周辺地

いますね。 ないかねということで、最終的にはご了解を得たという記憶が残ってうな顔をしておられたけれども、こういう状況のもとでは、しょうが一度廃止していただきたいとお願いしました。豊蔵さんも非常に辛そ上げて、住宅政策上、大切な制度で申しわけないのですが、当面もう

と思います。 土地局に行ったときは、もう超短期譲渡所得税制度は案ができていた設省から、自粛要請をたびたび通達の形で発出しておりました。私が関は大蔵の銀行局を通じて、不動産業界には国土庁から、あるいは建くのほか、金融機関とか、不動産業界に対する自粛要請は、金融機

そういうふうなところが、印象に残っています。

しょうか。
しょうか。
しょうか。
しょうか。
しょうか。
いほど、当時の地価に対する政治の方々の認識も相当厳しいといいまたのだと思うのですが、やはりそのぐらいの決断をしなければいけなどういうふうに均衡を持って実施するかという一種の政治決断があったのだと思うのですが、そういったものと土地対策をあるいは住宅政策という土地対策とはまた違う政府の目的として非常住宅の買い換え特例の問題ということで、要はそれぞれ国鉄再建なり、川上 ありがとうございます。今、国鉄用地の処分の問題、それから川上 ありがとうございます。今、国鉄用地の処分の問題、それから

すね。それで、世間もマスコミも騒いでおりますし、国会でも各党、うと思って、気楽な気持ちで行ったら、局全体が沸き返っているのでれで、国土庁土地局というのは、そんなに忙しいところではないだろ長を二年していましたので、全くその辺の事情に疎かったのです。そ藤原 そうですね。私も土地局次長に就任する前は、建設省の人事課

ちで積極的に動きました。 事案につきましては、極力、建設省出身者が動かなければという気持ましたが、局長は農林水産省から来ておられましたので、建設関係のね。その渦中に入ったものですから、事情がよくわからない面もあり議をしておられる状況でしたから、既に大変な問題になっていました改革推進審議会がありましたから、そこに土地特別委員会を設け、審非常に心配している段階だったと思います。政府でも、例の臨時行政

### 監視区域、規制区域

はいかがでしたか。後、当初の指定に、いろいろご苦労もあったと思うのですが、その辺ちょうどご就任のころにこの制度改正は行われたと思いますが、そのしては、国土利用計画法を改正して、監視区域を導入するというのは、川上 今、お話のあった土地対策の中で、国土庁土地局固有のものと川上 今、お話のあった土地対策の中で、国土庁土地局固有のものと

していただくことが当座の課題でしたね。 まず自治体に理解 というですが、一年ほど遅れて、国土利用計画法を改正して、監 ものについては、都心何区だったかな、監視区域指定をしていただいた。まず東京都に先行して条例制定していただいて、五百平米以上の た。まず東京都に先行して条例制定していただいて、五百平米以上の たと思うのですが、一年ほど遅れて、国土利用計画法を改正して、監 たと思うのですが、一年ほど遅れて、国土利用計画法を改正して、監 たと思うのですが、一年ほど遅れて、国土利用計画法を改正していただいました。 早期指定をすべ ありまして、そこが中心になって行っておりました。 早期指定をすべ ありましていただくことが当座の課題でしたね。

ただ、地価の上昇のスピードが速かったものですから、初めは東京

ておけばよかった」と後悔しておりました。

ておけばよかった」と後悔しておりました。

でおけばよかった」と後悔しておりました。

でおけばよかった」と後悔しておりました。

でおけばよかった」と後悔しておりましたが、三百平米でしたが、その他は三百平米がらいでは捕捉率が出のすごく低いのですね。だから、どんどん厳しくやっていかざるがものすごく低いのですね。だから、どんどん厳しくやっていかざるがものすごく低いのですね。だから、どんどん厳しくやっていかざるがものすごく低いのですね。だから、どんどん厳しくやっていかざるがものすごく低いのですね。だから、どんどん厳しくやっていかざるがものすごく低いのですね。だから、どんどん厳しくやっていかざるがものすごく低いのですね。だから、水をささないでくれといって、大阪圏や名古屋圏に上昇が波及します。そのとき大阪にも、監持に高騰の激しかった東京都下ではね。また、平成二、三年ごろになけに高騰の激しかった東京都下ではね。また、平成二、三年ごろになけに高騰の激しかった東京都下ではね。また、平成二、三年ごろには、監督には、当初は大変なのです。東京が上がって、大阪が上がらいと思いまする。

「おいたが、当初は大変なのです。東京が上がって、大阪が上がらない。

「おいたが、当初は大変なのです。東京が上がって、大阪が上がらない。

「おいたが、当初は大変なのです。東京が上がって、大阪が上がらない。

「おいたが、当初は大変なのです。東京が上がって、大阪が上がらない。

「おいたが、当初は大変なのでする。また、平成二、三年ごろには、上にないですよ。と思いといいといいと思います。

なのです。難しい問題ですがね。に回らないように早期に対応して、鎮静化するというのが非常に大事上昇しますと、非常に弊害が大きくなると思うのです。だから、後手びは歓迎ですね。上昇の初期は。ただ、地価は、経済の実力を超えて効果で、上向きますしね。産業界の大部分のところで、ある程度の伸上昇のときは、やはり経済も活気づくのですよね。個人消費も資産

とはやらないで、うまく鎮静化できればいいと思っているわけですかだけ避けたい仕事ですよね。自治体のほうも、できるだけそういうこのですね。取引規制なんていうのは、そもそも行政としては、できるたんだと言われますと、私は総括して、微妙な判定評価しかできないそういう中で監視区域の運用に苦労したけれども、効果はどうだっ

と、そんなのでは済まないのですよね。と、そんなのでは済まないのですよね。しかし、まあ、マイルドな規制ですからね。届出で、極端にひらね。しかし、まあ、マイルドな規制ですからね。届出で、極端にひらね。しかし、まあ、マイルドな規制ですからね。届出で、極端にひらね。しかし、まあ、マイルドな規制ですからね。届出で、極端にひ

もらったのです。法に基づいて、どういう手続をとるか。どのようなともかく指定できるように検討しました。みんなに一生懸命勉強してで、法制度はあってもできません」とも言えないのですな。それで、ました。ご質問に対し、「そんなものはできません。これは伝家の宝刀昇が鎮静化しないので、国会でも、規制区域の指定について質問が出規制区域を指定すべしということがありましたし、あまりにも地価上その後、規制区域で苦労しました。臨調でも、時と場合によっては

ろ考えると、自由主義経済のもとでは、ちょっとやれないような制度 ければ許可にならない。それと解除するときがまた大変だったと思う それと許可する場合も、 トも見せて、こういう手順でやっていただいたら効果があると思いま ら」と言って、大臣と知事で話し合ってもらった。そうしたら、どの ていると思うのですけれどもね。規制区域については。そういった準 影響が予想されるか。その結果をまとめた小さいパンフレットが残っ のですね。解除したら、一遍に反騰する恐れがありますしね。 の居住用に供する場合などに限定され、えらい厳しい要件を備えてな 需要が周辺にはみ出し、周辺の地価上昇を招くことになりますしね。 指定時点で地価が凍結ですものね。地価が凍結したら、需要が強いと、 ですしね。要件に適合しているかどうか。また、指定してしまうと、 すよと言うのだけれども、正直言って、区域の指定そのものが難しい 知事さんも、それだけは勘弁してくれということでした。 パンフレッ た知事に会ってください。順次、大臣のところに来ていただきますか は知事が決断してもらわないと、難しいのですから、首都圏の主だっ に規制区域はできないかね」と言って、督促されました。「大臣、これ 備をする一方、発動は難しいなと思いました。大臣に、「君、ほんとう 物すごく条件が厳しかったと思います。 いろい 自己

て。自民党の先生とか、野党の先生にも必要に応じて説明しました。をやっているのですね。こんな激しいことは日本ではできないと思っって、二人で急遽。それで勉強したけれども、ものすごい激しいことはいか。五月の連休を返上して、韓国に勉強に行ってこいと言われまそういう中で大臣に、お隣の韓国では、うまくやっているようでは

だなという気がしましたね。

ないのですが。そういうこともありました。は、大部分、もとに戻しているのでしょう。その後のことは詳しくはと思います。あれはなかなか日本ではできないですね。韓国でも今で先生方も韓国に行って勉強しておられましたので、ご理解いただけた

| 『記念の音ではないです。 これらい こま、 舌感 これれに言われておりました。 なかなか鎮静化できず残念でした。 かなりのことをやっていたのですが、それでも生ぬるい生ぬるいと

藤原(なかったですね。どうせ、指定できないと高をくくって見られいうのはなかったのですね。か、それとなく皆さんにわからそうとか、ちょっと押えておこうかと古倉(規制区域の指定を勉強しているということは、話題といいます

せん。で、あれは抜かないだろうというふうな読みをされていたかもしれまで、あれは抜かないだろうというふうな読みをされていたかもしれまていたのではないですかね。そんな気がしますよ。やはり伝家の宝刀藤原(なかったですね。どうせ、指定できないと高をくくって見られ

古倉 抜いてしまうと、もう伝家の宝刀ではなくなると。

ね。 藤原 なくなるし、前後の混乱が相当大きいと思いますよ。副作用が

き過ぎるという意味で。川上(知事さん方も、やはり自分の地域の社会経済に与える影響は大

に僕は受け取りましたね。も、やはり地域の活力を阻害するのではないかと一番恐れていたよう藤原(そういう意味です。知事さんは、行政的な難しさもあるけれど

#### 金融の状況

川上 今、いろいろな施策のお話をお伺いして、もう一つ、最初のほ

って。一つだと思うのですが、この辺に期待することは大きかったのでしょ一つだと思うのですが、この辺に期待することは大きかったのでしょごろですと、特別ヒアリングがあったときですが、これも重要施策のうにおっしゃった中に、金融の関係がありました。当時六十二年七月

には、 うのは言いにくい雰囲気でしたね。というのは、プラザ合意で円高誘 政的にもそう思っていました。しかし、直截に金融を締めるべしとい 思うのです。その処理に当たっている政治家の先生もそうですが、行 藤原 融機関を指導してほしいという言い方なのですね。 の質問ではあまりなかったような気がしますね。 策について口出しをする人は行革審でもいなかったし、国会でも最初 ろうという意識はあったのだろうと思うのです。 だから、直接金融政 だから、それを総合的に判断して、金融当局が舵取りしておられるだ だから、金融政策が非常に重要だというのはだれでもわかっていたと ながら、過剰流動性が非常に大きい原因になっていたと思いますね。 そのためのいろいろな施策と一体となっているものですからね。 不要不急の土地融資は自粛というか、慎重に対応するように金 やはり地価高騰の原因は、都市部の宅地の需給逼迫もさること あっても、 金融当局

実需で、投機的取引ではないということでした。取得後の利用計画そうにまじめにヒアリングしていただいたようです。しかし、ほとんどと思うのですが、後になって、銀行の個々の融資について直接ヒアリの有無を確認した上で融資の適否を判断して欲しいとお願いしていたました。最初の通達の頃は、監視区域内の取引については、勧告通知おさまらない。それで、金融機関に対する特別ヒアリングをしてくれそういう指導通達を何回か発出していただいたけれども、なかなか

要だったと思います。
要だったと思います。土地転がしではないということだったようでの他を聞いても実需で、土地転がしではないと、土地関連融資が多い大手銀行のかの他を聞いても実需で、土地転がしではないといことだったと思います。

で、雪だるま式に高騰していく感じでした。という感じでした。金融と地価高騰は完全に一体のものでした。それとか、せいぜい七割とかと言われていましたが、当時は担保掛目が百%とか、せいぜい七割とかと言われていましたが、当時は担保掛目が百%けます。これはすごかったと思います。担保掛目は健全なときは六割けたが、地価が上昇し、転がり始めますと、土地担保融資でどんどんそれともう一つ、過剰流動性が存在する中での話かもしれませんが、

儲け損なうような感じになる人が多かったのではないかと思います。で、大きなキャピタルゲインをふところにしますと、乗り遅れたら、「一」というか、雰囲気に飲まれてしまったということですか。「一」というか、雰囲気に飲まれてしまったということですか。「一」というが、雰囲気に飲まれてしまったということですか。「一」というにとはやっていると、だんだん実態からかけ離れているとい古倉」しかし、金融当局とか、貸し付けている金融、特に大手ですね。

に。 たびたび警告を発しておりましたが、なかなか効果がありませんでしれたのもこの頃です。地価高騰が社会経済に及ぼす弊害をアピールし、う感じですから。一億総不動産屋といわれたり、財テクがもてはやさには使わず資産運用として使う。借りたら、また土地に投資するといという切羽詰まったニーズがあるでしょうし、借りる方は、本来業務銀行は、とにかくだぶついたお金を少しでも貸して、金利を稼ぎたい

どうなるか。金を借りた人は返せなくなるし、銀行も担保に取った土 バランスを回復するのは困難で、いずれ破局がくる。 半ばから、安定成長に入っていましたから経済成長と土地の高騰とが らいでちゃんと経済成長が追い付き、バランスのとれた姿に落ち着い れたこともあります。経済学者も当時は、フロー中心に勉強しておら に集まり、経済社会に大きな影響を及ぼす、と懸念していました。 地が値下がりして、銀行に使えない土地(いわゆる不良債権)が大量 ているのです。今回は、とてもそんなわけにいかない。経済は四十年 済諸指標からかけ離れて地価が突出した上昇をするのですが、五年ぐ すと、三十年代中ごろの地価高騰、四十七、四十八年の地価高騰は経 ロングスパンでみると、GNP、金利、 遠からず破局は来ると思っていましたね。ごく初歩的なことですが、 ます。当時、フローとストックの関係なんかよくわからない。 れる方が大半で、ストックの勉強をしている学者は少なかったと思い ある著名な経済学者から、「先行き地価はどうなるんですか」と聞か 消費者物価、地価等を比べま 破局になったら ただ、

よね。一回だけ、五十年ごろ、ちょっと地価公示が下がっております地価だって下がったことはありましたが、戦後はほとんどないんです経済学者でも「地価は下がりますか」なんて聞くんです。戦前は、

がね。 古倉 ほんとうは、彼らのほうが予測してもらわないと困るわけですしましたが、自信を持って破局を迎えますとは言えませんでした。した。山高ければ谷深し、それは下がることもあるでしょうと答えはが、ほとんどない。だから、当時は多くの人が土地神話を信じていま

感じが強かったのではないかと思いますね。のは、経済のフローの結果であって、あまり気にしなくて良いという盛んに研究され出したのは。それまでは、ほんとうにストックという藤原 それからですよね。ストックが経済の重要な部分と認識されて、

## 土地基本法の制定に向けて

川上 藤原 で、 し た。 労働界では、 かというのが各界のほぼ共通したような意識だったように思うのです。 土地に関する国民の認識というのがちゃんとできていないのではない のあたりの経緯についてお聞かせいただけますでしょうか と。こういったさまざまな動きが見られたところです。こういった中 団体は次から次と、いろいろな提案、提言をしてくることがござい 臨時行政改革推進審議会をはじめ、いろいろな団体、 を守るために土地については公共的社会的制約が課されるべきではな して危機感を持っている。 六十三年当時を見ますと、関係閣僚会議 政府による土地基本法制定というほうに動き出すわけですが、 また六十三年五月には野党四党による土地基本法案の共同提案 今もおっしゃっていましたように、当時の地価上昇に関して、 今、 お話がありましたけれども、非常に世の中全体が地価に対 適切かつ合理的な利用促進のため、 あるいは公共の利益 経済団体、

うじゃないかということでした。 する共通の意識を形成すべきであるとういうふうな答申も出ておりま なると、先ほどの野党四党の共同法案が国会に提出されました。そう 努めるべきであると決議しました。 そうこうするうちに、六十三年に が必要だと提言し、また、衆参両院の特別委員会では、昭和六十二年 年ですか、緊急土地対策で、土地についての公共性と私有財産として する国民意識を変えていく必要がある。 そういうことを再来させないように、国民の意識形成をしっかりやろ サスになりつつあったのではないかと思うのです。当時は。 を何回も繰り返しているようではだめだという認識が国民的コンセン したので、とにかく個々具体の土地対策もさることながら、 めるべしという意見が出ておりました。土地臨調でも国民の土地に関 いう具合で、各方面から、国民の土地に関するコンセンサス形成に努 制限及び負担のあり方について、国民的規模でのコンセンサス形成に 十二月、土地の公共性の観点から、土地の保有・利用・処分に関する の権利の調整がどのように図られるべきかについてコンセンサス形成 を受けることもあると主張をしておりました。 自民党では昭和六十二 つ、土地所有には適正利用の義務が伴い、公共的見地から私権の制限 か。 経済界では、 経団連なども発言しておりまして、 市場メカニズムを前提としつ 土地所有に対 だから、 狂乱地価

ですよ」と言っておられましたね。基本法案制定に向けて、そういうに聞きましたら、「総理は希望しておられた。総理の指示みたいなもののような形で国民のコンセンサス形成を図りたいという希望を漏らし法律なら理念法というか、宣言法的なもの、法律がだめなら国会決議総理は竹下さんだったのですが、竹下総理も、何かそういうことで、

を得ない環境になっていたと思います。皆さんの意見の盛り上がりで、国土庁としても前向きに取り組まざる

供給促進など、効果を上げてきている分野もあったと思うのですよ。 うというような割り切りも多少ありましたね。総合的に見れば、 ていましたが、局長とも話し合いまして、せめて簡単な理念法でもつ よ 将来のバブルに抑制的な面でお役に立ちたいという考えでした。 いう国民の責めに全く答えられない。せめて基本法制定で、 らも何回も招くようでは、あのときの土地行政は何をしていたんだと のですが、残念ながら、諸対策を講じたけれども、短期的にはうまく えることが政策として一番肝要だというのは先ほども言ったとおりな くろうということで土地局の意思決定をして動き出しました。 基本法に関する懇談会ができた後もまだ法制化に逡巡していたのです しかし、なかなか地価の沈静化には至らない。こういう事態をこれか いかない。これは財政金融政策の出動が思うようにならないからだろ 原則ですしね。 バブルの山が高ければ高いほど、副作用が大きいというのは経済の 果たして、そんなもので役に立つのか。 早く地価高騰を鎮静化させて、 効果があるのか逡巡をし 山を可能な限り低く抑

たと思いますね。て大変な識見を持った人でした。よし、努力しようということになって大変な識見を持った人でした。よし、努力しようということになっ僕の前任の局長は非常にシャープな人でね。農地の管理行政につい

懇談会の場の雰囲気といったところについて、何かご記憶されている間の間に精力的にやられたと思います。そういった方々の審議の場、のお集まりという感じがいたしますが、そういった方々が非常に短期が林修三内閣法制局長官以下、今、メンバーを見ても大変著名な方々川上 今、お話がありました土地基本法に関する懇談会ですが、座長

ことはございますでしょうか。

れたという印象ですね。 長のもとで各委員が淡々と自説を開陳され、意見交換して進めておら兼ねておられ、その下で主査をやっておられたと思うのですが、林座調のときも主査でした。委員長は行革の委員長である大槻文平さんがに耳を傾けておられたということですね。それと林修三座長は土地臨ました。一番印象的なのは、内海大臣が毎回出席されて、非常に熱心藤原 私が次長のころでした。その都度、傍聴させていただいており

に交わされていたと思います。それが一番印象に残りますね。 の関係についてどのように規定すべきか。これをめぐって意見が大いきね。あの報告書の終わりに若干、自然環境保全に留意すべきだとか、すね。あの報告書の終わりに若干、自然環境保全に留意すべきだとか、その中で基本法制定の意義とか、法律の基本的枠組み・内容につい

んの答えは、土地臨調の報告は、スローガン、モットーみたいなものら、なぜ今、消極的なのかという発言がありました。そのときの林されるのですよ。土地臨調では、公共の福祉優先をアピールすべきだという人と、それはもう憲法二十八条二項に書いてあるので、それ以上書く意味はない。そもそも土地公共の福祉優先をアピールすべきだという人と、それはもう憲法二十いうふうな立場、憲法二十九条二項の規定を敷衍するような格好で、大きく分けますと、とにかく土地に関して公共の福祉が優先すると大きく分けますと、とにかく土地に関して公共の福祉が優先すると

どっちかというと消極派のほうだと思いました。 5 国土の利用については公共の福祉優先と規定していますから、 ればよいのではないかというご意見でした。ただ、国土利用計画法に、 うような感じでしたね。それと稲本先生も、やはり法律学者ですから、 中で、公共の福祉優先と書くと、やはり私権そこのけそこのけで、 制限できるという前提で今までも法案を作成してきている。 の制限は当然できる。だから、公共の福祉の観点から、私有財産権 について公共の福祉優先と書くと、下手をすると全体主義国家みたい や消極的 ればよろしいというご意見でした。どちらかというと、法律学者はや 用計画法から後退した印象を与えるのはまずい。 いけれども、公共の福祉に十分配慮していることが文書全体からわか ではなしに、利用との関係で書くなら、ちょっと意味が違うかなとい 共の福祉絶対主義的な考え方が出てきては困る。 ただ、土地について しては、法律学者はおおむね同調され、成田先生は、 共の福祉を限定的に考えて、法案作成をやってきたことはない。 んは法制局長官をされていましたから、法制局は、 ためなら何をやってもよいということになっては、これは困る。 な印象を与える可能性がある。公共の福祉とは何ぞや、公共の福祉の わざわざ書かなくてもいいのだというご主張でしたね。 法律じゃないんだからということでした。 林さんの懸念は、 法律学の立場ではな しかるべき留意をす 憲法二十九条日 私有財産制 あまり公 国土利

けれども、現行法にあるものを削ることになると、なぜ削ったか、積難航の末、優先という言葉が入った。法律的意味はあまりないと思うこの方は国土利用計画法制定のときの中心人物ですが、そのときには、積極派は、やはり実務派なのですよ。元国土事務次官の下河辺さん、

めには、 思いますね。 ッシャーのもとで「優先」が入ることになったと言われていたように められないというのが法制局の見解だったのだけれども、 が心配だ。国土利用計画法のときは、「適合する」という表現以上は認 極的に説明し、 の意味がないと。田中先生も、現在及び将来の異常高騰に対処するた 公共の福祉優先ということをきちんとうたっておかなければ、 う。それと、そのほかにも、原さん(原孝文 と後ろに置かれがちだ。だから、優先という言葉があるほうが絶対に れと、細郷さんは横浜市長だったですが、公共の福祉は、ややもする 文言を使うことについては相当難航したとおっしゃっていました。 公共用地を取得するにあたって、苦労しておられたからでしょ 田中先生、田中先生はこの間、亡くなられましたが、原さんも 公共の福祉優先は絶対必要と主張しておられました。 国土の利用についてであっても、公共の福祉優先という 説得できないと、世論は後退と受け取るだろう。 読売新聞社調査研究本 政治的プレ 基本法 それ

その一点に関しては相当熱い意見交換がありました。が課される、そんな表現ですね。あとは、淡々と進められたのですが、使っておりません。土地については、公共の福祉のため、公共的制約になったのです。基本法の政府原案は、公共の福祉優先という表現はが取りまとめる際には、やはり座長であり、元法制局長官の林さんのこういう先生方の意見もありまして相対立しておりましたが、役所

# 土地基本法各省協議、国会審議

川上 懇談会報告が出たのが六十三年十二月で、それから年が明けま

えればと思います。その中で印象に残っている場面などをお聞かせ願いい国会審議、あるいは衆参両院での修正など、多くのポイントがあいい国会審議、あるいは衆参両院での修正など、多くのポイントがあい、土地基本法案につきましては、振り返ってみますと延べ五十時間が、土地基本法案につきましては、振り返ってみますと延べ五十時間が、土地基本法案につきましては、振り返ってみますと延べ五十時間が、土地基本法案にして、平成元年三月に土地基本法案が閣議決定されました。先ほど、して、平成元年三月に土地基本法案が閣議決定されました。先ほど、

ですよね。そこはかなり意見交換しましたね。はなく政策的にいろいろ誘導する必要もあるというのが基本法の立場とかについてです。適正地価は、常にマーケットで形成されるわけで上条の需給関係、マーケットメカニズムと地価の関係をどう考えるか特に苦労したのは一条関係ですね。大蔵省が非常にこだわりました。藤原 その前に法案作成のときに各省との調整があります。その際、

れでも公共的制約について議論があった。課されるものとするというような回りくどいような表現でしたが、そ福祉優先という言葉を使わないで、土地の特性に鑑み、公共的制約がにより、当初は福祉優先という言葉は使っていませんでした。公共のそれともう一つは、やはり公共の福祉との関係です。法制局の意見

その二点が特に印象に残りますね。

一日ありました。ただ、この第一一四国会では、リクルート問題とか、明と質疑が必要でした。 委員会質疑は本会議での提案理由説明の翌日るのですよね。 基本法と銘打っていますから、 本会議での提案理由説六月にやっと土地問題特別委員会に付託です。 結構時間がかかっていそれでいよいよ第一一四国会に提出しました。 三月に提出にして、

ちゃったんです。 消費税問題で混乱しまして、委員会質疑は一日だけで継続審議になっ

を受けたわけです。なっておりました。一回の審議で継続審議になり、僕がバトンタッチになったのです。平成元年十月ごろでした。このときは、私が局長に「第一一六国会だったと思うのですが、審議を再開しようということ

ということをちょっと言われたですね。ということをちょっと言われたですね。だから、「将来、この基本送巡しておられるような印象を受けました。社会党の綱領は当時はま会党にとって、土地基本法は先々役に立つのか、足かせにならないか、社大党とが中心でした。「これを審議して成立を期するのかどうか、社が第一党で、社会党の中でも衆議院は徳島の井上普方先生、長野の中野党の先生にももちろんあいさつに行きましたが、野党は、社会党

議院で十五日に可決されて、そして公布施行されました。 後参議院に回されて、十二月に参議院でもやはり審議をされ、ここでにごいいていろいろご相談を受けたのです。衆議院で修正可決は一時にの部屋へ来てくれ」と言われましたので、行きましたが、そと審議し、公聴会が十六日行われました。物すごい集中審議でした。と審議に入って、九、十四、十五日十月に委員会設置、十一月七日から審議に入って、九、十四、十五日十月に委員会設置、十一月七日から審議に入っていただきました。

たのが一つのポイントでしたね。その後は熱心にやってくださいましそういうふうに進んだわけですが、社会党が審議に応じてくださっ

いけないと思って必死になって先生方と折衝しました。でしたから、私もみんなが一生懸命つくってくれた案を廃案にしては院が解散の予定で第一一六国会で可決・成立しないと廃案ということと内心は思っておられたと思います。その国会が終わりますと、衆議た。ほかの野党の先生方も共産党を除き成立させておいたほうがいい

思い く基本法という名のつく法律はなかったと思うのです。久しぶりの土 ゕੑ やってしかるべきでしょうね」「そうだな」「五年に一回ぐらい見直す 制定してしまうと改正しにくいんじゃないかという懸念を持っておら 地基本法だったものですから、井上先生も、基本法というのは いしました。 のか」といった応酬もありました。そういうことを言いながら、 れました。しかし、「基本法といえども、一般法ですから、 「狂乱地価による深刻な社会経済問題に対処するため、 教育基本法とか、基本法流行りのときがあったのですが、 ますので、お願いします」という姿勢でした。昔は農業基本法と 改正は適宜 一步前進 しばら 一たん お願

か。これを明確にすることによって、国民の意識にある土地神話の打いて、公共の福祉を優先させる考え方は生まれつつあるのではないりわけ公共の福祉優先については、十五年前、国土利用について公共の高祉優先を打ち出している。あのときは国土の利用について公共のの福祉優先を打ち出している。下河辺さんとタイアップしながら、尽単に申し上げますと、井上先生は国土利用計画法制定のときにも、党単に申し上げますと、井上先生は国土利用計画法制定のときにも、党権を表示の、大臣にはよく頑張っていただきました。質疑については、ごく簡審議のときは、大臣は石井一大臣でした。今、民主党の副代表です審議のと

がら質問されましたね。こんなおかしな表現になったのだろうけれども」と慰めていただきなましたね。公共的制約を課すというのは。「しかし、国土庁は弱いから、破が可能になるのだと思うが、このおかしな表現は、なんだと言われ

国有地、 ばならないと主張されました。なるほどと思いましたね。 と国民に対する住民参加の権利付与でした。 か言っておられたですね。 ほかに土地行政の一元化、行政組織の整備、そういうようなこととか、 に権利を付与するという意味で住民参加についても規定を設けなけれ 課しながら、国民に権利を与えていないというのは片手落ちだ。 ですが、国民への協力義務も課している。 それともう一つは、 国鉄用地の売却を例にとりながら、 地方公共団体や事業者に責務を課しているわけ ただ、質問では、 しかし、 会計法の改正も必要だと 主として公共の福祉優先 国民に協力義務を また、 その 国民

Q。 の供給や公有地の拡大にも触れるべきだといった意見が主だったです 法とはいえ、具体的施策についても少しは触れないといけない。宅地 から、優先という文言を入れなければならない。また、理念法、宣言 また、基本法と名のつく限り、国土利用計画法を包含する法律なのだ するにあたって、修正も考えたいと思うから、柔軟に対応するように、 もう一人の社会党の中村茂先生は、冒頭、この基本法政府案に合意

ます。それと、二条の公共的制約については回りくどい、不適切な表でも適正な地価の形成でなければならないというご意見だったと思い形成される地価であれば、どんな地価でもいいといえるのか。あくまで形成される地価と書いてあったのですが、適正な需給関係のもとで善値人先生もよく質問されたですね。一条に適正な需給関係のもと

残っておりますね。されたのは、公的評価と行政の一元化でした。この辺が非常に印象に地開発を盛り込んでもよいのではないか、それに特に先生が強く主張現だということでした。また、具体的施策として、公有地の拡大と宅

思います。

思います。

思います。

とも法案に出ていないと質問されていたように本法の制定にはお骨折りいただいた方。地価に対する効果を考えると、本法の制定にはお骨折りいただいた方。地価に対する効果を考えると、金融だけれども。ちっとも法案に出ていないと質問をされました。

監視区域の運用についても気にとめておられ質問をされました。

ならに、公明党の藪中先生は、一番問題なのは、不動産業じゃなく

ならに、公明党の藪中先生は、一番問題なのは、不動産業じゃなく

を融だけれども。ちっとも法案に出ていないと質問されていたように

ないなければならないのだけれども、果たして、この土地基本法は、そ

ないですが、世界先生も随分、基

も一番多かったと思います。似たご意見が多かったと思います。公共の福祉に関する質問が、中で似たご意見が多かったと思います。公共の福祉に関する質問が、中で参議院に入りましても、いろいろありました。大体、衆議院とよく

し た。 党四党案にも盛り込まれていたものに則って修正意見がまとめられま ついては君の意見も聞きながらつくりたいと思うから、そこに座って られまして、これから野党四党で政府案に対する修正案を作成する。 と指示されましたので、 だったと思いますが、終了後、井上先生から夕方、 夜 いるようにというわけですね。 それで、先ほど触れましたように、衆議院の審議が終わった十六日 おおよそまとまったところで、国土庁に持ち帰って、 しかし、 私だけで対応できる問題ではないものですから、 伺いますと、共産党を除く野党の先生方がお 国会質疑で主張された内容、 部屋に来るように 庁内検討を 当初の野

あいすんなりとまとまったと思います。いますが、そんなにキャッチボールをしたわけではありません。わりした上で、野党に持ち帰ったりしました。多少、行き来があったと思して、大至急、各省調整を行い、与党自民党の先生方の意見をお聞き

た。当初、公的評価については一元化を図るよう厳しくいわれました均衡と適正化、組織の整備といった点を修正で付加していただきました。当初、公的評価については、相互のの福祉を優先すること、金融上の措置を税制の措置と同様に扱うこと、共の福祉優先について懸念しておられました。部長にお会いし、所詮、共の福祉優先について懸念しておられました。部長にお会いし、所詮、出ます。それと野党四党も、自民党も、合意された内容については、公思います。それと野党四党も、自民党も、合意された内容については、公審議を通じて、皆さんある程度、考えを整理しておられたからだと

ながらつくったということであります。 たりして下さいました。ということで、大いに皆さんのお世話になりお、与党の理事、粟屋委員、大原一三委員、桜井委員には、懇切なごも、与党の理事、粟屋委員、大原一三委員、桜井委員には、懇切なごも、与党の理事、粟屋委員、大原一三委員、桜井委員には、懇切なごも、与党の理事、粟屋委員、大原一三委員、桜井委員には、懇切なごを付して下さいました。ということであります。 ということであります。この附帯決議の取りまとめにあたってを付して下さいました。ということで、大いに皆さんのお世話になります。 ということであります。

相互の均衡と適正化で折れていただきました。

いうアイデアも入っていたわけですか。 川上 十六日の夜に呼ばれたときには、先ほどの土地行政の一元化と

省に相談してみました。真っ先に反対されましたね。(笑)ました。「先生、それは無理です」と。しかし、一応持って帰って、冬藤原(はい、ありました。それで、私もそのとき、一応、意見は言い

### 宅地供給促進策等

じめ、農水省からの国土庁へ出向者が多かったですから、この面の対市街化区域内農地の宅地化も宅地供給の促進の一つの柱ですから、この面の対また宅地の供給対策の主たる所管は建設省ですから、非常に心強いパまた宅地の供給対策の主たる所管は建設省ですから、非常に心強いパランスを確保することだと思っております。そういうことで総合土地藤原 中長期的な視点で見れば、土地対策の基本は、やはり需給のバ

策を検討する上でも好都合だったと思います。

じを私は持っていました。 出ていましたが、土地局から積極的に推進するのはどうかなという感出ていましたが、土地局から積極的に推進するのはどうかなという感達率の変更もあるのですが、地価上昇局面では、供給増にもなるけれ即効は期待できない。宅地供給促進策として、用途地域の見直しや容即までは時間がかかりますからね。心理的効果は大きいと思いますが、ただ、地価の高騰抑制という面から見れば、供給増による効果の発

Ιţ 場跡地の有効利用も、ハーバーランドとか、 かと思っています。 問題の国会決議などがありました。ある程度、 よる定期借地権制度の創設もあります。空中・地下利用の促進、 都市圏の市街化区域農地の宅地化、あるいは借地借家法の一部改正に 整備が推進されました。さらに、生産緑地保全法の改正による、 づく業務核都市として、大宮、浦和、立川、 ました。それから、需要分散のほうも多極分散型国土形成促進法に基 プロジェクトも、品川、 地価対策としての短期効果はともかく、 宅地供給対策が一番実績を上げていると今から見ると思うのです 大深度地下利用についても議論されておりました。 さっき、 いろいろな評価があるかと思いますが、 川上さんも触れられましたように、 有明などの都市化が進みました。 総合的な土地対策のなかで 八王子といった核都市の MM21など、 実を挙げたのではない 行政機関の移転、 東京湾沿岸地域の大 行政機関の移 公有地、 随分進み 三大 遷都 例え

と言っている手前、あまり具体的な施策を書くのはどうかという気持会でも、質疑がありましたが、原案作成の段階では、理念法、宣言法土地基本法でどういうふうに扱われているかということですが、国

たほうがよいという意見が出され修正に至ったと思います。というので、中村茂先生、菅直人先生や藪中義彦先生等から、明記し宅地供給促進を規定したつもりなのですね。ところが、抽象的過ぎる制等と並べて、土地利用計画に係る事業の実施という抽象的な表現でちもあって、十二条で適正な土地利用の確保を図るため、土地利用規

ことはなかったと思います。ことはなかったと思います。ことはなかったと思います。ことはなかったと思います。ことはなかったと思います。ことはなかったと思います。ことはなかったと思います。ことのないよう共通認識を形成することが成時も、二度と高騰を招くことのないよう共通認識を形成することが成時も、二度と高騰を招くことのないよう共通認識を形成することがだから、宅地供給促進は当時から大変意識されていました。原案作だから、宅地供給促進は当時から大変意識されていました。原案作

心強いパートナーでしたよ。さんの大変なご尽力もあって、短期間のうちに法律が制定されました。、先程、宅地鉄道一体開発、つくば新線のことを言いましたが、望月

思ったより円滑に着地できたように思います。は、宅地並み課税、長期営農継続制度など難しい課題がありましたが、いて、あるべき方向をまとめてもらったのです。そういうこともあっりーダーシップの下で、東京の農協の幹部の方なんかも入っていただリーダーシップの下で、東京の農協の幹部の方なんかも入っていただけに学者先生や有識者が入った勉強会をつくりました。片桐局長の市街化区域農地も、生産緑地法の改正に先立って、だいぶ前に国土

## 当時の国土庁土地局の様子

ンで見る必要があるなという気がいたします。それなりの形になっているというのは、いろいろな施策を大きなスパいつできるのだろうなと思ったことが、今から見れば、でき上がって、川上(今おっしゃられたつくばエクスプレスとか、業務核都市が当時、

うか。そういったエピソードについてお聞かせいただけますでしょけですが、当時の職員の様子ですとか、どういうふうに職員を鼓舞さ土地局の職員を局長、次長としてご指導される立場におありだったわを挙げて取り組んでおられたとお伺いしておりますが、この間、特にに大変な国民的な課題である土地問題に局を挙げて、あるいは国土庁のか。

藤原 悪化などいろいろあります。外国からは、外国企業の参入障壁になっ りました。地価高騰の弊害として、国民の住宅取得難、 変人心の荒廃を招いたのではないかと思います。 こういう深刻な問題 い問題だと思うのです。当時のバブル及びその後の崩壊の過程で、 低下、人心の荒廃などを招きます。 僕は、ここが長期的には一番大き 社会的不公平の増大ですね。 で退去しなければならない事態まで起こりました。それと何よりも ているとか、発展途上国のなかには賃料が高くなって、 の困難化、オフィスの賃貸料の上昇、それと地上げによる地域環境の 真の国民の生活の豊かさの実現を阻害しているという認識を持ってお を全土地局職員が認識して見ていたと思いますね。 地価の高騰は、極めて深刻な社会経済問題を引き起こしている。 ひいては勤労意欲の減退とか、モラルの 同時に、 大使館を畳ん 社会資本整備 強い世論

> す。 でいてくれていたのではないかと思いますね。職員の士気は極めていていてくれていたのではないかと思いますね。職員の士気は極めておして言うと、土地担保であれだけお金を貸すわけですから、土地に資をとしての有利性があるからです。この土地保有の有利性を減少させ、ただ、土地問題は原因がいろいろ複合しており、難しいですが、集約てくれていたと思いますよ。夜も遅くなることが多かったですしね。の盛り上がりもありました。だから、みんな、一生懸命職務に当たっの盛り上がりもありました。だから、みんな、一生懸命職務に当たっ

大臣のリーダーシップも良かったと思います。一、二、例を挙げさ大臣のリーダーシップも良かったと思います。とにかく率にです。短期的に地価を抑制する方策をどんどん講じ効果をあげたか定です。短期的に地価を抑制する方策をどんどん講じ効果をあげたかにでいただきますと、奥野大臣のときは、多極分散型国土形成法の制大臣のリーダーシップも良かったと思います。一、二、例を挙げさ

にから。 め、国会審議にあたって、ほんとうに熱心に答弁に当たってください それと先ほども少し触れましたが、石井大臣は、基本法の制定のた

ほども言いましたように、韓国に行って勉強してこいと言われたのがすから、土地神話打破のキャンペーンをやるよう指示されました。先制定後、佐藤大臣のときには、なかなか地価が鎮静化しないもので

臣ですか。それは失礼しました。」(笑)大臣が朝早く起きられて、 も四社ぐらいには張ってもらったのです。ところが、急でしょう。良 円ぐらい集まったかな。それで最低限、大臣に報告できるよう丸ノ内 まず地下鉄に広告を出すとともに、都内を走っているタクシーの後ろ クシー を見られたのですね。そうしたら、見えにくいところに張って にくいんですね。そうしたら、走り始めた日の朝七時か八時ころ、電 すから、あいているところは、上のほうです。 いスペー スが空いていないのです。 下のほうは既に全部張ってありま お孫さんのもよかったな。入選したのじゃないかな。それでタクシー て持ってこられました。土地局の皆さんに選んでいただいた。 大臣の ということになりました。たしか大臣も、お孫さんが書かれたといっ している。そこに土地に関する標語を書き加えてお茶を濁したですね。 した。地下鉄に乗って見たら、ほんとうに下手だから、目立つんだね。 家に頼めばお金がかかりますから、自分達で下手な絵をデザインしま 線をはじめ、 を得ず土地局の予算を寄せ集めたら、年度途中ですし、やっと八百万 けてあるからというわけですが、そんなもの全然ありませんよ。 はないんですよね。予算は内閣に行けば出していただけるよう話をつ のガラス窓に、広告を出そうということになりました。しかし、予算 佐藤大臣ですが、土地神話打破のキャンペーンをやろう。そのため 話がかかってきました。「佐藤ですが」、「どこの佐藤さんですか」「大 た。一般公募したら、時間も金もかかるので、職員中心に募集しよう (笑)一家団欒、家で楽しく、じいちゃん、かあちゃん、子供が暮ら タクシーの方は、長い用紙に標語を書いて、ぺたっと張ってもらっ あれじゃ、金をドブに捨てるようなものだとおしかりを受けま 主要な地下鉄に吊るし広告を出していました。絵を専門 しかし、上のほうは見 やむ

> プを発揮されましたね。 主な知事と会見され、意見調整を試みられるなど大いにリーダーシッした。それぐらい大臣も熱心でした。 規制区域についても、首都圏の

のだと思います。
ました。行政機関の移転に関して大臣としては、率先垂範したかったは現場が瀬戸内海のほうだから、本社を神戸へ移転するよう指示され絡橋公団の副総裁に就任しましたが、このとき井上大臣から本四公団行政機関移転に努力されました。私は国土庁事務次官退官後、本四連最後は井上孝大臣でした。もう私は土地局長ではなかったけれども、

を見なりにずげていた書いて、即門屋をかに見かまいた。 ないでも、土地行政に殉じてもいいと言ってくれる人まで出てきまらないでも、土地行政に殉じてもいいと言ってくれる人まで出てきまらないでも、土地行政に殉じてもいいと言ってくれる人まで出てきまらないでも、土地行政に殉じてもいいと言ってくれる人まで出てきましたよ。だから、それぐらい熱心にやってくれていましたね。寄せ集めの強は比較的円滑に進められた利点はあったと思いますね。寄せ集めの強法に対しているの出向者で構成されていたこともあって、各省庁との調整を見いなりましたが、後省庁からの出向者で構成されていたこともあって、各省庁との調整を見いましたが、

川上(ほとんどそのままに?)藤原(ぱっぱっとデザインを書いて、印刷屋さんに頼みました。

川上(ただ、十月に土地月間がありまして、その標語も引き継いでや種類かつくりましてね。もうそんなものは在庫なしでしょうな。クシーに張ったやつは、ちゃんときれいに標語を書いてあったよ。何茶色と黒ぐらいだったから、さえないポスターでしたね。しかし、タっと書いただけだから。色もたくさん使うと高いから、最低限の白と藤原(デザインといっても、おじいちゃん、おばあちゃんをくるくる

ています。っていますが、その標語は職員から募集して決める伝統は受け継がれ

藤原 そうですか

職員の中から出てきたのですか。 所まで行って調べたというお話がありましたが、そういうアイデアは川上(先ほどの土地転がしの実態を知るために、土地局の職員が登記

やってくれました。大部分は大蔵所管ですからね。 やってくれました。大部分は大蔵所管ですからね。 かといったって通産の所管もあるし、と渋っていましたが、追加していが、カエックしてみようかということになったのでしょうね。 は、チェックしてみようかということになったのでしょうね。 は、といったって通産の所管もあるし、と渋っていましたが、追加していたでから、ノンバンクものでしょうね。 は、といったのだと思います。大蔵省の藤原 基本的にそうです。私が指示したわけではありません。おそら

# 地価の動きの変わり目と金融

お感じになったことはございますか。また、それと合わせて、地価のつきまして、潮目といいますか、風向きの変わり目というものをまずの上昇、あるいは施策がいろいろあるわけですが、まず地価の動きにの上昇、あるいは施策がいろいる状況でございます。そういった地価融資の総量規制は平成二年四月に実施し、また地価税の創設は平成三昇は平成三年末まで続きました。その後、下落に転ずるというわけで川上 それでは土地基本法の制定後の状況ですが、東京圏の地価は上

お聞かせいただければと思います。感じになったこと、あるいはその後にお感じになったこと、あるいはその後にお感じになったことを含めて、動きと施策のスピード、タイミングといったものについて、当時、お

たような気がします。 たような気がします。 東京圏の地価の上昇テンポがぐっと鈍く、天井を藤原 そうですね。東京圏の地価の上昇をしたわけですね。東京圏で鎮静化しつ圏の中枢都市の地価が急上昇をしたわけですね。東京圏で鎮静化しつ圏の中枢都市の地価が急上昇をしたわけですね。東京圏で鎮静化しつ

界的な流れに逆行する総量規制は困難だと言っておられました。 規制の半年ぐらい前のことだったと思いますね。 直截に聞いたことがあります。 つて日銀は窓口規制といいますか、金融の量的規制をしていたことが 生懸命やっていただいているけれども、効果を見ると今一つです。 て説明したことがありますね。それと大蔵省銀行局長には、 緒だったと思いますが、経済同友会にも行って、そういうことも含め めを土地行政の立場からお願いしたことがあります。 総量規制は、その最たるものですね。 あると思いますが、今でもやろうと思えばできるのではないですかと し入れたわけではないのですが、立ち話でどうも特別ヒアリングを一 の拡大が軌を一にしておりますと説明した。それとなく金融の引き締 させていただいたことがあります。 地価の上昇テンポとマネーフロー の期間中に一度、日銀の政策委員会に行きまして、地価の状況を説明 そこで金融政策面でなにか手を打てないものかと思っておりました。 そのとき土田局長は、 金融については特別ヒアリング また、 金融自由化の世 大臣と一 正式に申

ね れません。 ちゃったんじゃないかな。これは私の推測です。間違っているかもし く言い過ぎているかもしれないけれども、もう少し早ければと思いま ĺĆ した。大蔵も日銀も、大阪等での高騰が著しかったので、びっくりし と、え! 今さらという思いが交錯し複雑でした。今だから、格好よ それで、平成二年四月、総量規制に踏み切られました。一応、 しかし、そのときの印象は、よく踏み切ってくれたなという感想 総量規制をやりますという通知は土地局にもいただいたようです

土地市場が小さいのだと思いました。 やはり大阪、名古屋の土地の需給の逼迫度合いが東京に比して弱く、 しかし、大阪は、ぱっと跳ね上がって、比較的早く鎮静化しました。

つあった。 平成二年時点ではまだ地価は全国的には安心できる状態で 価鎮静化のきざしが見えはじめたけれども、大阪、名古屋に波及しつ う気持ちでした。平成に入って、先程も言いましたが、東京圏では地 るかもしれないと懸念しながら、そういう意見を言ったことがありま がいいのではないかと思い、失礼だし、 ソフトな鎮静化、着地を念頭において、土地対策も舵取りをしたほう 年六月に、後任の鎭西さんに土地局長をバトンタッチをしたのです。 断してくれたと歓迎すべき気持ちで見ておりました。それで、平成三 はなかった。そのような中で、総量規制は、遅すぎたけれどもよく決 対策は後手に回りがちで、タイムリー に実施することが難しいとうい を重視しなければなりませんが、合わせて緊急対策も重要です。 年ぐらいたって、局長に、もう総量規制を外してもらったらどうか。 ちょっと脱線しますが、とにかく土地・地価に関する構造的な対策 しかし、やっと静まってきたとはいえ再上昇の恐れなしとはしな かえって局長の判断を邪魔す 緊急

> むという意見でした。僕自身は、この頃からソフトランディングでき て検討しているということでした。念には念を入れ、 ないかなと思う気持ちはありましたね。 ので、 ちょっとそれは早い。金融当局とトリガー方式の導入につい 用心しながら進

L١

速 ども事務次官会議後の記者会見の際に、監視区域の運用について質問 そのときにも、地価が鎮静化すれば、できるだけ規制は早く解いてい 記者クラブが断ってくれましたので、ことなきを得ました。 ブでは、私はそういう発表はしていない、あの記事は正確ではないと、 文をもって記者クラブに来られたようです。申し入れられた記者クラ なしではなく、状況を見て弾力的に運用すべきだと。そうしたら、 的に運用されるべき制度だと答えたのです。いつまでも指定のしっぱ だという趣旨の質問です。そこで監視区域は地価動向を見極め、 がありましてね。監視区域のような取引規制の運用を今後どうするの くべきだという気持ちはありました。 の住宅取得難が緩和されていないのに何ということを言うんだと抗議 日の某紙の一面に「監視区域の緩和・解除の方針」と出たのです。 それと、監視区域については、正確な日にちがわからないんだけ 連合が抗議の記者会見をしたいと申し入れてきました。 まだ庶民

なり、 かなかったね。 ていました。しかし、根が深過ぎて、大き過ぎて、そんなわけにはい るだけソフトランディングで収束していけないかなという希望を持っ て、ソ連の崩壊やグローバリゼーションの進展等いろいろな要素も重 したが、行政は弾力的にやるべきだという考えでした。そして、 局長時代は、まだ監視区域の解除は時期尚早という気持ちでおりま 厳しい後遺症に見舞われました。だから、狂乱地価を再来させ その後の十年、十五年を見ますと、 資産デフレに加え

てはだめです。

弾けていたのですね。半ば不良資産化していた物件を高値でつかまさ 買ったりしました。ところが、そのころ、アメリカではもうバブルは 国の不動産を買いに入った時期があったでしょう。それでアメリカや カの状況について、日本国内では我々土地局も、産業界も学界も知ら 過ぎた買収を慎むように通達を出してもらったことがあったと思いま 設省でもわからない。そこで、せめて建設省から不動産業界に、 資産買いに入っているか、問い合わせましたが、全くわからない。建 いは自粛したほうがいいから、大蔵に、どれだけのスケールで、 れている。建設省と相談して、国際的な顰蹙を買うような外国資産買 ヨーロッパの歴史的な資産まで日本の不動産業界などが買って顰蹙を ない。国際オンチだった。日本の不動産が高くなり過ぎたからか、 世界的現象だったような感じがありますね。ところが、当時のアメリ るのですよね。それがヨーロッパに波及し、日本に及んだ。バブルも が、あのときも、バブルは二、三年先行して、アメリカで起こってい それと、これは皆さんのほうが勉強しておられて詳しいと思います しかし、結果的には、ババをつかまされました。 外国 行き

れは反省ですけれどもね。ったと思います。幅広に勉強しておかなければなりませんでした。こ策を講じた。日本は、そういうアメリカの事例も殆ど勉強していなか処理し、あまりバブル崩壊後のリアクションを大きくしないように対関が数多く倒産しましたが、いち早く公的資金を投入して不良債権をアメリカでは、バブルが弾けて、貯蓄貸付組合という小さな金融機

きませんでした。結果的には、公的資金を何十兆も注ぎ込むこととな日本では、当初、公的資金の金融機関への投入については円滑にい

すが、大きな問題でしたね。りましたでしょう。事後対策、これは、国土庁の業務範囲ではないで

ます。グローバル化し、地球が小さくなりました。 これから地価、土地問題もますます国際的な経済問題になると思い

#### 現状について

平瀬 今の地価はどんな状況だと思われますか

くくなるのではないか、そこら辺が気になりますね。し、肥大すると、過剰流動性の発生や行き過ぎた投資が一層補足しにめる手段がいろいろ変わります。証券化とか。不動産の証券化が発展れるお金の形態というのは、その時々で変容していきますね。金を集ただ、土地とお金の問題は常に意識しておいたほうがいい。土地に流藤原(今は、そんなに心配するほどではないと思っているのですが、

ば ಠ್ಠ こら辺の判断が難しいですがね が うして見るか。収益との関係で考えて、 わけですから、見えやすいのですよね。これから見えにくいものをど れども、現に、バブル化しているという人もおりますから、注意しな しているという人もいますよね。 いといけないと思っています。従来は、土地を担保に、 から、上がっても限界がある、心配しなくても良いという人もいるけ 鑑定士さんの意見を聞いても、私募債では明らかに一部、 ね そんな心配することはないんじゃないかなという気はするのです 利用価値に応じて妥当な値付けが行われるような形になっていれ あまり冷やしてしまうと、経済にマイナスになりますから、そ 収益還元的法を重視してやってい 適確に評価し、情報を公開す 融資を受けた バブル

いの取引の動向はどうかとかといった点を注視することが大切ですか どういう形の金がどれほど流れているのか。 キャピタルゲインねら

#### 学者の論調今昔

古倉 書かれているようなのですね。そういう当時の議論の中で目立ったも そういったたぐいのものが百冊か、二百冊ぐらい、土地問題だけでも っていってくれと言われてですね。当時、俗本、奇本といいますか、 長谷川徳之輔先生なんかも、いろいろ議論を展開して、百家争鳴的な はありますか。 何か印象を持たれたことは、 のといいますか、あるいは、こういうふうな議論はどうだったとか、 を退官されて、部屋にいっぱい要らない本があるから、よかったら持 長谷川先生のところにお伺いして思ったのですが、ちょうど明海大学 といいますか、いろいろなコメントがありました。 ば有名な学者で野口悠紀雄さんとか、岩田規久男さんとか、あるいは 民間側といいますか、大学の先生とか、いろいろなコメンテー 今の議論に関係しているのですが、当時の話にもう一回戻しま いろいろな議論を展開していたかと思うのですが。 何か思い出に残っておられるようなこと 例えば、この間 例え

地の取引に流入する資金を抑制したらどうかとかと言っておられまし 交換をしましたよ。 郎さんなんかは、たびたび、 野口悠紀雄さんは、前から土地証券みたいなものを発行して、土 意外とないのですよね。土地臨調にも参加しておられた飯田久 割合、穏当な判断をしておられる先生と思いまし 僕のところに来られて、 いろいろ意見

藤原

そうでしょうね。

金との因果関係が強いと思います。

ただ、繰り返しになりますが、

土

上昇を前提にしないと成立しにくい対策はどうかと思いました。 た。 しかし、 地価上昇を鎮静化しようとしているときですから、 地 価

し た。 すべきではないかということをしきりに言っておられます ちょっとシステム化して、これから出てきたときにしかるべき対応を さっき言われた伝家の宝刀みたいな感じで用意はしておいて、 うか、あるべきだと思うんだけれども、当面の緊急措置といいますか、 をまず頑張ってやるべきだと。それから、法律の先生は、どちらかと ことをしきりに言っておられて、これからもしあったとしても、 ういうものを前面に出して対策を講じるべきではなかったのかという 言われたように、金融政策といいますか、税政策といいますか、 聞いてみたことがあるのですが、大体、経済学者の先生方は、さっき 名と頻繁に、どういう状況ですかと。それと若干、当時を振り返って 都市計画や土地利用の先生ですね、大体八名ずつぐらい、 投機の防止、 あると。ということは、両方から共通して言えることは、 ときはそれを使うべきかもしれないけれども、存在することで意義が いうと、そういう土地取引規制というのはあってもおかしくないとい かく規制という名前から、ちょっと一歩引いて、まさに金融とか、 生に、現状とか、経済学者の先生、あとは法律学者の先生、 古倉 去年、たまたま土地局さんから委託といいますか、何人方の先 ないという点では大体共通していたんじゃないかと思いま 殆ど全て地価の異常高騰への対応策をめぐる議論だったと思います。 長谷川徳之輔さんも含めて狂乱地価を何とか抑制しないといけ 仮需要の抑制、 供給促進、機能分散など多岐にわたりま 金融をもう 合計二十四 それから

係わって下さったほうがありがたいですよね。異なりますから、土地に関する法制度まで含めて、学者がもっと大勢金融対策までいろいろありますからね。経済学者の関心も専門分野でいろあり、また、そのための手段として、取引規制から、税制、財政、地対策はフィールドが広く、需要・供給対策、分散促進対策などいろ

にはずっとご指導いただきました。 基本法の制定、土地政策審議会の審議などで、稲本先生、成田先生

況があるわけですから。 古倉 ちょうどバブルのときは、さっき僕が言いましたように、百家古倉 ちょうどバブルのときは、さっき僕が言いましたように、百家古倉 ちょうどバブルのときは、さっき僕が言いましたように、百家古倉 ちょうどバブルのときは、さっき僕が言いましたように、百家古倉 ちょうどバブルのときは、さっき僕が言いましたように、百家

いといけませんね。
いといけませんね。
いといけませんね。
が過ぎると民間では取引規制が厳し過ぎたとか、政治がこんなふう臓が過ぎると民間では取引規制が厳し過ぎたとか、政治がこんなふう臓原 バブル崩壊による経済界、不動産業界への影響が深刻でした。

古倉 その辺は、これから土地行政がどういう方向に向かっていくの

か。また難しい局面かもしれませんね。

からね。

ないですよ。そういう中で蓄積を重ねていくというのは。参加しただき勉強を続けていくということは、さしあたり、土地政策、土地族原 適宜、これというテーマを選ばれて、学者の先生にも入ってい藤原 適宜、これというテーマを選ばれて、学者の先生にも入ってい

## 後輩たちへのアドバイス

今の後輩たちに向かってアドバイスがありましたら、最後にお伺い ような施策を講じていく必要があると私ども現在のメンバー は認識し 含めて、より的確に分析することと合わせて、地域の活性化に資する 今は理解しておるところでございます。 こういった今の新しい状況が ともに十六年ぶりの上昇と。 これは三大都市圏と地方ブロック中心都 こういったことは土地白書に書かさせていただいております。 土地神話については崩壊といいますか、土地が資産として有利である 土地基本法の制定、その後の地価の状況、こういったものを経験して、 Ш ているところでございます。 そういったところでございますが、 ありますので、私どもとしても、地価ですとか、新しい市場の動向も 市の土地の利用価値に合わせたような上昇というものになっていると 本年平成十九年一月時点での地価公示では、全国平均で住宅・商業地 そういう意味では、そういった意識が定着しているのではないかと。 ということは、随分、国民の皆さんに聞いても少なくなっていると。 芷 きょう、 いろいろお話をお伺いさせていただきました。 また、

たいと思います。

ておかれるということもいいような気がしますね。私のような雑ぱくな話ではなしに、きちんと検討して、整理・評価しなかったなという分野、いろいろだと思いますね。もし時間があれば、振り返ってみると、まあまあ成功したかと思える分野と、うまくいかの意見をお聞きしながら、行政も種々努力させていただいたのですが、藤原 先のバブルのときは、厳しい社会経済情勢に対処すべく、各界

いですね。大変なときのためにも。ご苦労ですが、そういう地道な努力を忘れずに積み重ねていってほし持っていただいて、勉強・検討を積み重ねていただきたいと思います。きは土地局は大変ですが、比較的平穏なときも、幅広い分野に関心をだから、地価が上昇したり、土地利用面での混乱が生じたりすると

きょうは、貴重なお話どうもありがとうございました。